

# 資料編

第5期



はじめに



## 目次

|                                          |     |
|------------------------------------------|-----|
| <b>第 1 章 計画策定の趣旨とこれからの地域福祉の在り方</b> ..... | 1   |
| 1 計画策定の趣旨と背景 .....                       | 1   |
| 2 これからの暮らしや社会の変化を見据えた地域福祉の在り方 .....      | 2   |
| 3 計画の位置づけ .....                          | 11  |
| 4 計画期間 .....                             | 14  |
| 5 計画の推進体制 .....                          | 15  |
| 6 計画の進捗管理と評価 .....                       | 16  |
| <b>第 2 章 柏市の地域福祉を取り巻く現状と課題</b> .....     | 17  |
| 1 人口の推移等 .....                           | 17  |
| 2 支援ニーズの現状 .....                         | 22  |
| 3 地域福祉の支え手・地域組織活動の現状 .....               | 30  |
| 4 アンケート調査・ワークショップ結果から見える地域の現状 .....      | 34  |
| 5 柏市の地域福祉を取り巻く現状と課題（第4期計画の総括） .....      | 44  |
| <b>第 3 章 計画の全体像</b> .....                | 48  |
| 1 基本理念と地域共生社会の全体 .....                   | 48  |
| 2 4つの基本方針 .....                          | 49  |
| 3 計画の体系 .....                            | 50  |
| <b>第 4 章 基本方針別の基本施策と取組の推進</b> .....      | 52  |
| 1 基本方針別の基本施策と取組 .....                    | 54  |
| 2 施策の進捗評価（「結果指標」の設定） .....               | 90  |
| <b>第 5 章 その他関連計画</b> .....               | 92  |
| 1 柏市再犯防止推進計画 .....                       | 92  |
| 2 柏市重層的支援体制整備事業実施計画 .....                | 97  |
| <b>参考資料</b> .....                        | 110 |
| 1 柏市健康福祉審議会条例 .....                      | 110 |
| 2 柏市健康福祉審議会 地域健康福祉専門分科会 .....            | 114 |
| 3 用語の説明 .....                            | 115 |

# 第 1 章

## 計画策定の趣旨とこれからの地域福祉の在り方

### 1 計画策定の趣旨と背景

本市では平成16(2004)年に第1期柏市地域健康福祉計画を策定し、「だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、共に、いきいきと暮らせるまち 柏」を基本理念に掲げ、地域健康福祉<sup>1</sup>の推進に取り組んできました。

少子高齢化や人口減少、デジタル化、社会経済状況の変化などにより、ライフスタイルや価値観の多様化、地域のつながりの希薄化による社会的孤立<sup>2</sup>など、社会状況は変化しています。こうした状況を踏まえ、国は「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、国民の安心した生活を支えるビジョンとして「地域共生社会の実現」を理念に掲げ、制度・分野の枠や「支え手」・「受け手」という従来の関係を超えて、人と社会のつながり、一人ひとりが幸せを感じ、生きる価値や多様な経験を実現できる生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる地域や社会をつくることを目指しています(図表1-1)。

図表1-1 地域共生社会の考え方

地域共生社会のイメージ



資料:厚生労働省 地域共生社会

<sup>1</sup> 本市が理想とする地域健康福祉像に向けて、福祉分野だけでなく健康医療等を含む、さまざまな地域福祉に関する施策を総合的、計画的に推進するための全体的な考え方

<sup>2</sup> 社会とのつながりが希薄になり、孤独や不安を感じる状態

本市でも高齢化や世帯構成の変化が進み、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化しています。介護、障害、子育て、生活困窮<sup>3</sup>等、従来からのさまざまな福祉ニーズに加え、個人や世帯において複数の分野にまたがるひきこもり<sup>4</sup>やこどもの貧困<sup>5</sup>、8050問題<sup>6</sup>、ダブルケア<sup>7</sup>、ヤングケアラー<sup>8</sup>など複合的な課題が新たに増えてきています。こうした状況から、今後は、課題を抱える個人や世帯への包括的な支援体制を構築するとともに、地域のつながりづくりを進めることで「人と人」「人と社会」がつながり、だれもが支えあい、自分らしく地域の中で暮らすことができる地域共生社会を目指すことが重要です。本計画は、すべての市民を対象として、「地域」という視点を基盤に分野を横断的に考え、地域に関わるすべての人と組織とが協力し合いながら支えあうための方針として策定するものです。

## 2 これからの暮らしや社会の変化を見据えた地域福祉の在り方

### (1) 地域福祉の考え方と役割

地域福祉とは、年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、地域で暮らすすべての人が人間としての尊厳を持ち、家庭や地域社会の中で、その人らしく安心して生活を送ることができるよう、地域住民や団体、行政等が協力し合い、共に生き、支えあうことです。地域福祉の推進にあたっては、市民や団体、行政等との協働による施策の展開が不可欠であり、市民参画を得ながら取り組んでいくことが重要となります。

一方で、高齢者の増加に伴い介護や医療の需要が増大し、持続可能な社会保障制度の確保が課題となっています。また、地域における相互扶助等の支えあいの基盤低下が課題となっていました。近年の新型コロナウイルス感染症の流行により、社会的孤立や精神的健康問題が浮き彫りになりました。さらに、頻発する災害等により、人と人のつながりや地域コミュニティの重要性が再認識されており、複雑化・多様化する暮らしの課題に対応するために、地域福祉の役割が拡大しています。

今後は、地域住民や多様な主体による活動の促進を基本とし、高齢者や障害者、生活困窮者、介護家族、子育て世帯等の支援、権利擁護<sup>9</sup>、孤独・孤立対策、再犯防止<sup>10</sup>など、多岐にわたる地域支援の仕組みを構築することが求められています。

<sup>3</sup> 生活困窮者自立支援法で定義される、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人

<sup>4</sup> さまざまな要因の結果として、就学や就労、交遊などの社会的参加を避けて、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のこと。

<sup>5</sup> 「相対的貧困（一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない人の割合）」のことを指し、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、さまざまな面で不利な状況に置かれてしまうもの。

<sup>6</sup> 80代の親と50代の子どもが同居し、経済的・社会的に困窮する状態になる社会問題。親が80代、子が50代を迎えたまま孤立し、生きることに行き詰るなどの、これまで見えづらかった地域課題

<sup>7</sup> 晩婚化・晩産化を背景に、育児期にある人（世帯）が、親の介護も同時に担う状態

<sup>8</sup> 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

<sup>9</sup> 福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること、及び表明された意思のこと。

<sup>10</sup> 地方公共団体が、民間協力者等と連携し、犯罪や非行をした人が再び罪を犯さないように指導・支援すること。



## (2)地域福祉に関する国の政策動向

地域共生社会の実現を推進するため、近年多くの制度改革が行われています(図表1-2)。

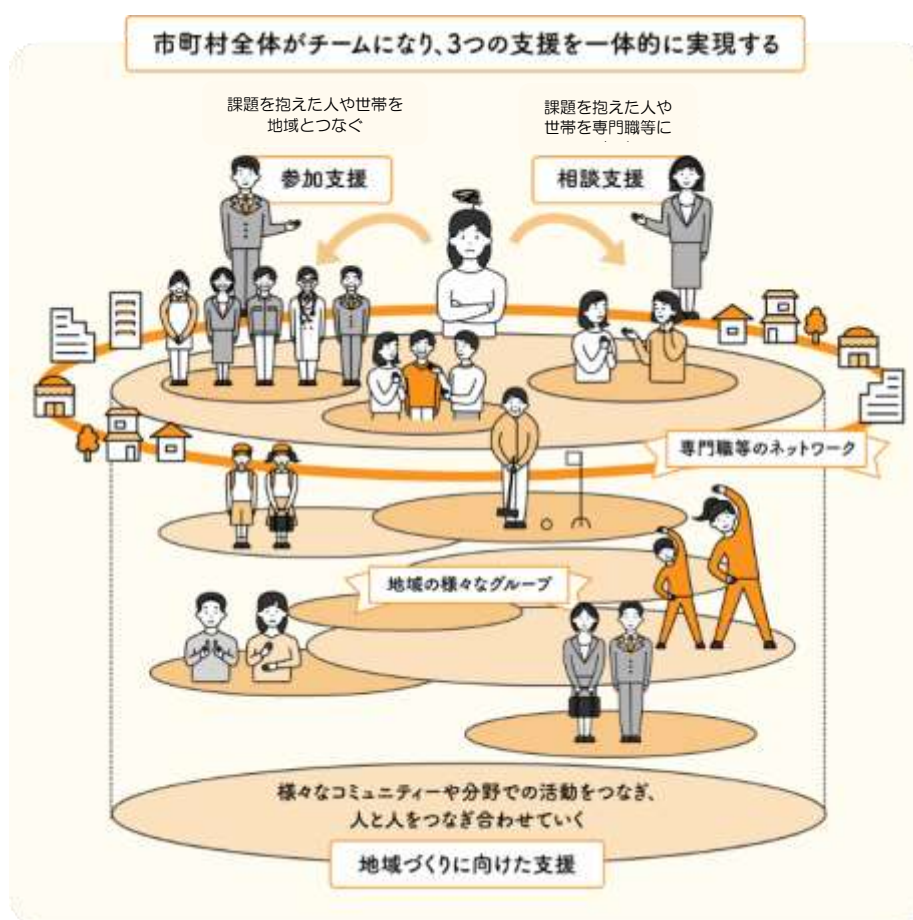
図表1-2 近年の主な法改正等

|                  |                                           |                                                                          |
|------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 平成27<br>(2015)年度 | 「生活困窮者自立支援法」施行(4月)                        | 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、所要の措置を講ずる                             |
| 平成28<br>(2016)年度 | 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行(5月)                | 市町村成年後見制度利用促進基本計画の策定の努力義務化                                               |
|                  | 「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定(6月)                   | 地域共生社会の実現の明記                                                             |
|                  | 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行(12月)                  | 地方再犯防止推進計画策定の努力義務化                                                       |
| 平成30<br>(2018)年度 | 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行(4月) | 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化            |
| 令和元(2019)年度      | 「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行(9月)       | こどもの貧困対策に関する市町村計画の策定の努力義務化                                               |
| 令和3(2021)年度      | 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行(4月)     | 重層的支援体制整備事業の創設及び実施計画の策定の努力義務化について明記                                      |
| 令和4(2022)年度      | 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定(3月)               | 地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備及び基本計画の早期の策定                                        |
|                  | 「第二次再犯防止推進計画」閣議決定(3月)                     | 再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明記                                                |
| 令和5(2023)年度      | 「こども基本法」施行(4月)                            | 「こどもまんなか社会」の実現と推進のために「こども家庭庁」の発足                                         |
|                  | 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(1月)               | 共生社会を「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会」と定義 |
| 令和6(2024)年度      | 「孤独・孤立対策推進法」施行(4月)                        | 孤独・孤立対策の基本理念、施策の基本事項等を規定                                                 |
|                  | 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行(4月)             | 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点に立ち、切れ目のない包括的な支援を行う                         |

令和2(2020)年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会の実現を目指す」ことが明記されました。また、生活課題を抱える地域住民を支援する体制の整備、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の創設等が規定されています(図表1-3)。

重層的支援体制整備事業では、これまでの制度・分野ごとの縦割りや「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、市町村全体がチームになって、課題を抱えた人や世帯を専門職等につなぐ「相談支援」、課題を抱えた人や世帯を地域とつなぐ「参加支援」、さまざまなコミュニティや分野での活動をつなぎ、人と人をつなぎ合わせていく「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実現する基盤づくりを行います。これにより人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指し、「地域共生社会」の構築を推進していきます。これらは、地域の人と人のつながりを創造し、多様な主体による地域支援が自主的・自律的に実施される社会を目指すものです。

図表1-3 国がすすめる重層的支援体制整備事業の概要



資料：厚生労働省 重層的支援体制整備事業

また、安全で安心して暮らせる地域づくりには、犯罪被害の防止が不可欠です。特に犯罪や非行に及んだ人々は、社会的孤立に陥りやすく、その結果、再犯のリスクが高まります。そのため、彼らが生活基盤を整え、必要な支援を適切に受けることが、再犯防止に向けた重要な取組となります。これらの取組を通じて、犯罪や非行を繰り返さない社会を目指し、再犯による新たな犯罪被害の発生を防ぎます。住民が世代や立場を越えて協力し、共に支えあいながら、安全で安心して暮らせる「地域共生社会」の実現に向けて、地域全体で取り組んでいきます。



### (3)本市における地域共生社会及び地域福祉の考え方

本市においても近年の社会情勢の変化などによって、従来どおりの縦割りによる制度だけでは十分に対応しきれない制度の狭間にある問題をはじめ、福祉的ニーズは多様化しています。

これらのニーズに対応するため、それぞれの分野における取組を進めるだけでなく、分野横断的な福祉課題への対応や健康福祉分野共通の基盤となる取組など、行政サービスの充実を図っています。

また、これからの地域福祉を考える上では「持続可能性」が重要な要素であり、公的な福祉サービスの整備に加え、市民一人ひとりが自分自身や身近な人と協力し解決する「自助」、地域活動・地域福祉活動を行う人たちや地域の関係者等が連携し、それぞれの役割や特性を活かして活動をしていく「共助」の重要度が、ますます高まっています。

地域づくりの中心は「人」であり、地域活動を将来的にわたって安定的かつ継続的に実施するには活動の担い手となる人材が不可欠です。

地域活動の中心的役割を担っている人たちに加え、これまで地域と関わりが少なかった人たちにも参画を促進し、地域に暮らす多様な個々の人材が、地域の中でやりがいや楽しみを感じながら活動に取り組んでもらうことが必要です。

本市では、これらの考え方や「市民アンケート」、「市民ワークショップ」、「各種データ」などを踏まえながら、地域健康福祉の取組を充実させる分野共通の視点について、庁内検討ワーキング等で議論してきました。その結果、これからの地域福祉を推進するにあたっては「だれもが活躍できる場や機会があると感じられる」、「みんなの多様なアイデアや経験を地域に生かせる」、「多様な考えや価値観などの理解を深める」、「地域の中に見守りの輪がある」、「互いの違いを認め合いながら尊重できる」の5つの視点を意識することが重要であるなど、各部署が推進する地域福祉関連の施策や事業に対する共通認識が形成されました(図表1-4)。

図表1-4 柏市における地域健康福祉の考え方



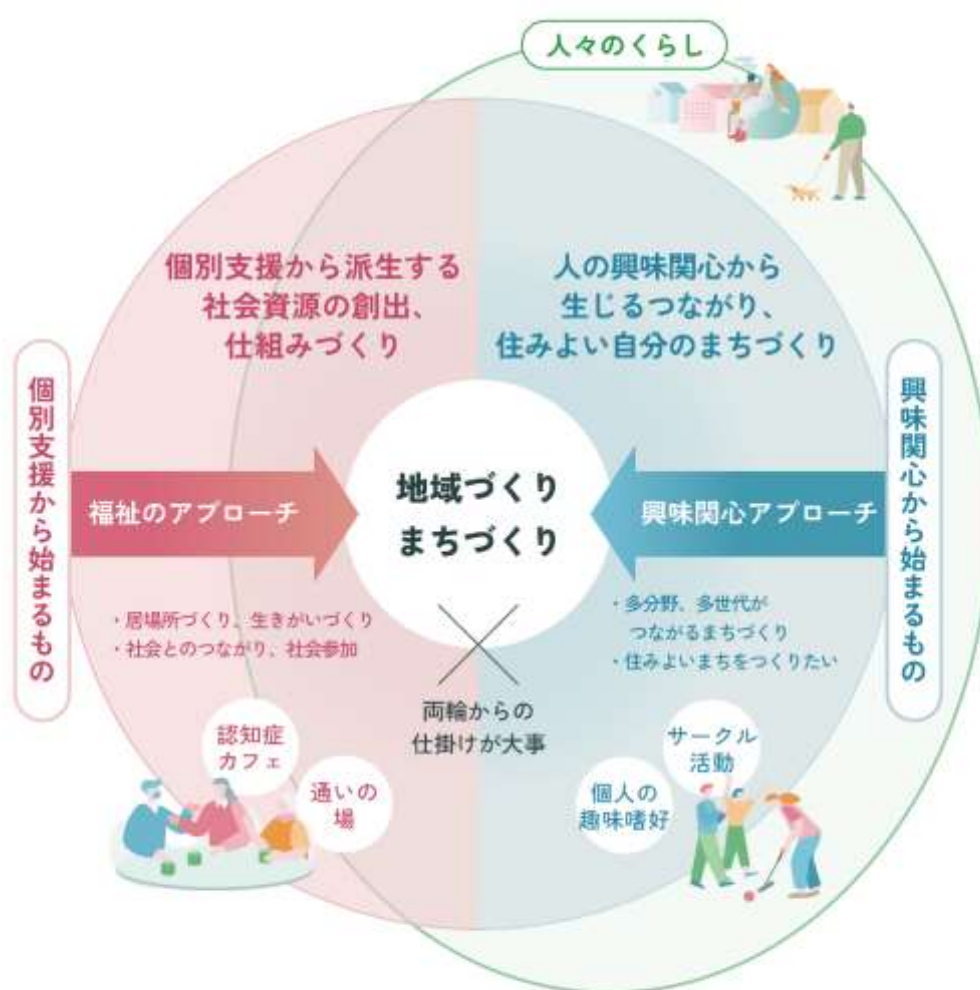
なお本市では、すべての市民が住み慣れた地域で充実した生活を営めるよう、令和4(2022)年度から重層的支援体制整備事業を実施しています。複雑化・複合化した地域生活課題<sup>11</sup>にも対応できる地域住民の助けあいや居場所づくりなどの取組に加え、課題解決が困難な事例に対して専門機関が知恵を出し合う取組として「福祉の総合相談窓口」を設置しました。相談窓口では、さまざまな課題を受け止め、専門の相談支援機関に適切につなげられるよう、分野の垣根を越えた包括的な支援体制を構築しています。また、解決が困難な課題に対しても専門機関等が知恵を出し合い、支援策を検討し、連携しながら課題解決に向けた伴走支援を行っています。これらの取組を有機的につなぐこと

<sup>11</sup> 福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上でのさまざまな課題

で、より充実した重層的支援体制の整備を進めています。さらに、取組の推進においては、まちづくりやこれまでの地域福祉活動との整合を図るため、地域の区分に応じた機能や役割を踏まえながら体制整備を進めています。

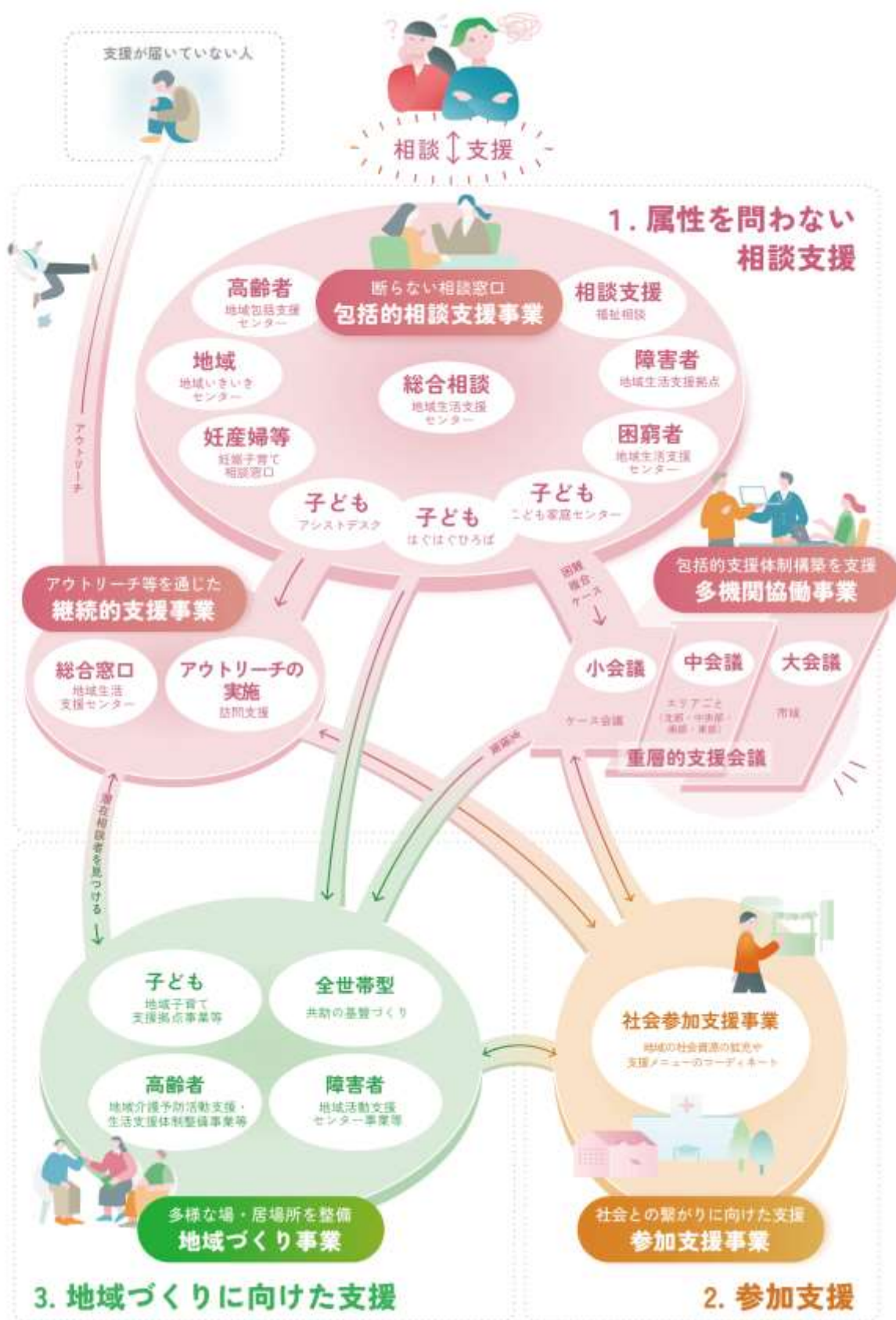
さらに地域の実践では、「地域を元気にしたい」という思いから始まったまちづくり活動が、地域住民の間で福祉への関心を深め、相互に学び合いながら地域課題に取り組む力となることがあります。このような活動は、個別の支援から地域全体の課題へと広がり、持続可能な地域づくりにつながっていきます。さらに、異なる活動が交わることで新たなアイデアが生まれ、地域の個性として育まれています。今後は、こうした活動が出会い、学び合う場を増やすことで、地域力を高める取り組みにつなげていきたいと考えています(図表1-5, 1-6)。

図表1-5 多様な担い手による地域づくり



図表1-6 柏市における重層的支援体制の全体像





本市では、市域を4つの圏域で区分し、これらの圏域を踏まえながら地域の特性に応じたまちづく

りを展開することとしています。施策やマネジメントを地域ごとに行う際に用いる圏域を大圏域(4エリア 北部・中央・南部・東部)とし、介護保険法など地域密着型サービスの基盤整備の単位となる「日常生活圏域」を中圏域(7つの圏域)で設定しています。また、最も身近な地域の交流や活動を行う単位である「コミュニティエリア」を小圏域(21コミュニティ)に区分し、設定しています。

第5期計画では、大圏域(4エリア)では、広域的な視点から施策を推進し、地域全体の調和ある発展を目指します。一方で、中圏域(7圏域)及び小圏域(21コミュニティ)では、地域の実情に即したきめ細かい福祉サービスの提供や、地域資源を活かした地域づくりの視点を重視し、より身近な生活圏での支援体制を整えています。これにより、地域全体のバランスを取りながら、市民一人ひとりが安心して暮らせる環境を整備しています。

図表1-7 柏市における地域(圏域)の設定

| 大圏域 | 中圏域 | 小圏域            | 主な相談支援機関                     |                       |                   |             |
|-----|-----|----------------|------------------------------|-----------------------|-------------------|-------------|
|     |     |                | 地域包括支援センター(※1)               | 地域生活支援拠点等(※2)         | 地域いきいきセンター(※3)    | はぐはぐひろば(※4) |
| 北部  | 北部① | 田中、西原、柏の葉      | 柏北部<br>柏北部第2<br>北柏<br>北柏第2   | 地域生活<br>相談センター<br>シャル | 田中<br>松葉町<br>富勢   | 柏たなか<br>若葉  |
|     | 北部② | 富勢、松葉、高田・松ヶ崎   |                              |                       |                   |             |
| 中央  | 中央① | 豊四季台、新富、旭町     | 柏東口<br>柏東口第2<br>柏西口<br>柏西口第2 | たんばば<br>センター          | 新富<br>豊四季台<br>新田原 |             |
|     | 中央② | 柏中央、新田原、富里、永楽台 |                              |                       |                   |             |
| 南部  | 南部① | 増尾、南部、藤心       | 光ヶ丘<br>柏南部<br>柏南部第2          | ふるーむの風                | 光ヶ丘<br>南部<br>増尾   |             |
|     | 南部② | 光ヶ丘、通井根        |                              |                       |                   |             |
| 東部  | 沼南  | 手賀、風早北部、風早南部   | 沼南                           | サポート<br>センター沼南        | 風早南部<br>風早北部      | 沼南          |
| 全域  |     |                | 総合相談 地域生活支援センター              |                       |                   |             |

※1 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、介護、保健、医療、福祉などのサービスを元気な時から要介護状態となった時まで、継続して利用する支援を行う機関。

※2 地域生活支援拠点等

障害者の相談、体験の機会、緊急の対応など、障害者の地域生活を一体的に支える拠点。一部コミュニティエリアが異なるエリアがあり。

※3 地域いきいきセンター

地域の課題解決と地域活動の活性化を目的に、柏市社会福祉協議会により設置されている身近な相談窓口

※4 はぐはぐひろば

就学前の乳幼児と保護者、妊婦が気軽にご利用いただける施設で、親子での遊び、他の親子との交流を図る拠点。また、子育てに関する相談や情報の提供なども実施。はぐはぐひろば若柴は、令和8年度末に再開予定。





#### (4)SDGsと地域共生社会の考え方

平成27(2015)年9月の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」と、令和12(2030)年を期限とする「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。SDGsでは持続可能な世界を実現するための17の目標(ゴール)と、具体的に達成すべき169のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています(図表1-7)。

少子高齢化が進み、さらなる人口減少の到来が想定される中、さまざまな地域課題はいっそう複雑化・複合化することが想定され、「持続可能な地域づくり」が喫緊の課題となっています。地域共生社会を実現させるためには、「支え手」・「受け手」に分かれることなく、すべての人が役割を持ち、お互いが支えあうことが必要です。また、地域の中にはさまざまな人がいるということ(多様性)を理解し、それを受けとめるということ(社会的包摂)が求められています。本計画は「誰一人取り残さない」という考え方や協働の推進など、SDGsに掲げている目標や方向性を同じくするものであることから、計画に掲げる取組を着実に推進することが、SDGsの推進につながると考えています。

図表1-8 SDGsが掲げる目標



### 3 計画の位置づけと策定プロセス

#### (1) 柏市地域健康福祉計画とは

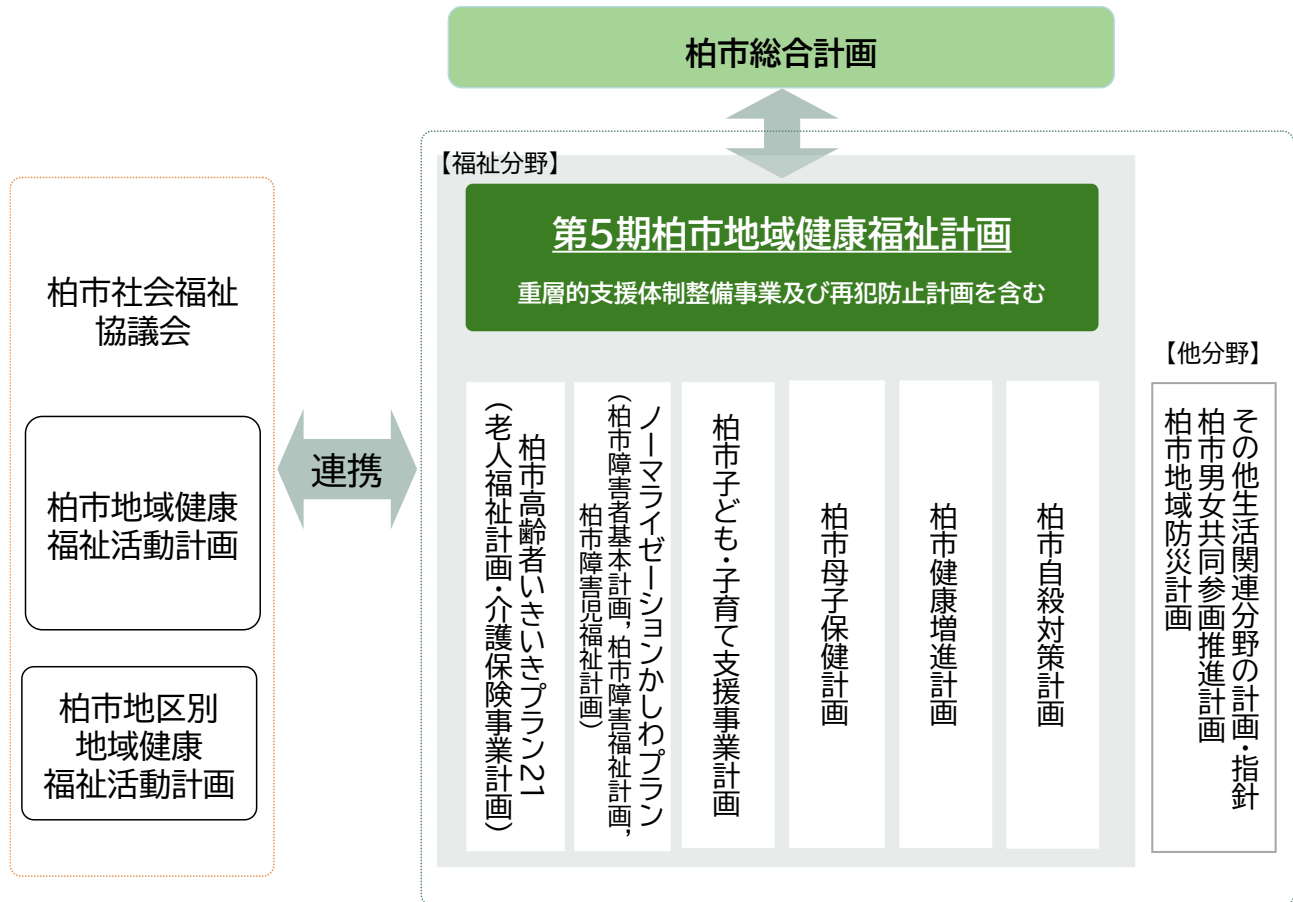
柏市地域健康福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけるものです。本計画は、地域健康福祉に関する理念や方向性を定めることを主たる目的としています。これに基づき、地域で起きている地域健康福祉課題について、地域に主眼を置きながら、そこに住むさまざまな世代の人々とともに解決をしていくことを目的としています。

#### (2) 上位計画、分野別計画・関連計画との関係

本計画は、諸計画を総合化する視点に基づき、上位計画である柏市総合計画、高齢者や障害者、子ども・子育てなどの分野別計画など、地域生活課題に関連する諸計画との調和、計画体系を踏まえた上で、策定を行っています。

| 区分                          | 概要                                                                                                                                                           |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合計画                        | 本計画は、柏市第六次総合計画を上位計画とする福祉の分野別計画です。                                                                                                                            |
| 分野別計画                       | 本計画は、分野別計画である「柏市高齢者いきいきプラン21」「ノーマライゼーションかしわプラン」「柏市子ども・子育て支援事業計画」「健康増進計画」等の上位計画として位置づけられており、地域福祉の推進に関する分野横断的な施策を示しています。                                       |
| 内包する計画                      | 厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（平成26年3月27日社援発0327第13号）」に基づく「生活困窮者自立支援」及び社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」を内包しています。 |
| 柏市地域健康福祉活動計画<br>(柏市社会福祉協議会) | 地域住民や各種団体が自主的・主体的な地域福祉の推進を目指す活動計画となっており、本計画の方向性を踏まえた車の両輪の関係になります。相互の連携を図りながら、計画的に地域福祉を推進します。                                                                 |

図表1-9 各計画との関係



### (3) 計画策定のプロセス

計画策定にあたっては、市民や地域の関係者の意見を反映し、市民・関係者・行政がそれぞれの役割を認識し、行動し、目指す姿を実現する「実効性」のある計画にするため、地域関係者と市による「柏市健康福祉審議会地域健康福祉専門分科会」を設置するとともに、庁内の関連部課の代表で構成される「地域共生社会の連携会議」で検討しました。

図表1-10 計画策定のプロセス





## 4 計画期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和12(2030)年度までの6年間です。社会情勢の変化や制度の改正、本市の総合計画等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

|                                                     | 令和<br>3 年度                  | 令和<br>4 年度 | 令和<br>5 年度 | 令和<br>6 年度             | 令和<br>7 年度<br>(2025<br>年度)                  | 令和<br>8 年度<br>(2026<br>年度) | 令和<br>9 年度<br>(2027<br>年度) | 令和<br>10 年度<br>(2028<br>年度) | 令和<br>11 年度<br>(2029<br>年度) | 令和<br>12 年度<br>(2030<br>年度) |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------|------------|------------|------------------------|---------------------------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 柏市総合計画                                              | 第五次総合計画基本構想                 |            |            |                        | 第六次総合計画基本構想(～令和16年度)                        |                            |                            |                             |                             |                             |
| 柏市地域健康福祉計画                                          | 第4期柏市地域健康福祉計画               |            |            |                        | 第5期柏市地域健康福祉計画<br>重層的支援体制整備事業実施計画及び再犯防止計画を内包 |                            |                            |                             |                             |                             |
| 高齢者いきいき<br>プラン 21<br>(老人福祉計画, 介護保険事業計画)             | 第8期柏市高齢者<br>いきいきプラン 21      |            |            | 第9期柏市高齢者<br>いきいきプラン 21 |                                             |                            |                            |                             |                             |                             |
| ノーマライゼーション<br>かしわプラン<br>(障害者基本計画, 障害者福祉計画, 障害児福祉計画) | 第4期障害者基本計画<br>(前期)          |            |            | 第4期障害者基本計画<br>(後期)     |                                             |                            |                            |                             |                             |                             |
|                                                     | 第6期障害福祉計画                   |            |            | 第7期障害福祉計画              |                                             |                            |                            |                             |                             |                             |
|                                                     | 第2期障害児福祉計画                  |            |            | 第3期障害児福祉計画             |                                             |                            |                            |                             |                             |                             |
| 子ども・子育て支援<br>事業計画                                   | 第2期柏市子ども・子育て支援事業<br>計画      |            |            |                        | 第3期柏市子ども・子育て支援事業計画                          |                            |                            |                             |                             |                             |
| 柏市母子保健計画                                            | 柏市母子保健計画                    |            |            |                        |                                             |                            |                            |                             |                             |                             |
| 柏市健康増進計画                                            | 柏市健康増進計画                    |            |            |                        | 第2次柏市健康増進計画(～令和18年度)                        |                            |                            |                             |                             |                             |
| 柏市特定健康診査<br>等実施計画                                   | 第3期柏市特定健康診査<br>等実施計画        |            |            | 第4期柏市特定健康診査等実施計画       |                                             |                            |                            |                             |                             |                             |
| 柏市地域健康福祉<br>活動計画                                    | 第4期柏市地域健康福祉活動計画<br>(令和元年度～) |            |            |                        | 第5期柏市地域健康福祉活動計画                             |                            |                            |                             |                             |                             |

## 5 計画の推進体制

本計画は、本市の地域健康福祉に係る課題を複合的に捉え、各分野で共通して取り組むべき事項や方向性を示しています。計画の実行性を高めるためには、各個別計画を横につなぎながら、分野横断的に施策を展開していく必要があります。そのためには、進捗状況の組織的な把握・共有ができるマネジメント体制と、職員が相互にコミュニケーションを図りながら、現状や課題を共有し、組織力の向上につながる仕組みづくりが必要です。

そこで、地域健康福祉に関わる庁内関係各部署や柏市社会福祉協議会による「地域共生社会の連携会議」において、各個別計画の課題を共有し、最適な取組の在り方を議論していきます。

図表1-11 「地域共生社会の連携会議」イメージ



## 6 計画の進捗管理と評価

本計画では、計画の進捗管理を「定量的な評価」と「定性的な評価」で実施します。

「定量的な評価」では、施策ごとに、主な取組の目標を設定した数値の評価に加え、基本方針ごとに結果指標として市民アンケート調査を実施し、評価項目の基準値に対して目指す方向性に進んでいるかどうか、進捗・評価を行います。市民アンケートは中間年度である令和8年度と、計画の最終年度の前年の令和11年度に実施し、結果指標を確認するとともに、地域健康福祉に関する市民の意識や動向を把握します。

また、「定性的な評価」では、施策や事業を推進する過程で見られる変化のプロセスを意識し、目指す成果に近づいているかどうか、地域共生社会の連携会議(庁内会議)を通じて進捗や状況の確認を行い、包括的な視点での進捗管理を行います。

定量的な評価と定性的な評価を総合的に分析した総括を行い、柏市健康福祉審議会地域健康福祉専門分科会に報告し、客観的・中立的な視点での点検・検証を行い、必要に応じた見直しなど実施します。

評価のイメージ



## 第 2 章

# 柏市の地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1 人口の推移等

#### (1) 総人口の推移と将来推計

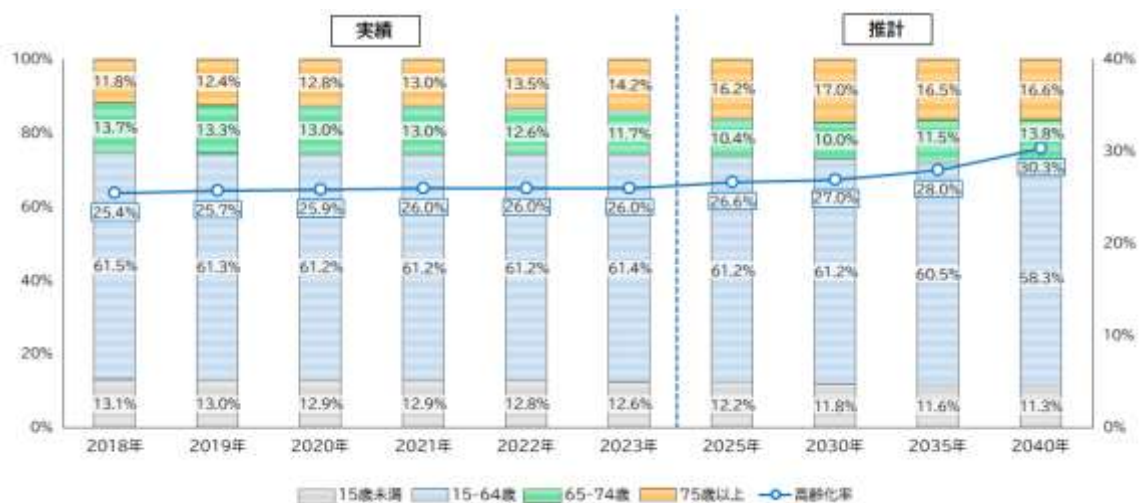
- 本市の総人口は増加し続けており、2023年は434,156人となっています。
- 総人口は2035年まで増加し、2040年以降は減少に転じることが予測されています。
- 団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年には、65歳以上の人口は134,793人となり、総人口の3割を超えることが見込まれています。

図表2-1 総人口の推移と将来推計



資料：住民基本台帳（各年4月時点） 柏市将来人口推計報告書（2023年推計）

図表2-2 人口構成割合の推移と将来推計



資料：住民基本台帳（各年4月時点） 柏市将来人口推計報告書（2023年推計）



図表2-3 4エリア(北部, 中央, 南部, 東部)別構成割合の推移と将来推計

| 年       | 北部         |            | 中央         |            | 南部         |            | 東部         |            |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|         | 65歳未満人口(人) | 65歳以上人口(人) | 65歳未満人口(人) | 65歳以上人口(人) | 65歳未満人口(人) | 65歳以上人口(人) | 65歳未満人口(人) | 65歳以上人口(人) |
| 2020年   | 75,272     | 51,208     | 87,446     | 54,686     | 53,858     | 52,357     | 29,984     | 22,828     |
| 2021年   | 75,919     | 52,750     | 87,089     | 55,492     | 53,226     | 53,258     | 29,618     | 23,473     |
| 2022年   | 76,074     | 54,455     | 87,066     | 56,727     | 51,811     | 54,379     | 28,932     | 24,177     |
| 2023年   | 75,423     | 56,149     | 86,659     | 57,922     | 50,575     | 55,262     | 28,230     | 24,982     |
| 2025年推計 | 98,324     | 34,516     | 111,220    | 34,754     | 74,793     | 32,267     | 38,362     | 15,431     |

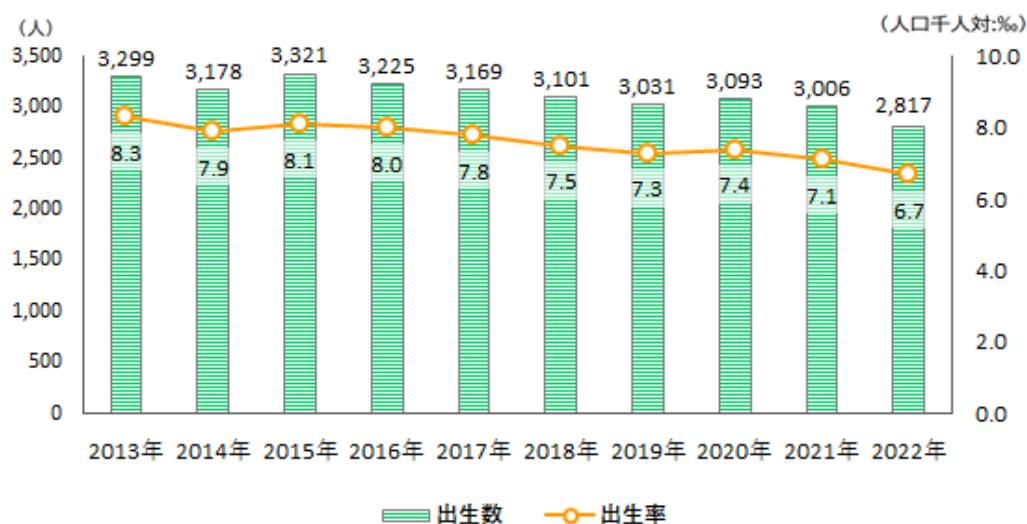


資料：柏市将来人口推計報告書（2023年推計）

## (2) 出生数・出生率の推移

- 出生数は増減があるものの減少傾向で、2022年には3,000人を下回りました。また、出生率も減少傾向で、2022年は2013年と比較して、1.6ポイント減少しました。

図表2-4 出生数・出生率の推移



資料：柏市統計書

### (3) 転入・転出者の推移

- 本市では、転入者数が転出者数を上回る「転入超過」が続いています。

図表2-5 転入・転出者の推移

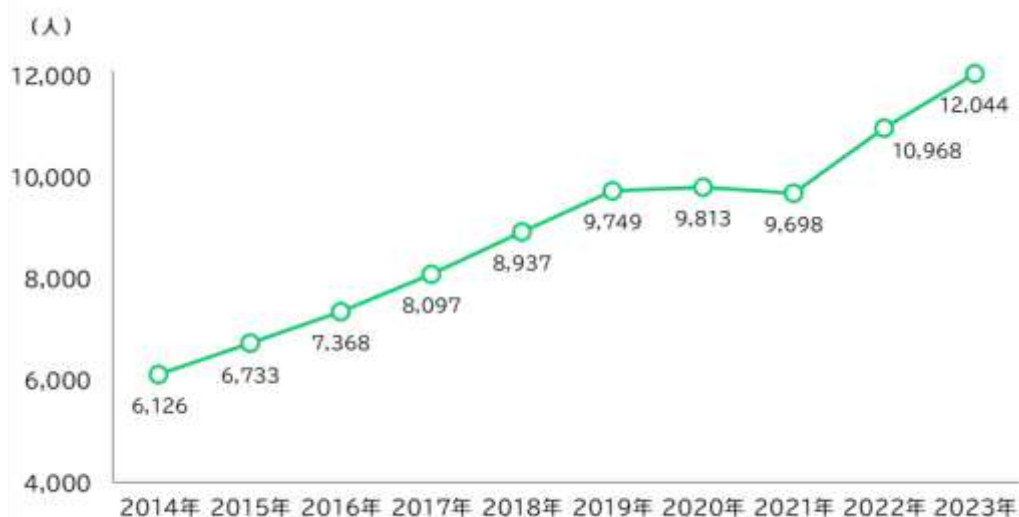


資料：柏市統計書

### (4) 外国人住民の推移

- 外国人住民の人数は増加傾向で、2022年には1万人を超えています。

図表2-6 外国人住民の推移



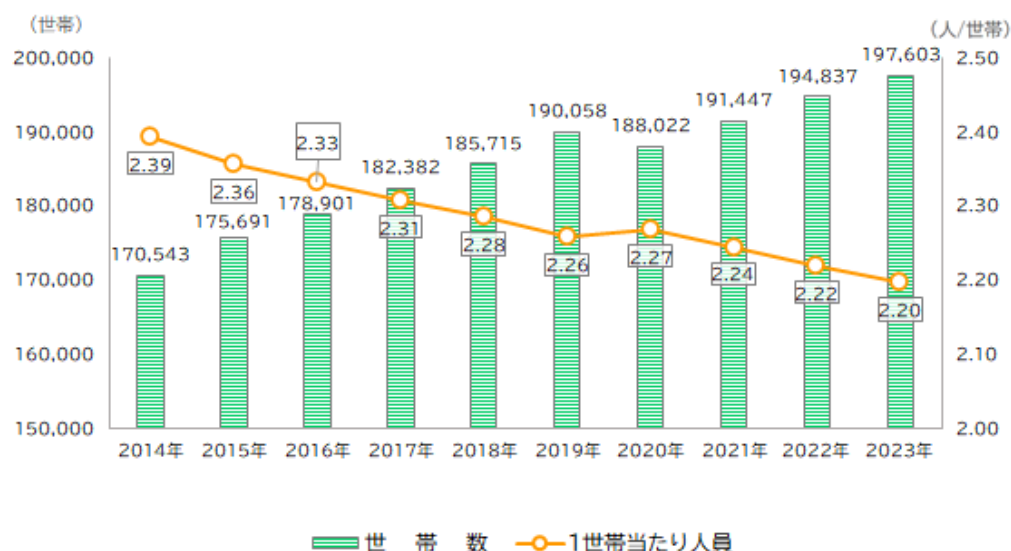
※平成24年7月9日住民基本台帳法改正により、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象(改正前は外国人登録法による登録制度)となったことから、対象者及び一部国籍・地域に変更あり。

資料：柏市統計書

## (5)世帯の推移

- 世帯数は増加傾向で、2023年は2014年と比較して27,060世帯増えています。
- 一方で、1世帯当たり人員は減少し続けており、2023年は2.2人となっています。

図表2-7 世帯の推移

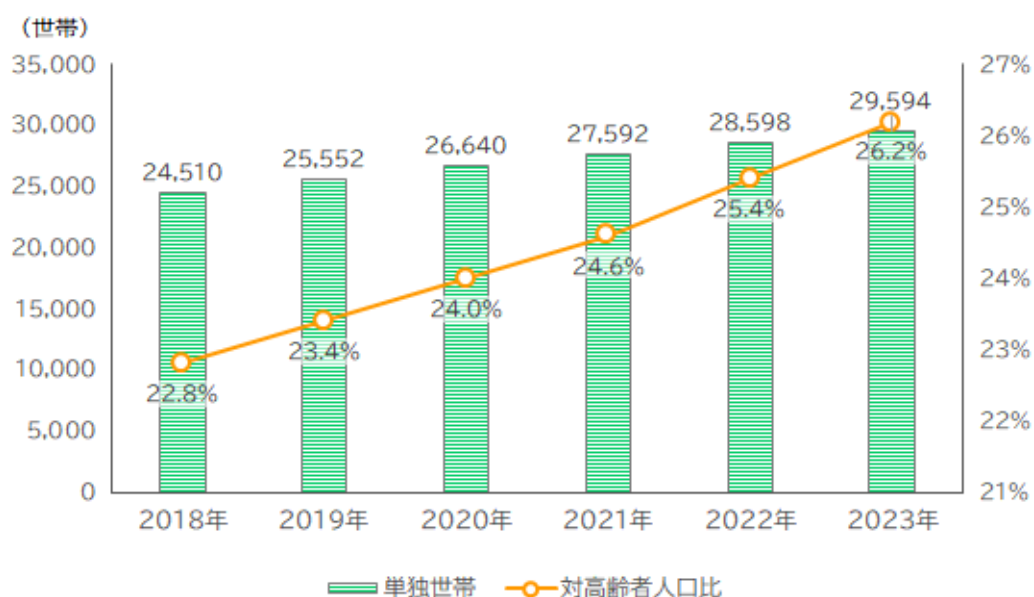


資料：柏市統計書

## (6)ひとり暮らし高齢者の推移

- ひとり暮らし高齢者は、2018年は24,510世帯でしたが、2023年には29,594世帯となっており、高齢者人口の26.2%を占めています。

図表2-8 高齢者のみ世帯の推移

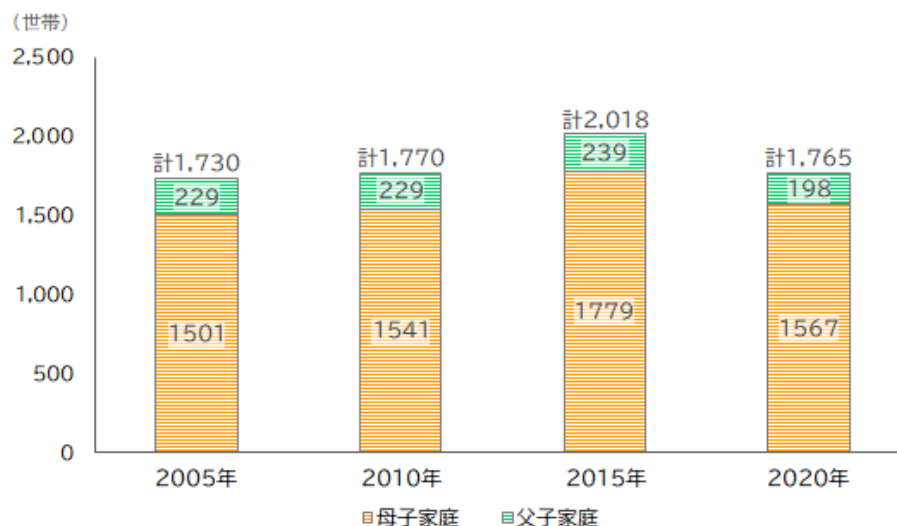


資料：第9期柏市高齢者いきいきプラン21

## (7)ひとり親世帯の推移

- 2020年のひとり親世帯は2015年と比較して減少しており、1,765世帯となっています。

図表2-9 ひとり親世帯の推移

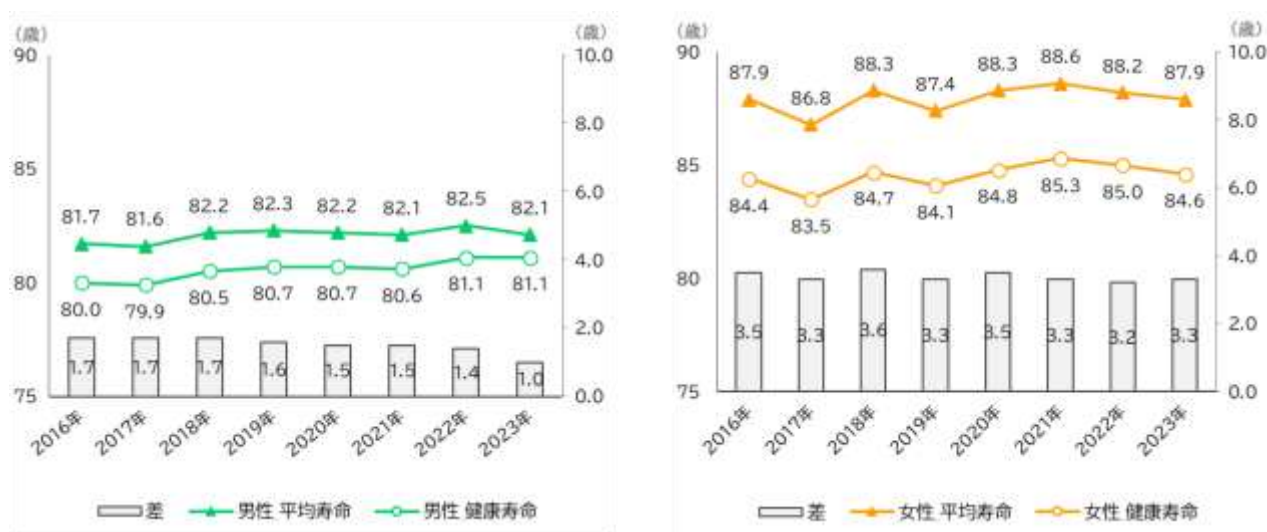


資料:国勢調査

## (8)平均寿命・健康寿命の推移

- 2023年の男性の平均寿命は82.1歳、健康寿命は81.1歳で、平均寿命と健康寿命の差は1.0歳と短縮傾向です。一方、女性の平均寿命は87.9歳、健康寿命は84.6歳で、平均寿命と健康寿命の差は3.3歳と横ばいです。

図表2-10 平均寿命と健康寿命の推移



資料:国保データベース(KDB)システム

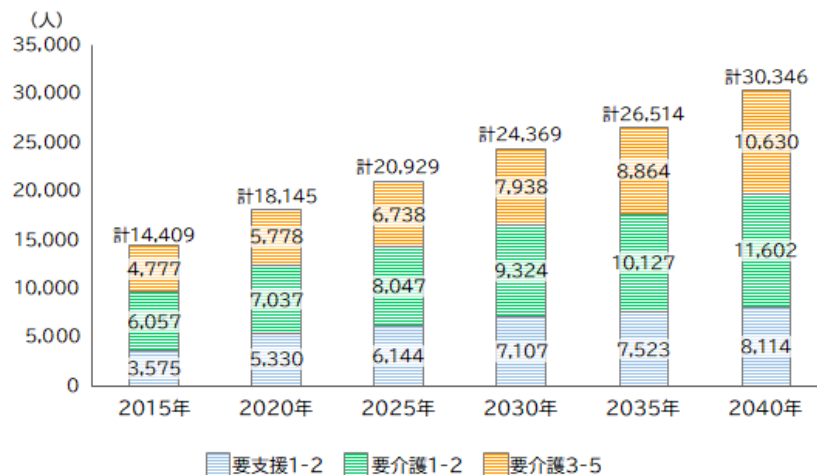


## 2 支援ニーズの現状

### (1) 介護認定者の推移と見込み

- 2020年の要介護認定者数は18,145人ですが、後期高齢者の増加に伴い、2040年には約3万人に増加すると予測されています。
- 2040年には、認定者の中でも医療・介護ニーズの高い、要介護3～5の認定者の占める割合が増加する見込みです。

図表2-11 要介護認定者の推移

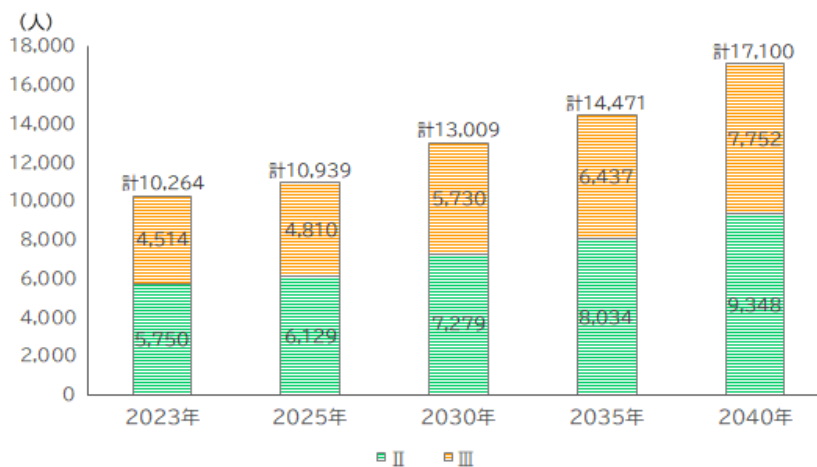


資料：第9期柏市高齢者いきいきプラン21

### (2) 認知症高齢者と将来の見込み

- 認知症自立度Ⅱa以上※の高齢者は、2023年で10,264人となっていますが、高齢者割合の増加に合わせて増え続け、2040年には17,100人となる見込みです。

図表2-12 認知症高齢者の状況



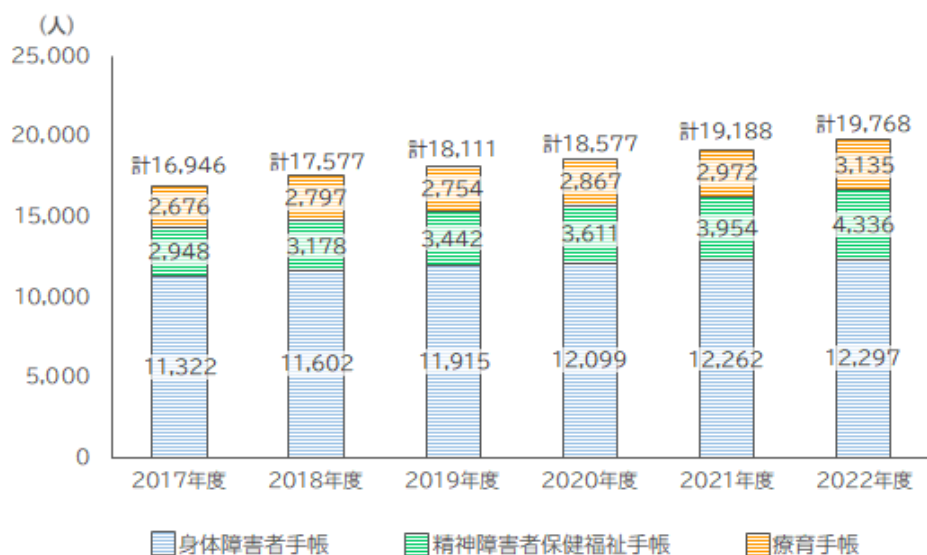
※日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難が出現している状態

資料：第9期柏市高齢者いきいきプラン21

### (3) 障害者手帳所持者数の推移

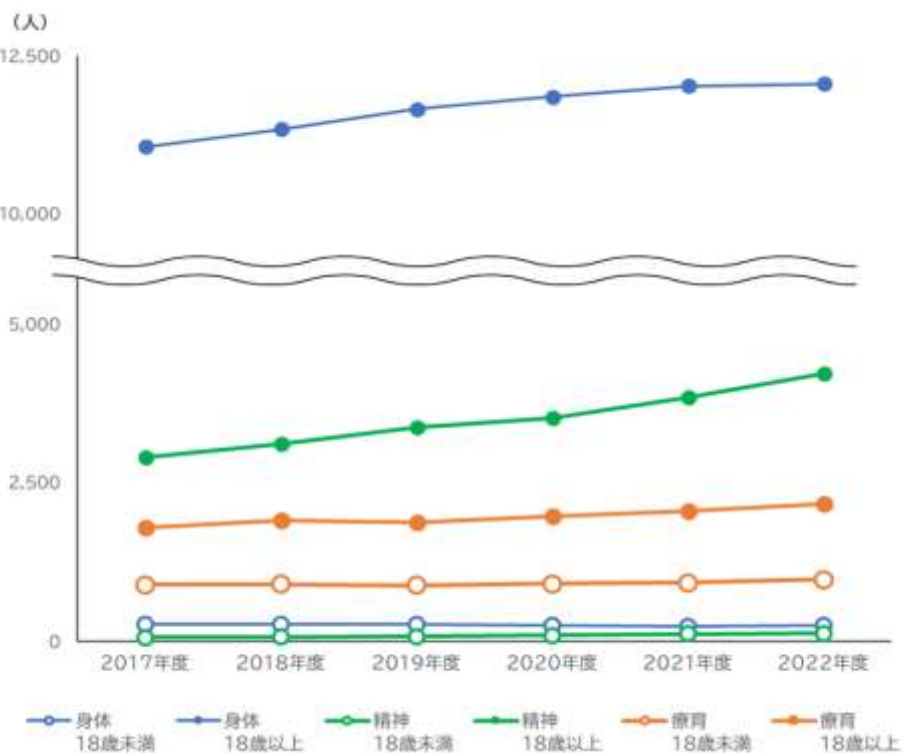
- 身体・精神・知的障害の手帳所持者数はいずれも増加しており、5年間で約2,800人増加しています。
- 各手帳の所有者数を比較すると、精神障害者手帳の保持者が5年で1.5倍と、他の手帳よりも増加割合が高い傾向にあります。

図表2-13 障害者手帳所持者数の推移(全体)



資料：障害福祉課

図表2-14 障害者手帳所持者数の推移(年齢別)

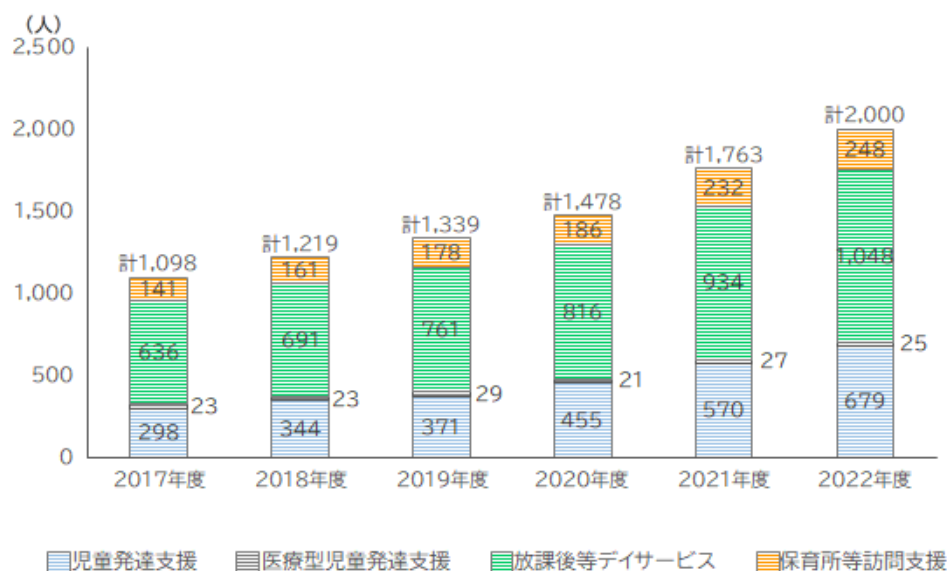


資料：障害福祉課

#### (4) 放課後等デイサービス利用者・児童発達支援利用状況（支給決定者数）

- 児童発達支援, 医療型児童発達支援, 放課後等デイサービス, 保育所等訪問支援の利用はいずれも増加しており, 2022年度は2,000件となっています。

図表2-15 放課後等デイサービス利用者・児童発達支援利用状況(支給決定者数)



資料: 障害福祉課

#### (5) 児童相談・児童虐待相談件数

- 児童虐待に関する相談対応件数は, 2019年度以降おおよそ1,700~1,800件程度で推移しています。
- そのうち, 虐待に関する相談件数は増えており, 2021年度以降は1,000件を超えています。

図表2-16 児童相談・児童虐待相談件数

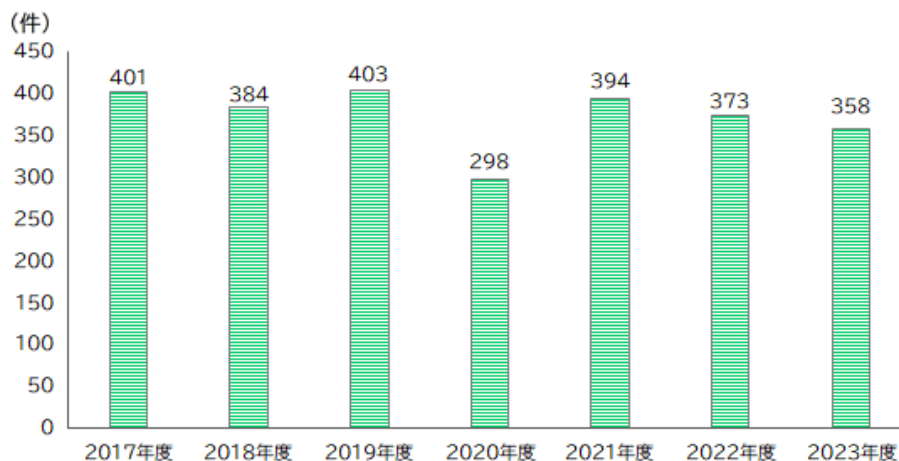


資料: こども相談センター

## (6)DV（ドメスティック・バイオレンス）<sup>12</sup> 相談件数

- DVの相談件数は、2020年度に大幅に減少していますが、毎年400件弱で推移しています。

図表2-17 DV相談件数

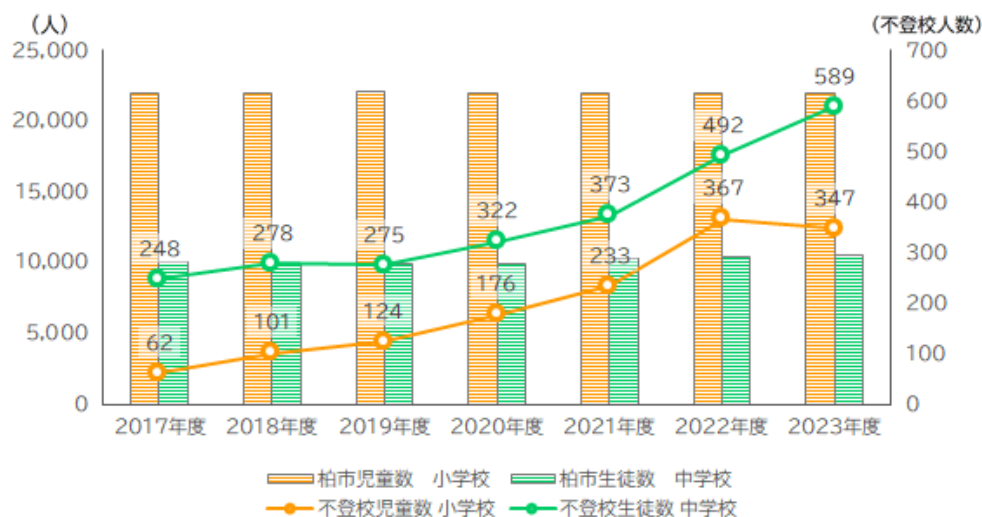


資料:男女共同参画推進計画実績報告書

## (7)不登校児童・生徒数※の推移

- 不登校児童・生徒数は、いずれも増加傾向にあります。
- 特に、小学校児童の不登校数が増えており、2023年度は2018年度と比較して3倍以上増えています。

図表2-18 不登校児童・生徒数の推移



※何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある児童生徒の数(ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。)

資料: 児童生徒課

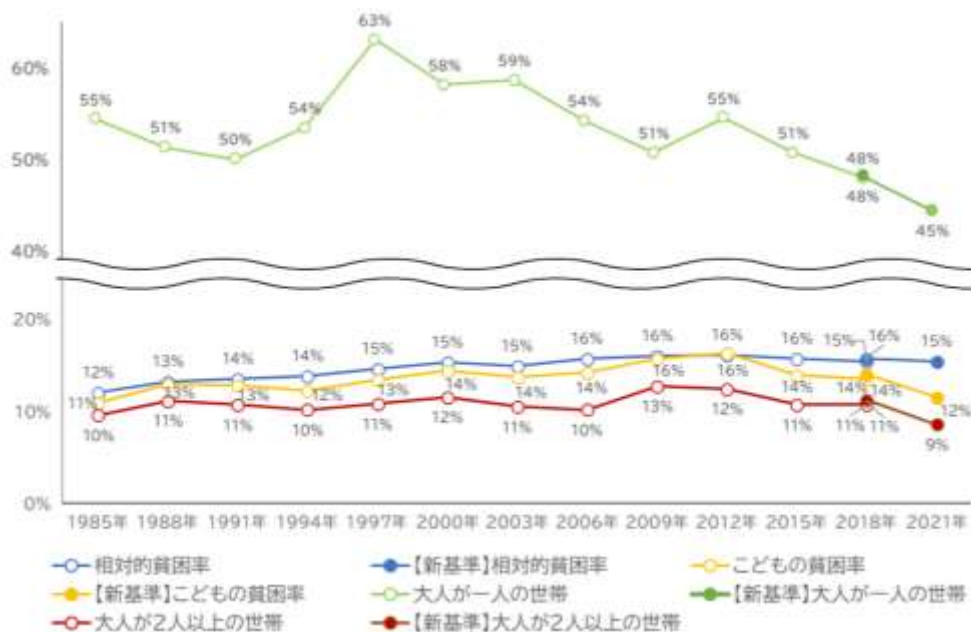
<sup>12</sup> 配偶者や恋人等、親密な関係にある相手からの身体的・精神的・経済的・性的暴力等のあらゆる暴力のこと。



## (8)こどもの貧困率

- 全国的な傾向として、こどもの貧困率は2015年以降減少しています。一方で、相対的貧困率(一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合)は横ばいの傾向です。

図表2-19 こどもの貧困率(全国)

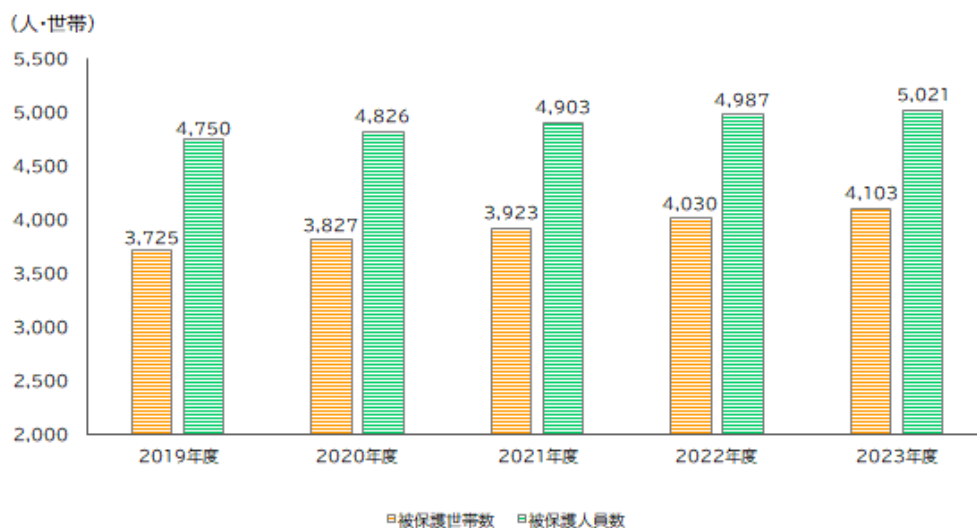


資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

## (9)生活保護被保護世帯・人員の推移

- 生活保護の被保護世帯・人員は増加し続けており、2023年は2019年度と比較して、被保護世帯数が378世帯、被保護人員が271人増加しています。

図表2-20 生活保護被保護世帯・人員の推移

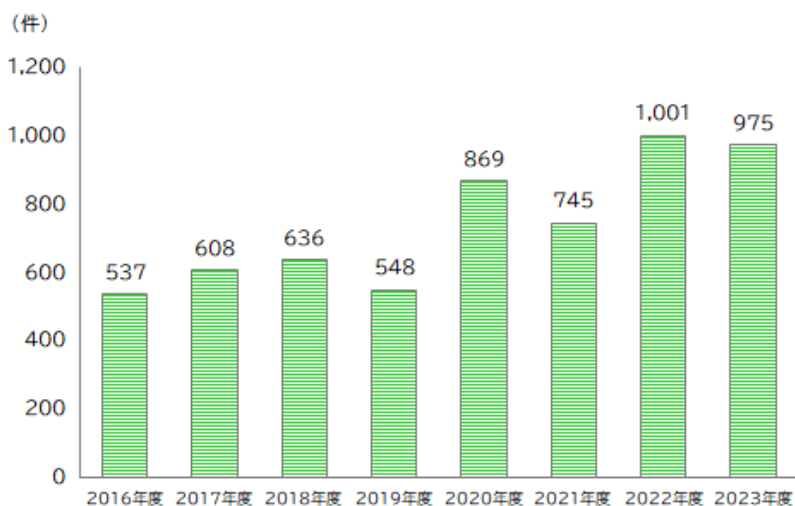


資料：柏市統計書

## (10)生活困窮相談件数

- さまざまな事情で経済的に困りの方からの相談は、新型コロナウイルスの感染が拡大した2020年度以降、感染拡大前の約1.5倍に増加し、2022年度には1000件を超える相談がありました。

図表2-21 生活困窮相談件数の状況



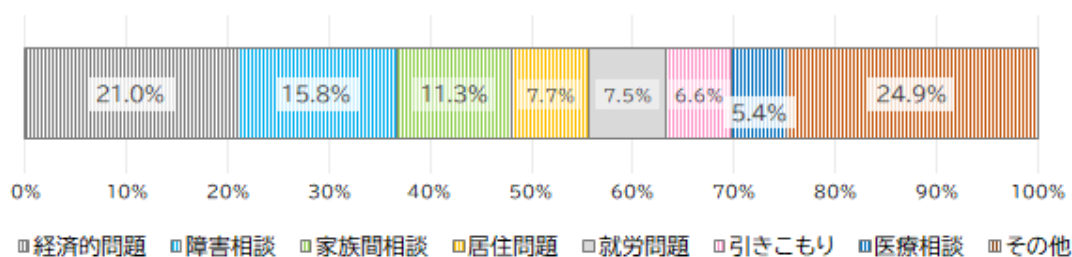
資料：生活支援課

## (11)福祉の総合相談窓口の相談件数

- 2023年度の福祉の総合相談窓口への述べ相談回数は7,046回でした。1人あたりの相談回数は3.2回で、1回では解決できない複雑な問題を抱えている方が多くなっています。
- 相談は多岐にわたっており、最も多いのは経済的問題でした。

図表2-22 総合相談の相談件数と内容(2023年度)

| 相談件数<br>(件) | 延べ相談回数<br>(回) | 相談者数(人) |       | 1人あたり相談<br>回数(回) |
|-------------|---------------|---------|-------|------------------|
|             |               | 新規      | 継続    |                  |
| 3,459       | 7,046         | 904     | 1,321 | 3.2              |

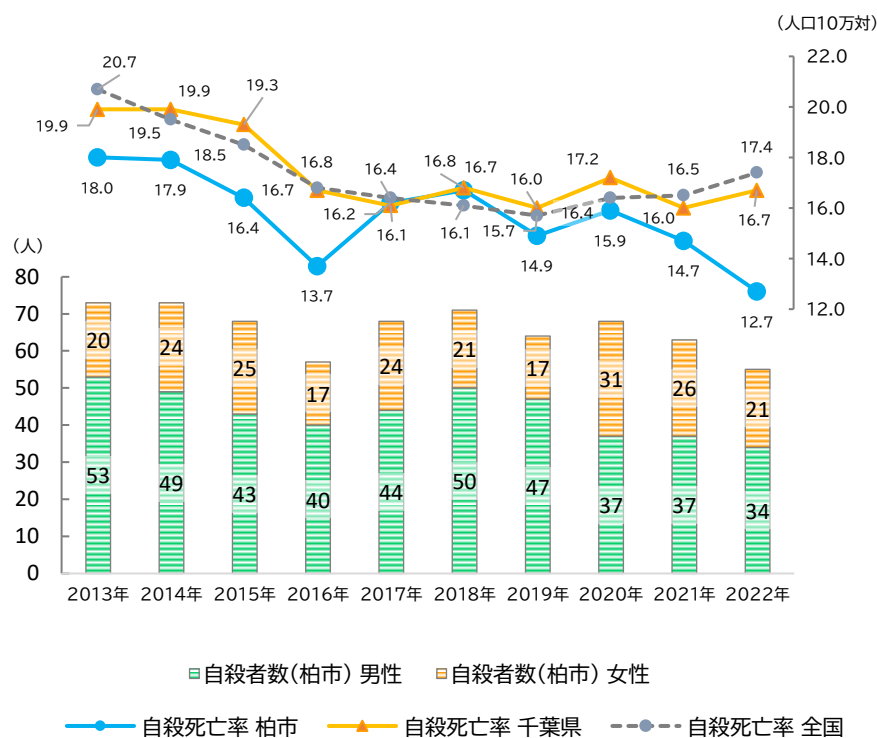


資料：福祉政策課

## (12) 自殺者数の推移

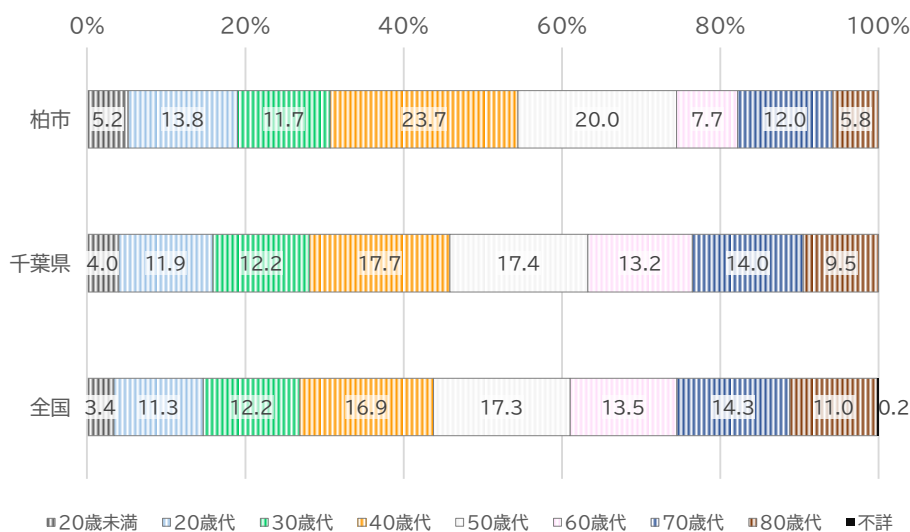
- 本市の2022年の年間自殺者数は55人で、2020年以降減少傾向にあります。
- 年代別でみると、全国や県と比較して本市は20代以下、40代、50代の占める割合が高くなっています。

図表2-23 自殺者数と自殺死亡率の推移



資料：第2次柏市自殺対策計画

図表2-24 自殺者の年齢構成(平成30年～令和4年)

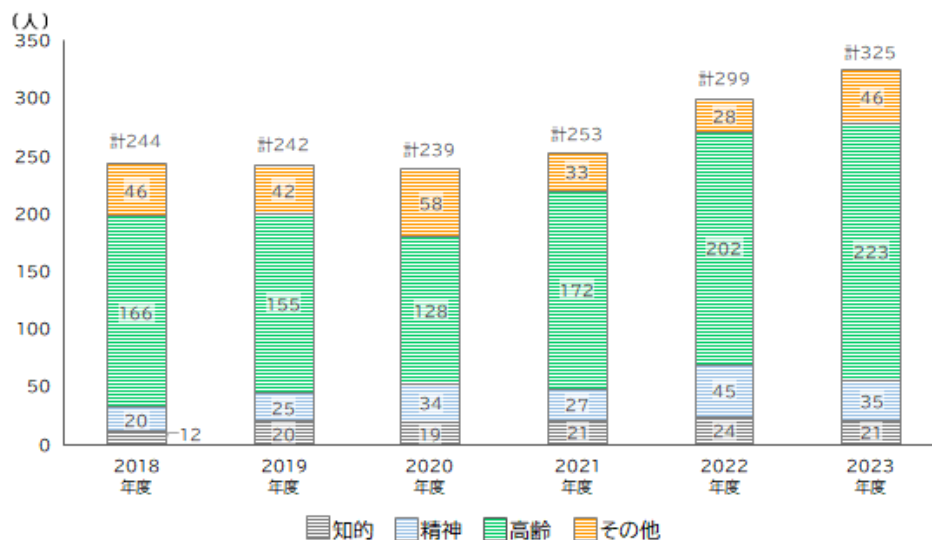


資料：第2次柏市自殺対策計画

### (13)成年後見制度<sup>13</sup>に関する相談者数

- 成年後見制度の相談者数は増加傾向にあり、2023年度は325人となっています。
- 対象となる方の内訳は、高齢化に伴い、「高齢」の相談者数が増えています。

図表2-25 成年後見制度に関する相談者数



資料： 柏市社会福祉協議会

### (14)犯罪件数の推移

- 警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人数のうち、再犯者数の占める割合の推移を見ると、本市は2020年以降、全国や県と比較して高くなっています。

図表2-26 再犯者率の推移



資料： 法務省矯正局

<sup>13</sup> 認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法的に支援する制度

### 3 地域福祉の支え手・地域組織活動の現状

#### (1) 民生委員・児童委員<sup>14</sup>活動状況の推移

- 2022年度の民生委員・児童委員の委嘱者数は、529人となっています。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、2020～22年は訪問数が大幅に減少しています。
- 2020年に相談件数は大幅に減少しましたが、増加に転じています。

図表2-27 民生委員・児童委員活動状況の推移



資料:福祉政策課

#### (2) コミュニティ・スクール<sup>15</sup>設置状況

- コミュニティ・スクールは、2023年度時点ですべての学校に設置されています。

図表2-28 コミュニティ・スクール設置校数



資料:学校教育課

<sup>14</sup> 民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職の公務員で、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進を務める。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼ね、地域の子どもたちが安心して暮らせるよう子ども及び妊産婦の福祉の増進にも務める。

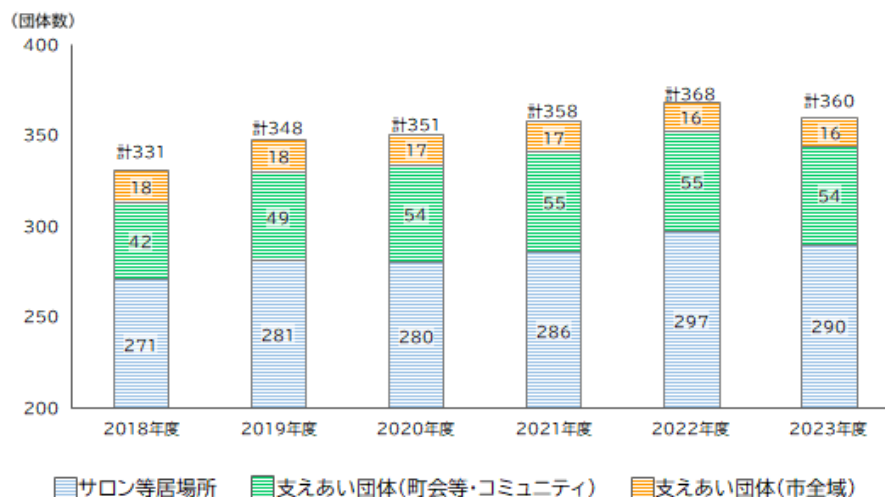
<sup>15</sup> 学校運営協議会を設置した学校のこと。学校運営協議会とは、地域住民や保護者、教師などが集まり、地域の学校に通う地域の子どもたちがどのように育ってほしいか、そのために何ができるかを話し合い、知恵を出し合う協議会の組織。



### (3) 「支えあい活動」団体数の推移

- 「支えあい活動」の団体数は増加傾向で、2023年度は2018年度と比較して29団体増加し、360団体となっています。
- サロン<sup>16</sup>等の居場所も増加しており、2023年度には290か所となっています。

図表2-29 「支えあい活動」団体数の推移

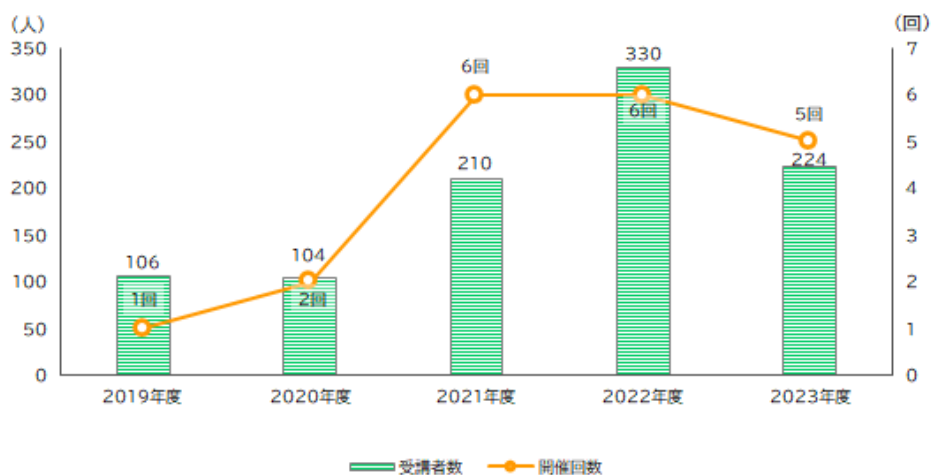


資料: 柏市社会福祉協議会

### (4) ゲートキーパー<sup>17</sup>研修の開催回数・受講者数

- 2023年度に実施したゲートキーパーの育成に向けた研修は5回で、受講者数は224人となっています。

図表2-30 ゲートキーパー研修の開催回数・受講者数



資料: 福祉政策課

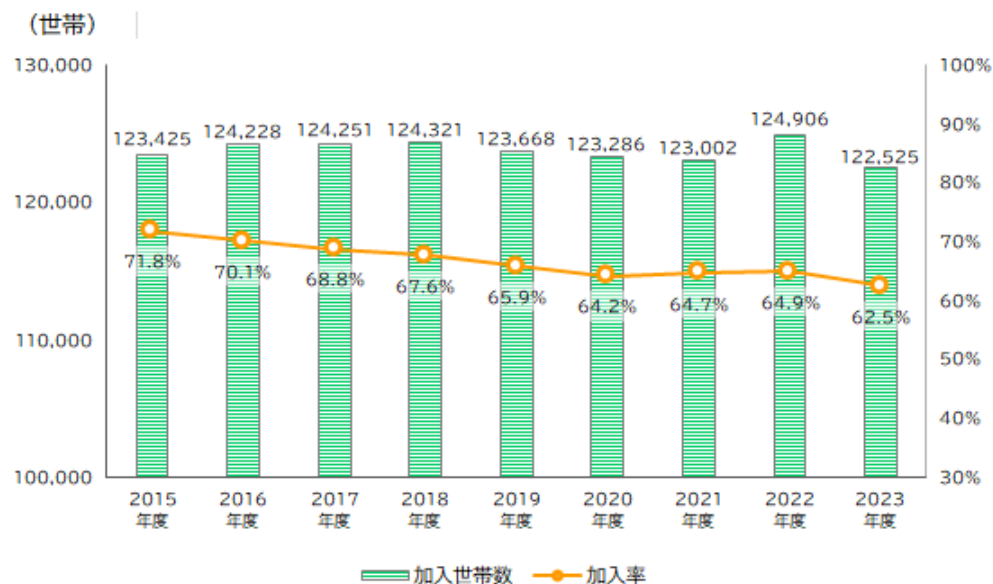
<sup>16</sup> 地域の中で、仲間づくりや多世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。

<sup>17</sup> 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

## (5) 町会加入世帯数・加入率の推移

- 町会加入世帯数及び加入率は減少傾向で、2023年度は122,525世帯、62.5%となっています。

図表2-31 町会加入世帯数・加入率の推移

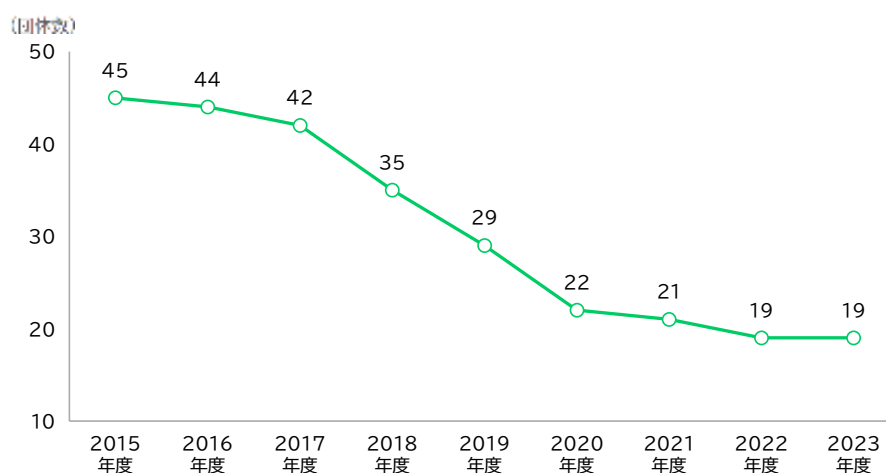


資料：市民活動支援課

## (6) 子ども会団体数の推移

- 柏市子ども会育成連絡協議会<sup>18</sup>に加入している子ども会団体数は減少しており、2023年度は19団体となっています。

図表2-32 子ども会団体数の推移



資料：生涯学習課

<sup>18</sup> 各町会・自治会に存在する子ども会の相互の連携を密にし、子ども会活動がより活発に、より望ましい姿に成長することを目的とした任意組織

## (7) 老人クラブ・加入者数の推移

- 老人クラブ数及び加入者数はともに減少傾向で、2023年度は67クラブ 3,591人となっています。

図表2-33 老人クラブ・加入者数の推移

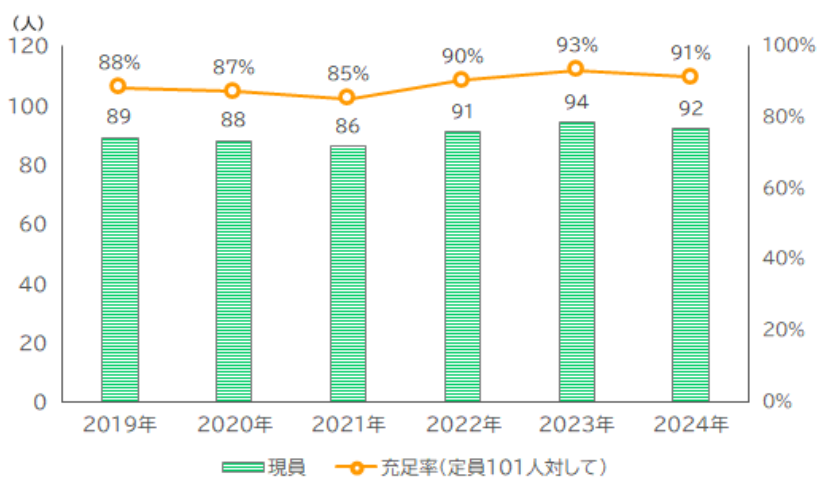


資料：高齢者支援課

## (8) 保護司<sup>19</sup>の推移

- 法務大臣からの委嘱を受け、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯さないよう、その立ち直りを地域で支える保護司は、2024年4月1日時点で92人います。

図表2-34 柏地区保護司会※人数(各年4月1日時点)



※柏地区保護司会は柏市、我孫子市、流山市の3市から構成

資料：千葉保護観察所

<sup>19</sup> 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員

## 4 アンケート調査・ワークショップ結果から見える地域の現状

### (1) 市民アンケート調査・学生アンケート調査結果の概要

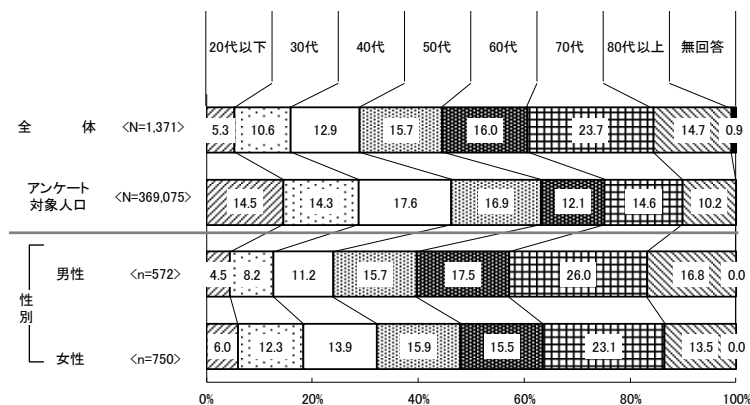
本調査は、市民の福祉観、地域での関わりなどの実態を把握し、これまでの計画の結果指標を評価するとともに、地域活動に必要なことなどの意見を広く把握することを目的として実施しました。

調査結果の概要は、第4期柏市地域健康福祉計画の基本方針である柱1～4のテーマ別に主な内容を記載しています。

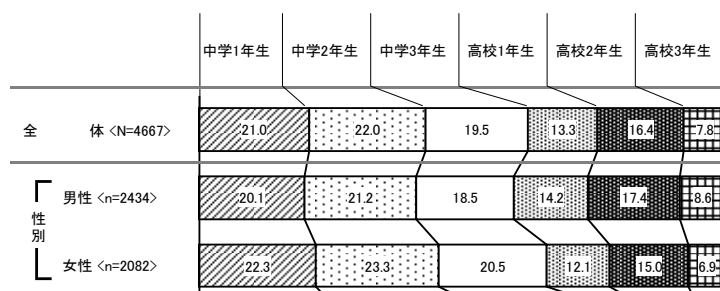
|      | 市民アンケート調査                                                                                                   | 学生アンケート調査                          |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 対象   | 無作為で抽出した4,000人                                                                                              | 柏市在住の中学生と柏市在学の高校生<br>(調査協力が得られた学校) |
| 実施期間 | 令和5年11月1日～11月30日                                                                                            | 令和5年11月30日～12月25日                  |
| 回答者数 | 1,371人(回答率 34.3%)                                                                                           | 4,667人                             |
| 調査内容 | 調査項目(全29問)                                                                                                  | 調査項目(全22問)                         |
| 調査結果 | 市のホームページ「柏市地域健康福祉計画」<br> |                                    |

市民アンケート及び学生アンケートの回答者の属性は、以下のとおりです。

図表2-35 市民アンケート調査の回答者属性



図表2-36 中高生アンケート調査の回答者属性

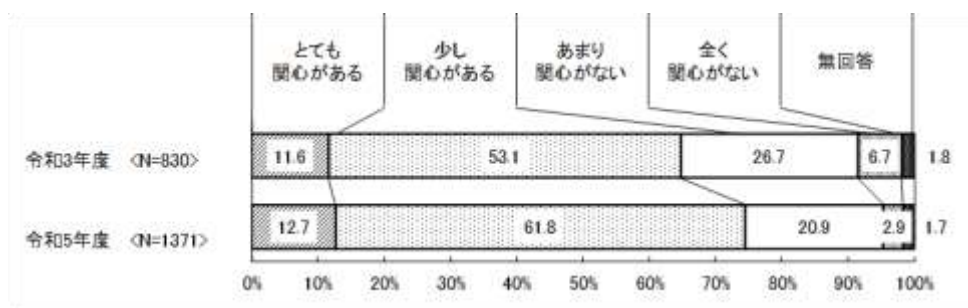


## 基本方針【柱1】 だれもが身近な地域の問題に関心を持ち共に支えあう地域づくり

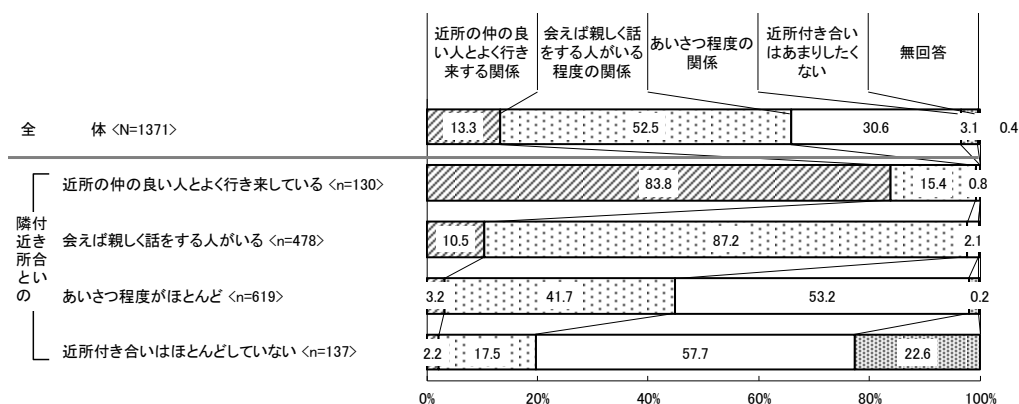
### <市民アンケート調査結果におけるポイント>

- 「地域での支えあいや助けあいへの関心度」は、令和5年度は、令和3年度と比較して「少し関心がある」が増えており、関心は高まっている傾向にあります(図表2-37)。
- 「今後望む近所との付き合い方」は、現状の近所付き合いよりも親密な付き合いを求めている傾向がみられます(図表2-38)。
- 「ボランティアの参加割合」は、令和5年度は、令和3年度と比較して減少傾向にあります。が、活動できていない人の理由の中には、「活動を知らない」、「きっかけがない」などが聞かれ、より情報提供を工夫し、きっかけや仲間づくりの機会を増やすことで、地域活動の仲間を増やせる可能性があることがうかがえます(図表2-39)。

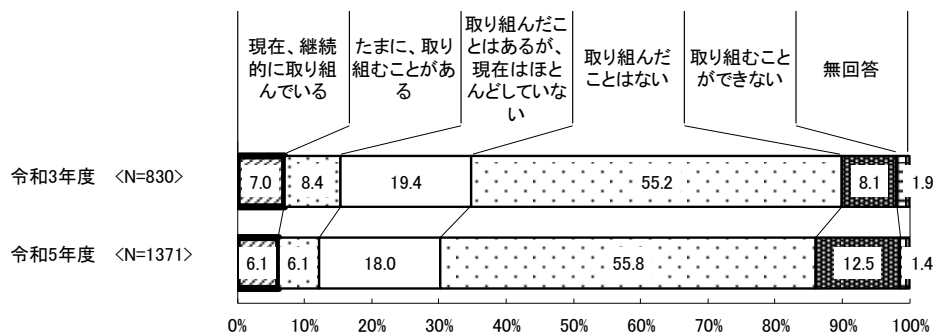
図表2-37 地域での支え合いや助けあいに対する関心度



図表2-38 現状の付き合いと今後望む近所の人との付き合い方



図表2-39 地域福祉に関するボランティアや市民活動などの取り組み状況



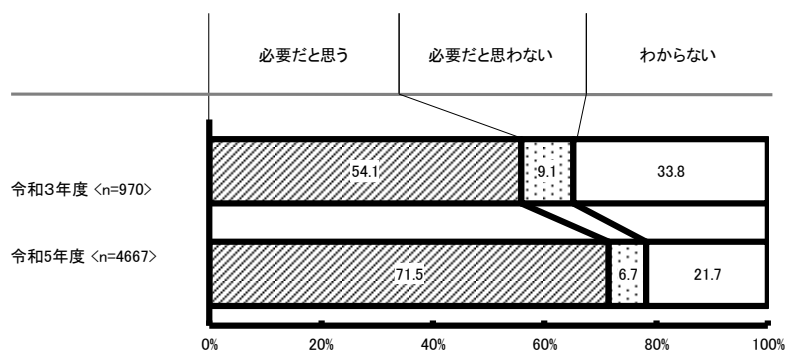


## 基本方針【柱1】 だれもが身近な地域の問題に関心を持ち共に支えあう地域づくり

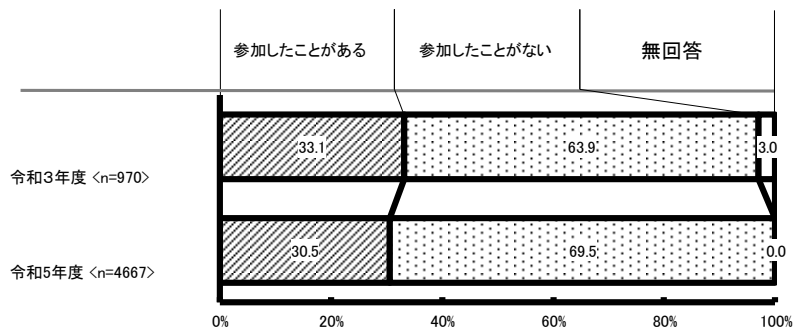
### <学生アンケート調査結果におけるポイント>

- 学生の感じている「地域の支えあいや助けあいの必要性」について、令和5年度は、「必要だと思う」が最も多く7割以上を占め、令和3年度と比較しても増加しており、さらなるつながりを必要としている傾向がうかがえます(図表2-40)。
- ボランティア活動の参加経験については、「参加したことがある」が3割程度で前回調査と同程度です(図表2-41)。ボランティア参加者が活動を知ったきっかけは、「家族・友人」からが5割、「学校」からが3割、「地域の掲示板など」が2割となっています(図表2-42)。
- 未参加の理由として、「きっかけがない」、「知らない」などの意見も見られることから、ボランティア活動の認知や参加者を増やすために、広報周知を工夫していく必要があります。

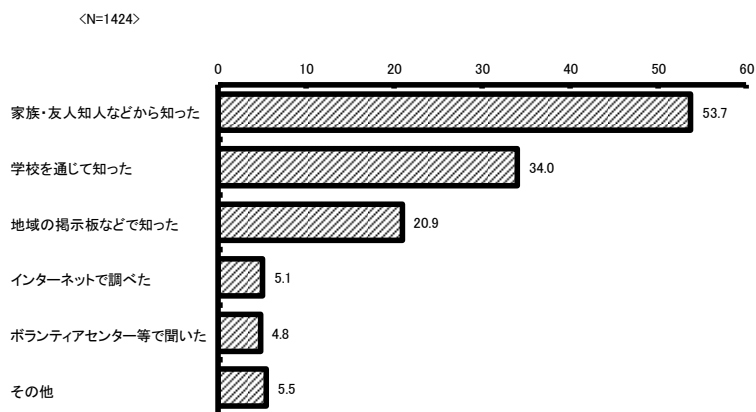
図表2-40 地域での支えあいや助けあいの必要性



図表2-41 ボランティアの参加状況



図表2-42 ボランティア活動を知ったきっかけ(ボランティア活動参加者)

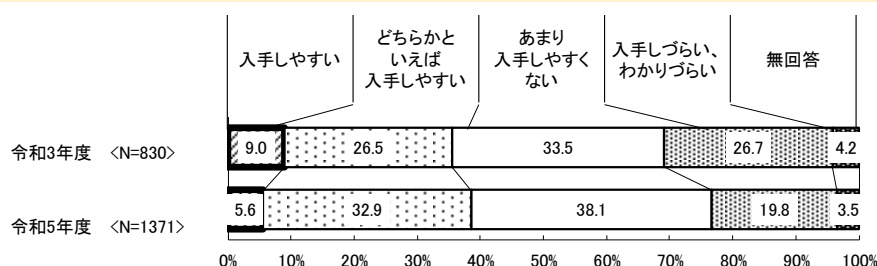


## 基本方針【柱2】 だれもが暮らしの問題を相談でき解決できる仕組みづくり

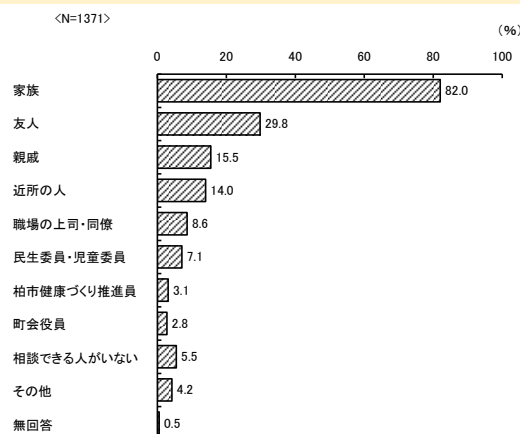
### <市民アンケート調査結果におけるポイント>

- 「健康・福祉情報の入手のしやすさ」は、入手しづらい人の割合は減少傾向にありますが、依然として6割程度が課題を感じています(図表2-43)。その要因として、デジタルサービスの普及・多様化による情報量の増大なども影響していると思われます。
- 「身近な相談相手の存在」については、相談相手がいない人の割合は減少しています。相談相手は、「家族」が圧倒的に多い状況ですが(図表2-44)、少子高齢化がより加速する中で、単身者の割合の増加も懸念され、家族以外の相談相手や相談機関とつながりも必要です。
- 「今住む地域で、充実したい・充実してほしいこと」で最も多い意見は、「何か困った時に相談できる、身近な相談窓口」で、5割以上の方が求めており(図表2-45)、相談体制の充実に対する市民ニーズがうかがえます。

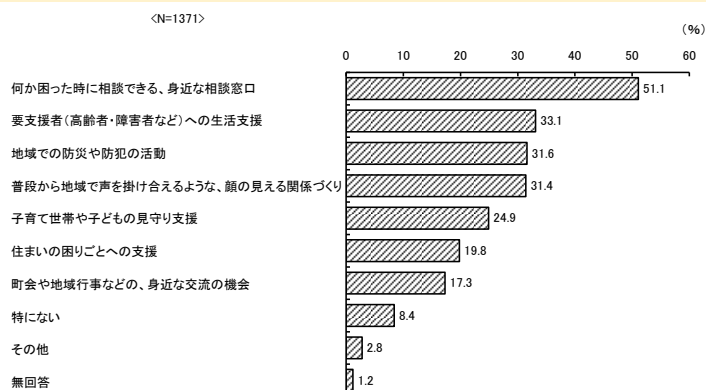
図表2-43 健康や福祉に関する情報の入手のしやすさ



図表2-44 「身近な相談相手」の存在



図表2-45 今住む地域で、充実したい・充実してほしいこと

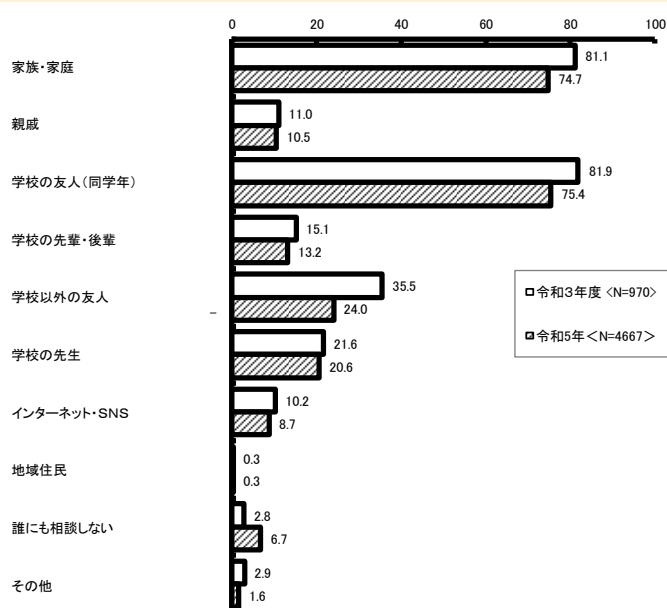


## 基本方針【柱2】 だれもが暮らしの問題を相談でき解決できる仕組みづくり

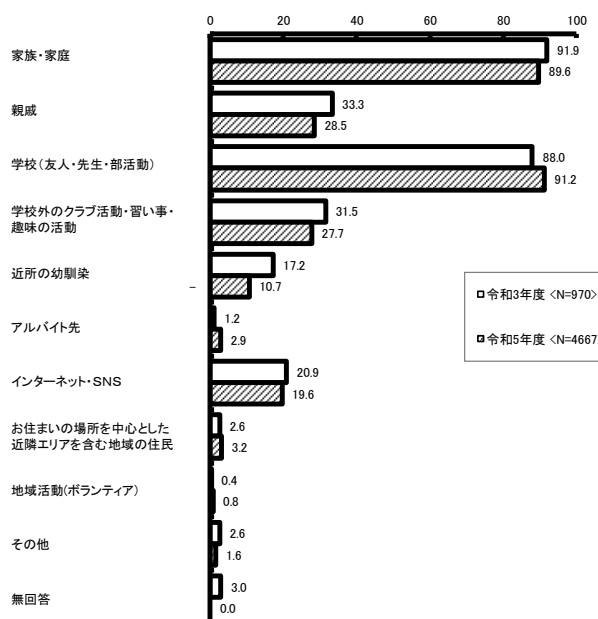
### <学生アンケート調査結果におけるポイント>

- 「悩んだ時に相談する場所や人」については、「学校の友人」(75.4%)と「家族・家庭」(74.7%)が主な相手となっています。一方で、「誰にも相談しない」が6.7%であり、令和3年度の調査と比較してやや増加しています(図表2-46)。
- 「普段から重視しているコミュニティ(人とのつながりなど)」は、「学校」、「家族・家庭」が主で、令和3年度と比較してもほぼ同様の傾向にあります(図表2-47)。

図表2-46 悩んだ時の相談先



図表2-47 普段から重視しているコミュニティ(人とのつながりなど)

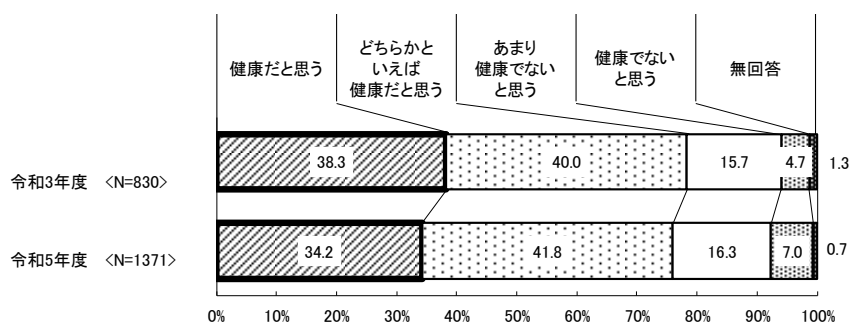


## 基本方針【柱3】 だれもが健康でいきいきと暮らせる地域づくり

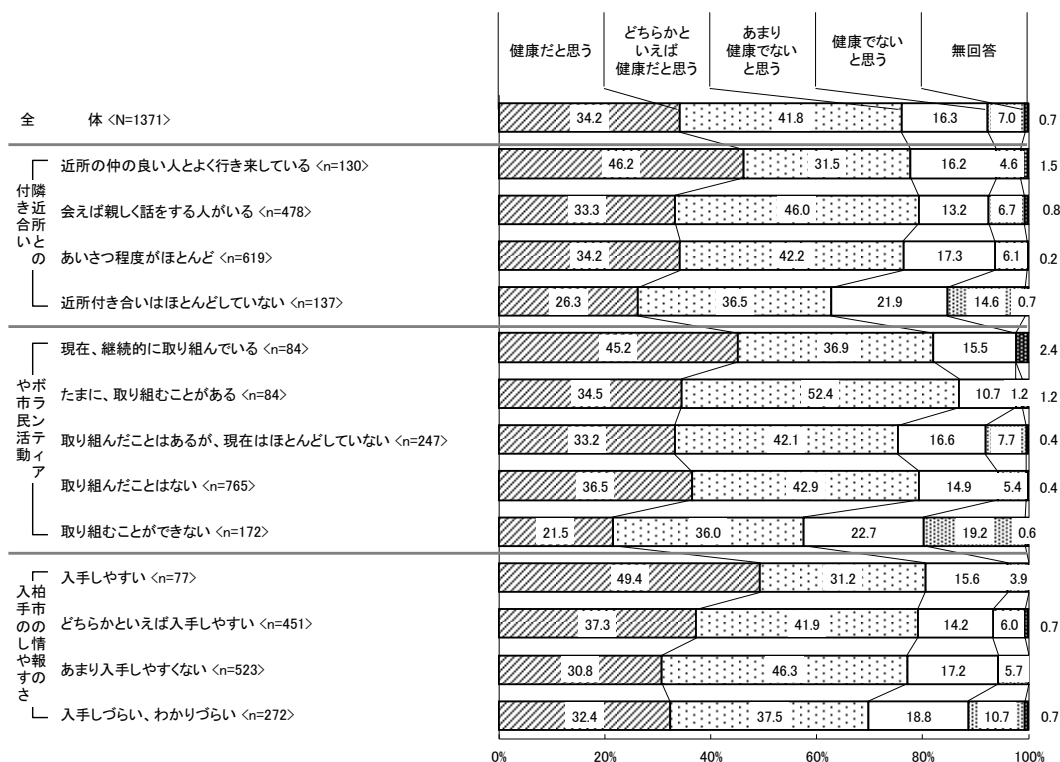
### <市民アンケート調査結果におけるポイント>

- 「健康だと感じている人」の割合は、計画策定時から横ばいですが(図表2-48), 新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、社会活動の低下や不安や悩みなどのストレスが増えたことも影響していると考えられます。
- 近所との付き合い別に見ると、付き合いが密なほど「健康だと思う」の割合も高くなっています。また、ボランティアや市民活動への取組別に見ると、「現在、継続的に取り組んでいる」人で「健康だと思う」の割合が45.2%と最も高いなど、近隣との付き合いや地域活動への参加割合が高い人ほど、主観的健康観も高い傾向にあることがうかがえます(図表2-49)。

図表2-48 健康だと感じている人の割合



図表2-49 近所との付き合い及び社会参加の状況と健康度

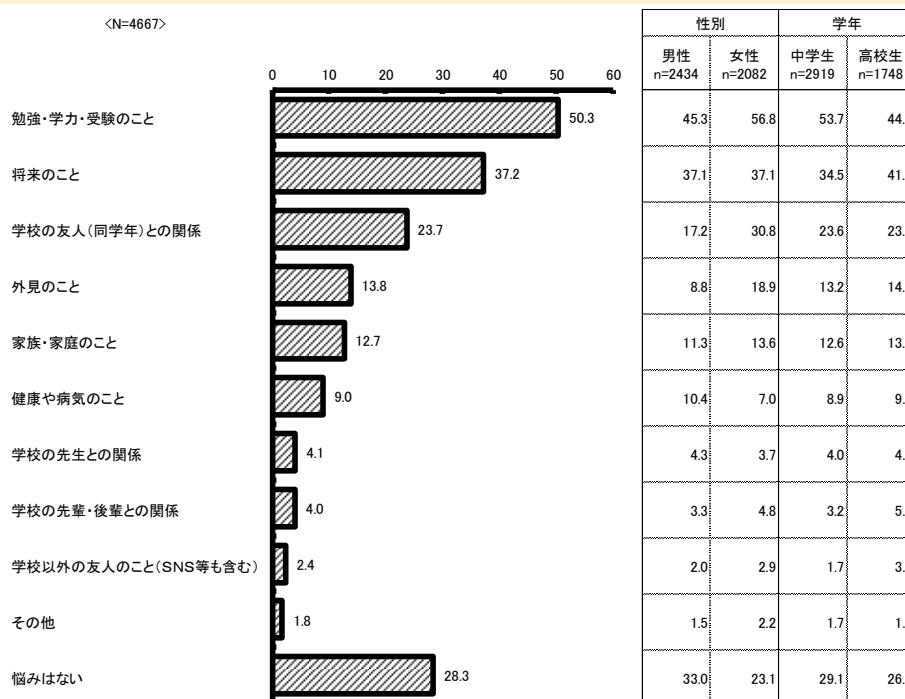


## 基本方針【柱3】 だれもが健康でいきいきと暮らせる地域づくり

### <学生アンケート調査結果におけるポイント>

- 「過去や現在の悩み事」は、「勉強・学力・受験のこと」が半数で最も多く、次いで「将来のこと」、「学校の友人との関係」となっています(図表2-50)。
- 子どもの不登校の割合が増加していますが、学生が感じる地域の中の必要な居場所として共通する要素は、安心感やリラックスできる環境が挙げられています。自分の時間を確保できるプライベート空間としては、屋内の自習室や自分の部屋など挙げられており、オープン空間のニーズとしては、友人との交流や地域の人々との繋がりを築く機会を求めている傾向がうかがえます(図表2-51)。

図表2-50 過去・現在の悩み事



図表2-51 地域の中に必要な居場所

|          | 屋内                                                                                                                                                                                    | 屋外                                                                                                                             |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| プライベート空間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1人になれる場所(自分の部屋、トイレなど)</li> <li>自習室</li> <li>相談室(話を聞いてくれる人がいる場所)</li> </ul>                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>公園(ベンチ)</li> </ul>                                                                      |
| オープン空間   | <ul style="list-style-type: none"> <li>自宅、友達の家</li> <li>フリースペース、図書館、勉強ができる空間</li> <li>お店(ショッピングモール、スーパー、コンビニ、カラオケ、ショップ、カフェ、ゲームセンター、映画館等)</li> <li>ジム、ダンススタジオ</li> <li>バイト先</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>グラウンド</li> <li>公園</li> <li>(スポーツができる広い公園)</li> <li>バスケットコート</li> <li>柏駅(駅周辺)</li> </ul> |
| 共通       | <ul style="list-style-type: none"> <li>みんなが繋がれたり、交流できたり、遊べたり、気軽に行ける場所</li> <li>地域の人と関われる場所</li> <li>ゆっくりできる空間、リラックスできる場所</li> <li>安心できる場所</li> </ul>                                  |                                                                                                                                |

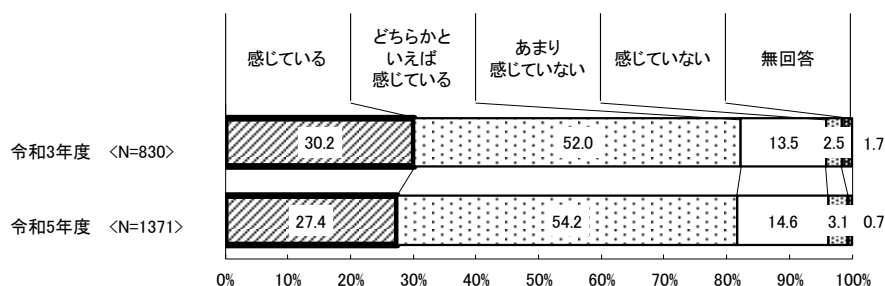


## 基本方針【柱4】 だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり

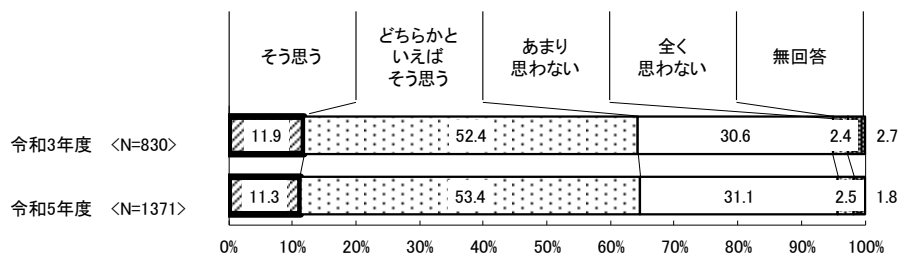
### <市民アンケート調査結果におけるポイント>

- 「安心して生活できていると感じている割合」は、令和3年と比べるとやや減少しています。(図表2-52)。
- 「支援が必要な人が安心して生活できる地域と感じている割合」は、やや増加傾向にあります(図表2-53)。
- 「災害が起きた時に支援してくれる人」としては、「家族」(82.6%)が最も多く、「親戚」「近所の人」「友人」が2割程度となっており、家族が在宅していない場合も起こりえることから、近隣とのつながりや支援体制の検討が必要です(図表2-54)。

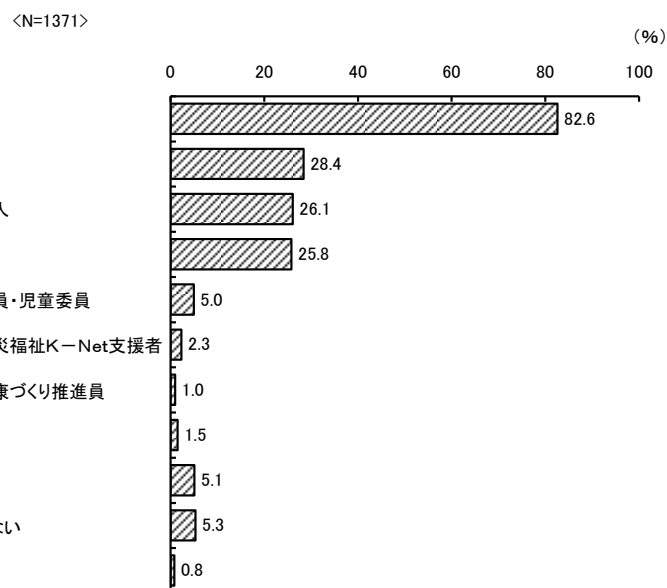
図表2-52 安心して生活できていると感じている割合



図表2-53 支援が必要な人が安心して生活できる地域と感じている割合



図表2-54 災害が起きた時に支援してくれる人の状況

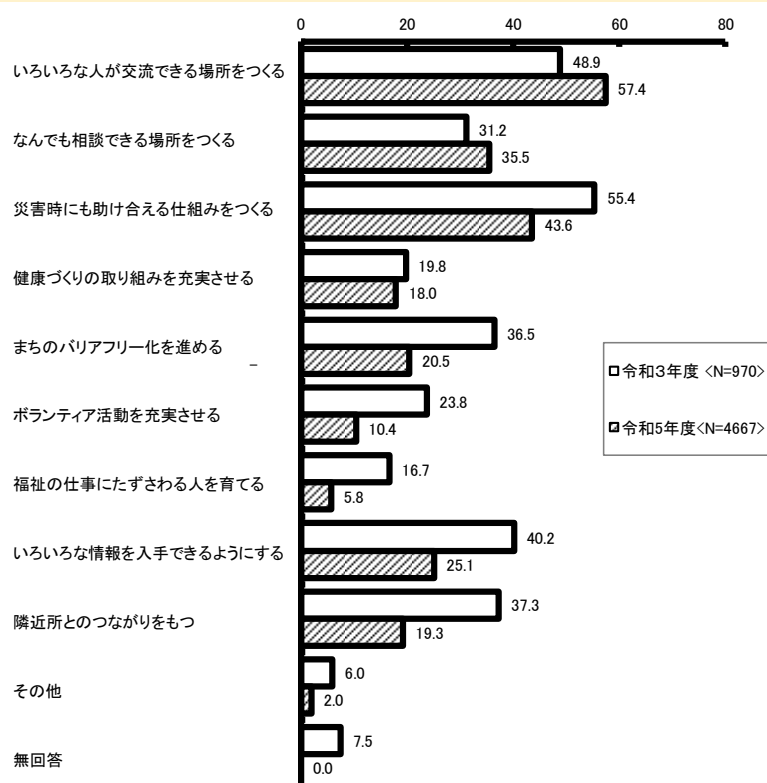


## 基本方針【柱4】 だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり

### <学生アンケート調査結果におけるポイント>

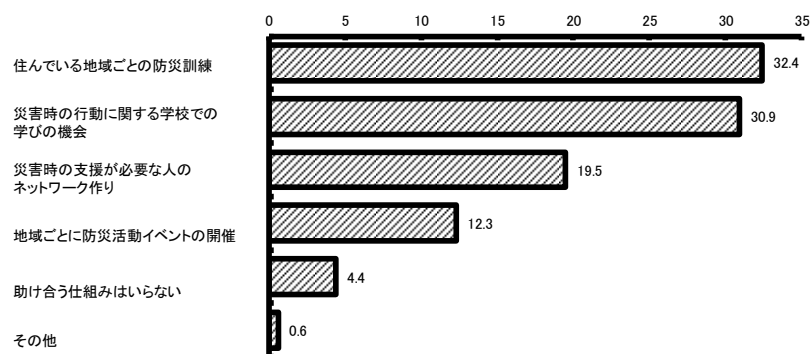
- 「安心して生活するために重要だと思う事項」は、「いろいろな人が交流できる場所をつくる」(57.4%)が最も多く、次いで「災害時にも助け合える仕組みをつくる」、「なんでも相談できる場所をつくる」となっています(図表2-55)。
- 「災害時に地域で助けあうために必要な取組」は、「住んでいる地域ごとの防災訓練」(32.4%)が最も多く、次いで「災害時の行動に関する学校での学びの機会」(30.9%)を必要と感じている傾向が見られます(図表2-56)。

図表2-55 安心して生活するために重要だと思う事項



図表2-56 災害時に地域で助けあうために必要だと思う取組

<N=4667>



## (2) 市民ワークショップ結果の概要

令和7年度から6年間の柏市地域健康福祉計画を策定するにあたり、市民の皆さんと一緒に本市のまちづくりについて、意見やアイデアを出し合う「柏の未来の在り方を考えるワークショップ」を開催しました。

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 対象    | 柏市在住の一般市民(幅広い層)を対象に実施   |
| 実施期間  | 令和6年1月21日(日) 9:30~12:30 |
| 参加者数  | 17名                     |
| ワーク内容 | ワークツールを活用した対話型ワークショップ   |

### ワークショップで聞かれた市民の声



地域の方から声をかけてもらえると(出勤前に地域の方に手を貸してもらえた)幸せを感じられる。

- 地域の人と関わりやすい状況を作れたらいい。
- 本音でしゃべる機会を作りたい。
- 地域活動に主体性を持って参加できる人を増やせるといい。
- 健常者も障害者も隔たりなく生活ができたらいい。
- 全部に目が届くような社会になったらいいな。
- 高齢者に目が向きがちだが、どんな人にとっても平等であつたらいい。



班長として近所の家に集金へ行くと、高齢の方は話をすごくしてくれるので、話を聞いてほしいんだと感じる。

- 全ての人が集まれるまち 幸せ感じられそう。
- 行政職員と関わる機会がない。
- マンション住まいで頼れる人はいない。近所ではない親に頼っている。
- 母子家庭で育ったが、母が十分なサポートを受けていなかった。わからないのだと思う。
- 障害を持つ方に身構えてしまう。接し方がわからなくて自分にバリアを張っている。



「困難なこと」と「幸せなこと」の架け橋  
困りごとがあっても周りの見守りがあれば地域で楽しく暮らせる。

- 年齢・性別・障害関係なく少しずつ協力する。
- 色々な環境や状況の方の存在を認め合える。
- 支える人支えられる人でなく、誰もが平面の中の一人として互いを見守る社会
- 「わからない」ことが多い。自分自身が他者に関心を持つことで大きなパワーになる。
- 異なる個性を持った人が互いの得意不得意を補いながら壁や差を感じず共に生活していけるサポートが「福祉」

## 5 柏市の地域福祉を取り巻く現状と課題(第4期計画の総括)

各種統計や調査結果を踏まえ、第4期柏市地域健康福祉計画の基本方針である柱1～4の施策と目標値に対する評価を行い、第4期計画を総括しました。

### 基本方針(柱1)の概要

基本方針(柱1)では、だれもが、地域の課題に関心を持ち、主体的に参画し、解決につなげることができるよう、市民の福祉意識の醸成を図るとともに、市民同士や団体が交流し、支えあいや助けあいの活動に積極的に取り組み、かつ連携することで、みんなで支えあう地域づくりに向けた取組を推進してきました。

#### 基本方針【柱1】だれもが身近な地域の問題に関心を持ち共に支えあう地域づくり

| 基本施策                     | 取組を実施した結果指標          |
|--------------------------|----------------------|
| (1)地域での支えあい、助けあい活動の促進    | ① 支えあい・助けあいの関心度の増加   |
| (2)地域福祉活動団体への支援及び活動拠点の整備 | ② ボランティアに参加している割合の増加 |
| (3)地域福祉を担う人材の育成          |                      |

### 取組の進捗評価

令和5年度市民アンケート調査結果より

#### ①支えあい・助けあいの関心度の増加

| 第4期計画<br>目標値 | 平成29年度<br>実績値 | 令和3年度<br>実績値 | 令和5年度<br>実績値 | 進捗評価 |
|--------------|---------------|--------------|--------------|------|
| 75.0%        | 66.0%         | 64.7%        | 74.5%        | 増加傾向 |

#### ②ボランティアに参加している割合の増加

| 第4期計画<br>目標値 | 平成29年度<br>実績値 | 令和3年度<br>実績値 | 令和5年度<br>実績値 | 進捗評価 |
|--------------|---------------|--------------|--------------|------|
| 25.0%        | 13.5%         | 15.4%        | 12.1%        | 減少傾向 |

### 現状と課題(前期計画の総括)

|                         | 現状と課題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域福祉を<br>取り巻く現状         | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域組織の加入状況は、町会加入世帯数・加入率や子ども会団体数、老人クラブ加入者数など既存組織の数及び加入数は、いずれも減少傾向です。</li> <li>一方で、「支えあい活動」の団体数は増加傾向で、サロン等の居場所も増加傾向です。</li> </ul>                                                                                                                                                      |
| アンケート<br>ワークショップ<br>の結果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域での支えあいや助け合いへの関心度」は増加傾向で、学生アンケートにおいても、その必要性を重視している傾向がうかがえます。</li> <li>ボランティア活動の未参加の理由には、「活動を知らない」、「きっかけがない」などの意見もあり、情報提供や参加のきっかけ、仲間づくりの機会を増やすことで、地域活動の仲間を増やせる可能性がうかがえます。</li> <li>ワークショップでは、「地域に頼れる人がいるか」という点で、つながりが薄く課題であるという意見が聞かれており、地域内での交流やつながりをつくる取組の必要性がうかがえます。</li> </ul> |

### 今後に向けた検討の視点

- 従来の地縁が希薄化する中、地域内でのつながりや信頼関係を強化するためには、行政、市民、地域が連携し、交流の場や個人と地域がつながる機会を創出し、支えあいや助けあいの取組を地域全体で推進していくことが求められます。
- 社会環境の変化に対応し、地域福祉の体制を充実・強化するためには、地域活動の基盤となる人材の育成・確保に取り組むことが求められます。

## 基本方針(柱2)の概要

基本方針(柱2)では、だれもが、地域健康福祉の問題について気軽に相談でき、その人の生活課題に応じた的確な支援が受けられ、解決につなげる仕組みづくりを行いました。また、地域の資源を効果的につなげるため、市民、地域(町会等)、福祉関係者、さらに庁内等連携会議により行政内の連携を図り相談体制の充実に取り組んできました。

### 基本方針【柱2】 たれもか暮らしの問題を相談てぎ解決てぎる仕組みつくり

| 基本施策                 | 取組を実施した結果指標                                           |
|----------------------|-------------------------------------------------------|
| (1)相談窓口の充実           | ① 健康・福祉情報の入手しやすさについては、入手しづらい人の減少<br>② 身近な相談相手のいない人の減少 |
| (2)課題解決に向けたネットワークの構築 |                                                       |
| (3)情報発信の充実           |                                                       |

## 取組の進捗評価

令和5年度市民アンケート調査結果より

### ①健康・福祉情報の入手しやすさについては、入手しづらい人の減少

| 第4期計画<br>目標値 | 平成29年度<br>実績値 | 令和3年度<br>実績値 | 令和5年度<br>実績値 | 進捗評価 |
|--------------|---------------|--------------|--------------|------|
| 10.0%        | 21.0%         | 26.7%        | 19.8%        | 減少傾向 |

### ②身近な相談相手のいない人の減少

| 第4期計画<br>目標値 | 平成29年度<br>実績値 | 令和3年度<br>実績値 | 令和5年度<br>実績値 | 進捗評価 |
|--------------|---------------|--------------|--------------|------|
| 25.0%        | 35.4%         | 35.7%        | 5.5%         | 減少傾向 |

## 現状と課題(前期計画の総括)

|                         | 現状と課題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域福祉を取り巻く現状             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1世帯あたりの人員は減少傾向にあり、ひとり暮らし高齢者の割合は増加傾向にあります。また、認知症高齢者の割合は増加傾向にあり、今後も増え続けることが見込まれます。</li> <li>● 総合相談の相談件数は増加傾向にあり、1回の相談では解決が難しい相談が増えています。また、各種福祉サービスの利用者也増加傾向にあります。</li> </ul>                                                                                                                                                                           |
| アンケート<br>ワークショップ<br>の結果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康・福祉情報は入手しやすいと感じている割合は増えているものの、デジタルサービスの普及・多様化による情報量の増大がますます進むことから、対象者に必要な情報を届けるための検討と工夫がより求められます。</li> <li>● 身近な相談相手は、「家族」が多く、「相談相手がいない」人の割合は大幅に減っています。また、学生の相談相手としては、「学校の友人」と「家族・家庭」が多く、「誰にも相談しない」と回答した割合が前回より増えています。</li> <li>● ワークショップでは、市からのサポートを受けるためには、いろいろ調べないと相談先につながらないといった意見も聞かれており、身近でわかりやすい相談ルートの周知と適切な支援が求められていることがうかがえます。</li> </ul> |

### 今後に向けた検討の視点

- 抱える課題も複雑化・複合化しており、相談先がわからないといった声や福祉の総合相談の窓口認知度も低めで、今後相談窓口の充実などのニーズも高いことから、相談窓口の周知や対象者に必要な情報がきちんと届けるための広報啓発の工夫をより図っていく必要があります。
- 核家族化や単身世帯が増える中、地域の中で家族以外のつながりを持ち、気軽に相談できる関係性づくりが必要です。また、行政がよりも身近な存在となり、必要な方が相談機関につながりやすくなるための体制づくりが求められます。



## 基本方針(柱3)の概要

基本方針(柱3)では、だれもが、地域でいつまでも健康でいきいきと暮らせる地域を目指し、地域の中で様々な活動を行うことができるよう、ライフステージや個人の心身の状態に合わせた健康づくりや生きがい活動に取り組んできました。

### 基本方針【柱3】だれもが健康でいきいきと暮らせる地域づくり

| 基本施策               | 取組を実施した結果指標     |
|--------------------|-----------------|
| (1)地域を核とした健康づくりの促進 | ① 健康だと感じている人の割合 |
| (2)地域医療の充実         |                 |
| (3)社会参加の促進         |                 |

## 取組の進捗評価

令和5年度市民アンケート調査結果より

### ①健康だと感じている人の割合

| 第4期計画<br>目標値 | 平成29年度<br>実績値 | 令和3年度<br>実績値 | 令和5年度<br>実績値 | 進捗評価  |
|--------------|---------------|--------------|--------------|-------|
| 85.0%        | 75.4%         | 78.3%        | 76.0%        | ➡ 横ばい |

## 現状と課題(前期計画の総括)

|                         | 現状と課題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域福祉を<br>取り巻く現状         | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年の男性の平均寿命と健康寿命の差は1.0歳と短縮傾向で、女性の平均寿命と健康寿命の差は3.3歳と横ばいです。</li> <li>令和元年の要介護認定者数は約18,000人ですが、後期高齢者の増加に伴い、令和22年には約3万人に増加する見込みです。</li> <li>本市の年間自殺者数は、令和2年以降減少傾向ですが、全国や県と比較して20代以下、40代、50代の占める割合が高くなっています。また、不登校児童・生徒数は、いずれも増加傾向です。</li> </ul>                                                                                                                   |
| アンケート<br>ワークショップ<br>の結果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「健康だと感じている人」の割合は、計画策定時から横ばいで、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、社会活動の低下なども影響していると考えられます。また、近隣との付き合いや地域活動への参加割合が高い人ほど、健康だと感じている割合が高い傾向です。</li> <li>学生のアンケートにおいて、過去や現在における悩みごとは、「勉強・学力・受験のこと」を半数の人があげており、次いで「将来のこと」、「学校の友人との関係」となっています。</li> <li>市民ワークショップでは、病気や高齢になっても暮らしやすい医療・福祉・生活支援の整備について、制度周知などの充実に関する意見が聞かれました。また、社会参加の機会となる生涯学習や健康増進施設は概ね充足しているという意見が聞かれています。</li> </ul> |

### 今後に向けた検討の視点

- 生活様式の変化や高齢化、社会との繋がりが希薄化する中、「だれもが健康でいきいきと暮らせる地域づくり」を今後より推進していくには、市民一人ひとりが主体的に心身の健康増進に向けて取り組めるよう、施策の充実を図る必要があります。
- 社会的なつながりは、メンタルヘルスやフレイルなどの心身の健康度に影響し、死亡リスクの軽減にもつながることから、ゲートキーパーなどの支援人材の育成や、つながりや社会参加のきっかけとなる地域の居場所づくりなど、環境づくりを進めていくことも必要です。

## 基本方針(柱4)の概要

基本方針(柱4)では、だれもが、地域でいつまでも安心して暮らせるよう、日頃から地域の助けあいの中で防災・減災や防犯に取り組むことで緊急時に備えるとともに、一人ひとりの権利が守られ、安全安心に暮らせる地域を目指します。

### 基本方針【柱4】だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり

| 基本施策          | 取組を実施した結果指標                       |
|---------------|-----------------------------------|
| (1)防災・防犯対策の充実 | ① 生活の安心感を感じている人の割合の増加             |
| (2)居住・移動支援の充実 | ② 支援の必要な人が安心して生活できる地域だと思える人の割合の増加 |
| (3)権利擁護の推進    |                                   |

## 取組の進捗評価

令和5年度市民アンケート調査結果より

### ①生活の安心感を感じている人の割合の増加

| 第4期計画<br>目標値 | 平成29年度<br>実績値 | 令和3年度<br>実績値 | 令和5年度<br>実績値 | 進捗評価   |
|--------------|---------------|--------------|--------------|--------|
| 85.0%        | 77.3%         | 82.2%        | 81.6%        | ➡ 増加傾向 |

### ②支援の必要な人が安心して生活できる地域だと思える人の割合の増加

| 第4期計画<br>目標値 | 平成29年度<br>実績値 | 令和3年度<br>実績値 | 令和5年度<br>実績値 | 進捗評価   |
|--------------|---------------|--------------|--------------|--------|
| 70.0%        | 57.6%         | 64.3%        | 64.7%        | ➡ 増加傾向 |

## 現状と課題(前期計画の総括)

|                         | 現状と課題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域福祉を取り巻く現状             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 犯罪統計を見ると、再犯者数の占める割合は増減していますが、全国や県と比較して高くなっています。</li> <li>● 成年後見制度の利用者数は、高齢化に伴い増加傾向にあります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                             |
| アンケート<br>ワークショップ<br>の結果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「生活の安心感」や、「支援が必要な人が安心して暮らせる」と感じている割合は、全体的に増加傾向にあります。</li> <li>● 災害が起きた時に支援してくれる人としては、「家族」が主であり、家族が在宅でない場合などにも対応の検討が必要です。</li> <li>● 学生アンケートでは、安心して生活するためには、「いろいろな人が交流できる場所をつくる」という意見は半数以上と最も多く、多世代交流の場を求めている傾向がうかがえます。</li> <li>● 市民ワークショップでは、高齢者や障がい者が安心して暮らせるには課題感を感じている意見が多く、支援環境づくりへのニーズがうかがえます。</li> </ul> |

### 今後に向けた検討の視点

- 高齢化や世帯人数の減少が進む中、「生活の安心感」や、「支援が必要な人が安心して暮らせる」ためには、本人の権利を守るための成年後見など権利擁護の支援体制強化が必要です。また、再犯率の高い地域であることから、地域と市が連携しながら再犯防止に向けた安心・安全な環境づくりも重要となります。
- 災害時の支え合いの強化や、高齢者や障がい者、子ども(子育て世帯)が安心して暮らせる環境整備を市民、地域と連携しながら進めていく必要があります。

# 第 3 章

## 計画の全体像

### 1 基本理念と地域共生社会の全体像

#### (1) 地域健康福祉像

本市では第3期計画において、「地域が、だれにとっても生まれてから生涯を全うするまで、暮らしやすい場となること」への想いを込めて、地域健康福祉像を「だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、共に、いきいきと暮らせるまち柏」と定め、地域福祉を推進してきました。

本計画では、第3期計画から掲げる目指す地域健康福祉像を継承し、地域共生社会の実現に向け、地域健康福祉の推進を目指します。

だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、  
共に、いきいきと暮らせるまち柏



| 構成要素        | 構成要素に含まれる意味や想い                                                                    |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| だれもが        | 年齢・性別・障害の有無・国籍などを越えたすべての人を対象に考えていくという意味を込めています。                                   |
| その人らしく      | 一人ひとりが持つ能力を最大限に生かして、心豊かに自分らしく生きていける社会にしていきたいという想いを込めています。                         |
| 住み慣れた地域で    | 柏に慣れ親しみ、愛着を持っていたいただいた地域で、高齢や障害等により、他者のサポートが必要になったとしてもいつまでも暮らしていけるようにという想いを込めています。 |
| 共に          | 多様な人々や資源(関係機関)がつながり、共に助けあい支えあう「共助」の関係をもちながら暮らしていけるようにという想いを込めています。                |
| いきいきと暮らせるまち | 社会から孤立することなく、多様な主体との関わりの中で生きがいを持ち、安心して暮らせるまちになるようにという想いを込めています。                   |

## 2 4つの基本方針

国は地域共生社会の実現に向けた取組の視点として、「地域課題の解決力の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの骨格を示しています。

これら国の方針を踏まえた上で、本市では地域共生社会及び地域健康福祉像の実現に向けて、4基本方針とこれらに基づく基本施策を定めた上で、取組を推進していきます。





### 3 計画の体系







## 基本方針別の基本施策と取組の推進

## 1 基本方針別の基本施策と取組

地域健康福祉の推進に向けて、4つの基本方針を設定しており、基本方針別に考え方を示しています。

方針が設定された背景について、各種調査から得られた現状と課題を考察しています。

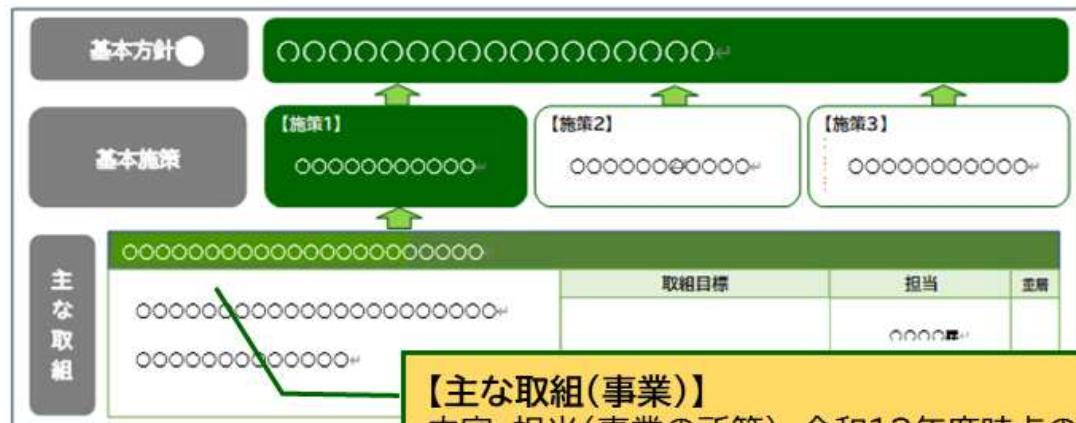


本市の現状と課題を踏まえ、基本施策と施策展開の方向性を示しています。

| 基本施策 |                    | 施策展開の方向性                                                                                                                              |
|------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①    | ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ | <ul style="list-style-type: none"> <li>• ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</li> <li>• ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</li> <li>• ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</li> </ul> |
| ②    | ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ | <ul style="list-style-type: none"> <li>• ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</li> <li>• ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</li> <li>• ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</li> </ul> |
| ③    | ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ | <ul style="list-style-type: none"> <li>• ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</li> <li>• ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</li> <li>• ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</li> </ul> |

基本施策の取組状況の指標となる事業を「主な取組」とし、基本施策ごとに1つ設定しています。

## ■基本施策の実現に向けた主な取組



【主な取組(事業)】

内容,担当(事業の所管),令和12年度時点の目標値,重層的支援体制整備事業交付金の対象事業かを示しています。

【施策●】の推進に向けた共創型オーガナイズアクション

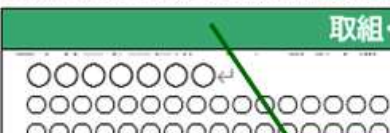
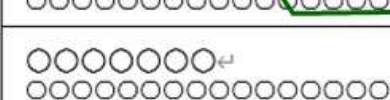
| 対象    | 目指す成果に向けて生み出したい変化の過程(プロセス) |       |       |
|-------|----------------------------|-------|-------|
|       | 気持ちの変化                     | 行動の変化 | 目指す成果 |
| 市民の取組 |                            |       |       |
| 地域の取組 |                            |       |       |
| 市の取組  |                            |       |       |

【施策推進に向けた  
共創型オーガナイズアクション】  
「共創型オーガナイズアクション」とは、多様な立場

【施策推進に向けた  
共創型オーガナイズアクション】

「共創型オーガナイズアクション」とは、多様な立場や専門知識を持つ人々や市民、地域、企業等が対話しながら協働で施策の推進に取り組むことを目指すものです。成果の実現に向けて生み出したい気持ちや行動の過程を示しています。

## ■基本施策の推進に向けた各課の取組

| 取組・内容                                                                               | 担当 | 重層 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----|----|
|  |    |    |
|  |    |    |
|                                                                                     |    |    |

**【基本施策の推進に向けた各課の取組】**  
 基本施策の推進に関係している事業を一覧で掲載し、重層的支援体制整備事業の交付金対象事業に○をつけています。

### 【基本施策の推進に向けた各課の取組】

基本施策の推進に関係している事業を一覧で掲載しており、重層の支援体制整備事業の交付金対象事業には○をつけています。



## 1 基本方針別の基本施策と取組

### 基本方針1:だれもが身近な地域の問題に関心を持ち共に支えあう地域づくり

だれもが地域の課題に関心を持ち、主体的に参画し、解決につなげることができるよう、市民が地域課題や地域の活動について知る・学べる機会を増やすとともに、活動に参加意欲がある人の仲間づくりや、地域での活動等に参加・経験できるような仕組みづくりを行います。これにより、市民の福祉意識の醸成や市民同士や団体が交流し、支えあいや助けあいの活動に積極的に取り組み、かつ連携しあうことで、みんなで支えあう地域を目指します。

#### (1) 市の現状・課題

- 地域の支えあいの重要性については市民意識が向上している傾向がありますが、さらなるつながりにより、親密な関係性(隣近所の人々と親しく付き合い助けあいながら共に生活すること)を求めている傾向が見られます。そのため、地域内でのコミュニケーションを促進し、信頼関係を強化するための取り組みが必要です。
- ボランティア活動については、活動に関心や意欲があるものの、機会を喪失している現状が見られます。これまで参加経験のない市民が参加しやすいように、容易に取り組めるような、参加へのハードルを下げる制度づくりなどを行い、活動の促進を図る必要があります。また、コロナ禍後におけるボランティア活動の検討及び推進が求められます。
- 地域の現状や課題、既存の取組内容を可視化し、行政内部、地域住民、地域団体・企業などと、対話を通じて共有できる場づくりが重要となります。また、対話の場をきっかけに、地域への理解を深めながら、多様な個々の人材と柔軟に連携し、主体的に行動できる人材の育成・確保につなげていくことが重要です。

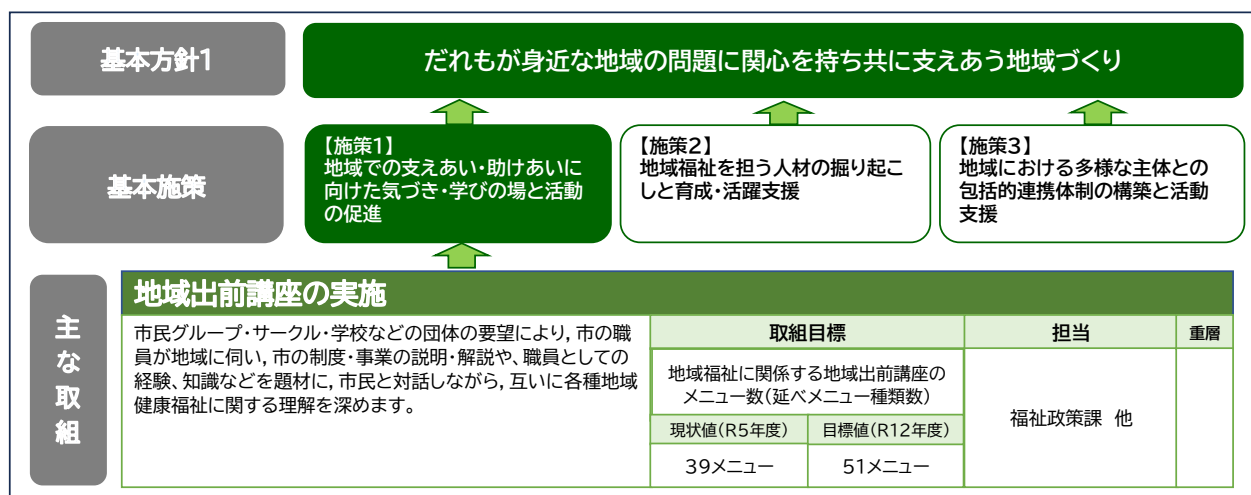
#### (2) 基本施策と施策展開の方向性

| 基本施策 |                                 | 施策展開の方向性                                                                  |
|------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| ①    | 地域での支えあい、助けあいに向けた気づき・学びの場と活動の促進 | ▷地域住民が地域生活課題を学び・共有できる場の提供<br>▷地域交流・居場所づくりの推進<br>▷市民参加による地域活動の活性化に向けた取組の強化 |
| ②    | 地域福祉を担う人材の掘り起こしと育成・活躍支援         | ▷新たな「担い手」「つなぎ手」の養成<br>▷地域福祉に携わる関係者同士の連携強化<br>▷地域課題の解決に関わる多様なサポーターの育成と確保   |
| ③    | 地域における多様な主体との包括的連携体制の構築と活動支援    | ▷福祉活動団体や企業等を含む包括的な連携体制の推進<br>▷地域福祉団体への活動支援<br>▷住民主体による地域活動の活性化に向けた取組の強化   |

## 基本施策1:地域での支えあい、助けあいにに向けた気づき・学びの場と活動の促進

地域住民が地域生活課題に気づき、学びを深める場を提供するとともに、住民同士のつながりを育み、交流や居場所づくりを推進します。これにより、地域での支えあいや助けあいの意識を醸成し、住民参加による地域活動の活性化に向けた取組を強化していきます。

### ■基本施策の実現に向けた主な取組



### 【施策1】の推進に向けた共創型オーガナイズアクション

| 対象 | 目指す成果に向けて生み出したい変化の過程(プロセス)                                                                                                                                |                                                                                                                                                                           |                                                                           |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
|    | 気持ちの変化                                                                                                                                                    | 行動の変化                                                                                                                                                                     | 目指す成果                                                                     |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>身近な地域福祉に関する課題に興味を持つ</li> <li>地域出前講座に参加してみようと思う</li> <li>自分のできる地域活動をしたいと思う</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域出前講座に参加するようになる</li> <li>家族や友人に講座内容を伝えたり、関連する情報収集を自ら行う</li> <li>自分のできる地域活動に参加するようになる</li> </ul>                                   | 地域の健康福祉への関心が高まり、多様な主体の社会参加が促進され、市民、地域、市が課題・目標を共有し、地域のコミュニティとネットワークが強化される。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人や地域の結び付きの必要性を感じる</li> <li>地域のできる福祉活動を企画したいと思う</li> <li>地域福祉に関する活動について、もっと多くの人に知ってもらいたい</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>講座を通じて多様な人との対話を重ね、地域に必要な活動の周知・啓発をする</li> <li>自分たちの地域をより住みよいまちにしていこうために地域活動を実践する</li> </ul>                                         |                                                                           |
| 市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>常に地域の最新の状況を知りたいと思う</li> <li>地域福祉の現状を捉えた、市民と地域の理解を得る取組が必要だと感じる</li> <li>関係団体や支援機関を含む、地域全体のつながりを意識するようになる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動や出前講座等の機会に、地域に赴き、現場の声を直に聞きながら、現状を把握する</li> <li>他地域の取組なども参考に、多様な学びや実践支援に向け、講座の種類や回数を増やす</li> <li>講座を通じて、つながりづくりを支援する</li> </ul> |                                                                           |



## ■基本施策の推進に向けた各課の取組

| 取組・内容                                                                                                                                                                                | 担当          | 重層 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----|
| <b>男女共同参画促進のための啓発事業の実施</b><br>男女共同参画センターにおいて、関心の持たれやすいテーマを取り入れながら、講座の開催や情報発信により、女性活躍や性の多様性などへの理解促進を図ります。                                                                             | 共生・交流推進センター |    |
| <b>ふるさと協議会<sup>20</sup>連合会定例会等開催</b><br>ふるさと協議会を活性化し、地域課題解決型の取組を支援します。また、地域づくりに参画する新たな人材の発掘と育成を進め、市民参加型の地域づくりの実現を目指します。                                                              | 市民活動支援課     |    |
| <b>町会等支援事業</b><br>転入手続きの際に、窓口で町会等加入促進のチラシを配付するなど、町会の活動の周知や、町会等への加入促進、町会活動の活性化を支援します。<br>また、新たに町会・自治会・区等の会長に就任される方を対象とした町会等の運営や活動に関する勉強会を開催し、先進的な事業を行っている町会等の活動事例を共有する場を設けます。         | 市民活動支援課     |    |
| <b>地域づくり推進事業</b><br>まちづくり活動に関する専門的人材である市民協働支援員や地域づくりコーディネーターを市内各所に派遣し、地域の課題解決の取組を支援します。また、そのための財政支援等の事業を展開していきます。地縁団体と他の活動団体の連携促進のため、橋渡しの役割を果たします。                                   | 市民活動支援課     |    |
| <b>消費者教育事業</b><br>柏市消費者教育推進連絡会(教育委員会と連携)及び柏市消費者行政推進協議会を開催します。柏市消費生活コーディネーター及び柏市消費生活サポーター <sup>21</sup> が地域で行う活動を支援します。                                                               | 消費生活センター    |    |
| <b>介護予防センター運営</b><br>高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう、多様な社会参加の場の提供や地域の介護予防活動等を支援します。                                                                                                          | 地域包括支援課     |    |
| <b>地域ケア会議</b><br>地域包括ケアシステム <sup>22</sup> 実現するため、地域の医療・介護に関わる多職種等が、専門知見を共有しながら、「個別ケースの支援」及び「地域に生じる課題」について検討し、ネットワークの構築を推進する会議を運営します。                                                 | 地域包括支援課     | ○  |
| <b>生活支援体制整備事業</b><br>高齢者の支援ニーズと地域資源をマッチングするために、地域資源の発掘及び開発やネットワークを構築し、多様な生活支援の充実を図ります。                                                                                               | 地域包括支援課     | ○  |
| <b>柏市民生委員・児童委員の活動支援</b><br>市民の身近な相談役、つなぎ役として地域で活動する民生委員・児童委員の活動を支援します。民生委員活動を周知し、欠員をできるだけなくすことで活動しやすい環境づくりに努めます。                                                                     | 福祉政策課       |    |
| <b>防災福祉K-Net事業</b><br>避難行動要支援者 <sup>23</sup> のうち、地域の支援者への情報提供に同意した人の情報を平常時から提供することで、災害発生時や災害の発生が予想される時に安否確認や避難支援を地域の支援者と実施します。<br>登録者をとりまとめ、地域の支援者に情報提供を行うとともに、平常時からの支援体制構築などを支援します。 | 福祉政策課       |    |

<sup>20</sup> 昭和55年以降、心のふれあういきいきとした住み良いまちづくりを市民と行政が一体となって推進していく「ふるさと運動」の推進組織として、各地域に設立、近隣センターを拠点にして地域の実情に応じたさまざまな活動を実施

<sup>21</sup> 地域の消費者リーダーとして各ふるさと協議会会長から推薦され、市長から委嘱を受けた人。地域の人と連携しながら消費生活センターに寄せられる最新の情報を市民に伝え、市民からの情報をセンターに届けるなど、柏市民の安心・安全を守るための活動をする。

<sup>22</sup> 支援が必要な高齢者等に対し、生活上の安全・安心・健康を確保するために、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが適切に提供できるような地域での体制のこと。

<sup>23</sup> 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人

| 取組・内容                                                                                                                                    | 担当        | 重層 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|
| <b>福祉喫茶コーナーの運営事業</b><br>公共施設に障害者が就労・作業する福祉喫茶コーナーを設置し、障害者の社会参加を促進するとともに、来館者との交流等を通じて市民の障害理解を深めます。                                         | 障害福祉課     |    |
| <b>障害理解啓発イベントの実施</b><br>地域住民の障害理解を深めるとともに、障害者の社会参加や交流の機会を創出するため、障害者週間等にイベント等を実施します。                                                      | 障害福祉課     |    |
| <b>ヘルプマーク・カードの配付</b><br>地域住民の理解と協力を得るため、外見からでは援助や配慮が必要であることがわかりにくい人について、周囲の人に配慮等を必要としていることを知らせるヘルプマークや、本人の状態や必要な配慮等について記入するヘルプカードを配付します。 | 障害福祉課     |    |
| <b>通いの場の運営支援</b><br>高齢者をはじめとする地域の方が元気にいきいきと暮らせるよう、地域住民を主体に活動している通いの場の運営を支援します。                                                           | 柏市社会福祉協議会 | ○  |
| <b>地区社会福祉協議会<sup>24</sup>支援事業</b><br>各地区にCSW <sup>25</sup> を配置し、地区社会福祉協議会を始めとした地域団体が実施する地域福祉活動に対し、効果的な福祉活動を支援します。                        | 柏市社会福祉協議会 |    |
| <b>地域いきいきセンターの運営</b><br>身近な福祉の相談窓口として、地域組織と連携し、地域の支えあい活動の推進や地域づくりを進めます。                                                                  | 柏市社会福祉協議会 |    |
| <b>住民参加型在宅福祉サービス事業<sup>26</sup>(さわやかサービス事業)</b><br>高齢者や障害者、妊産婦が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民相互の助けあいを基本とする会員制の在宅福祉サービスとして、生活支援や介護、産前産後支援を行います。    | 柏市社会福祉協議会 |    |
| <b>福祉教育事業</b><br>地域福祉の理解を高め、すべての住民が差別や排除されることなく、共に支えあい生きる喜びを感じることができるよう、「ともに生きる力」を育む福祉教育を推進します。                                          | 柏市社会福祉協議会 |    |

<sup>24</sup> 地域住民や自治会・町内会、民生委員・児童委員、その他地区の各種団体から選出された代表者によって構成された、地域の中の支え合いの輪を育てていくための団体

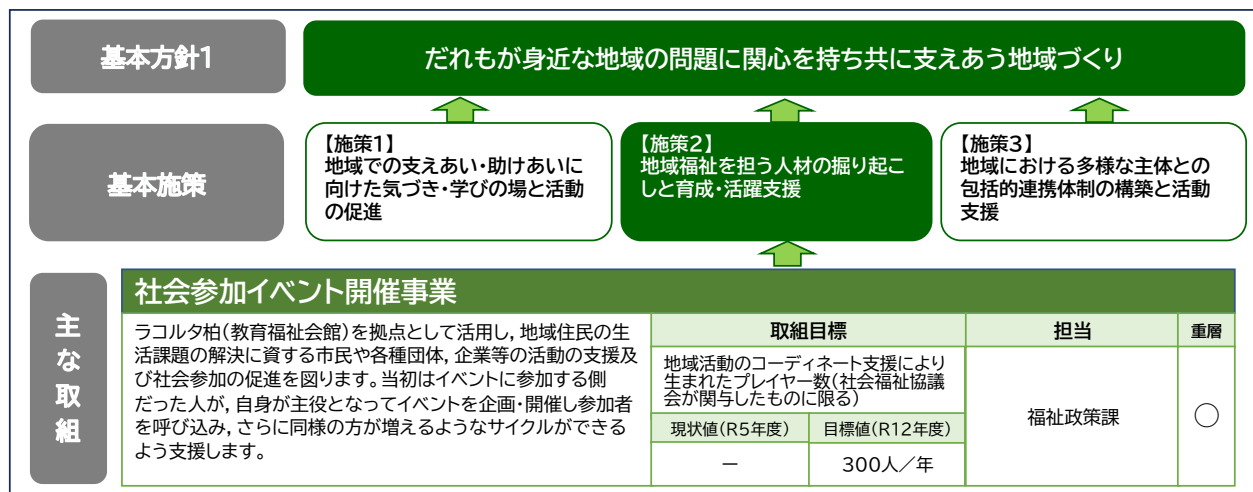
<sup>25</sup> CSW（コミュニティソーシャルワーカー）：関係専門機関や地域に住む方々と連携して、地域の困りごとを支援する相談員

<sup>26</sup> 高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民による支えあいを基本に、柏市社会福祉協議会が独自の事業として実施している会員制の有償在宅福祉サービス

## 基本施策2:地域福祉を担う人材の掘り起こしと育成・活躍支援

持続可能な地域福祉づくりに向けて、人材育成に加え、新たな「担い手」や「つなぎ手」を発掘するとともに、育成した人材が活躍できる支援体制を構築します。また、関係者同士の連携を強化し、地域課題の解決に向けた多様なサポーターの育成と確保を進めます。

### ■基本施策の実現に向けた主な取組



### 【施策1】の推進に向けた共創型オーガナイズアクション

| 対象 | 目指す成果に向けて生み出したい変化の過程(プロセス)                                                                                                                                       |                                                                                                                                                  |                                                             |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
|    | 気持ちの変化                                                                                                                                                           | 行動の変化                                                                                                                                            | 目指す成果                                                       |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>身近な地域のつながりが大切だと感じる</li> <li>自分の趣味や得意なことを活かした活動も、地域の健康福祉につながると気づく</li> <li>ラコルタの取組などに参加してみようと思う</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域のイベントに参加するなど、地域とのつながりを意識するようになる</li> <li>地域イベントの案内を身近な人に行う</li> <li>手伝いや運営側として地域活動に取り組むようになる</li> </ul> | 地域における人材が発掘され、だれもが活躍できる場が広がり、地域福祉の向上につながる活動をやりがいを持って行う人が増える |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>自分たちの活動が、地域の課題解決にもつながると思う</li> <li>地域活動に関する講座やイベントなどに参加したいと思う</li> <li>市や地域活動団体と共に、自分たちの地域に合った地域活動に取り組んでみたいくなる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>ラコルタ柏の取組に参加する</li> <li>地域課題の解決に向けた活動を企画し運営する</li> <li>地域活動を担う仲間を増やすための活動の周知や参加案内を促す取組を行う</li> </ul>       |                                                             |
| 市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>市民、地域団体、企業など地域福祉の人材の掘り起こしの必要性を再認識する</li> <li>地域活動に取り組む個人や団体を支援し、活動の拡大や活動者との連携を意識するようになる</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の地域人材の把握・整理を行う</li> <li>社会参加促進のためのイベントを開催する</li> <li>地域活動に関心が高い地域の人材を発掘し、個人および団体の活動をサポートする</li> </ul>   |                                                             |

## ■基本施策の推進に向けた各課の取組

| 取組・内容                                                                                                                                                                                                       | 担当               | 重層 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|----|
| <b>地域づくり推進事業</b><br>まちづくり活動に関する専門的人材である市民協働支援員や地域づくりコーディネーターを市内各所に派遣し、地域の課題解決の取組を支援します。また、そのための財政支援等の事業を展開していきます。地縁団体と他の活動団体の連携促進のため、橋渡しの役割を果たします。                                                          | 市民活動支援課          |    |
| <b>柏市訪問型生活支援サポーター<sup>27</sup>(かじサポ)の養成</b><br>介護の人材不足を解消するため、専門の資格がなくても介護現場に就職することができるかじサポを養成します。                                                                                                          | 地域包括支援課          | ○  |
| <b>認知症サポーター養成講座</b><br>認知症及び認知症の人について正しく理解した応援者「認知症サポーター <sup>28</sup> 」を増やし、認知症にやさしいまちづくりを進めます。                                                                                                            | 地域包括支援課          |    |
| <b>自殺対策ゲートキーパーの養成</b><br>悩んでいる人に気づく、声をかけるなど、適切な支援につなげるゲートキーパーを養成します。また、市民の3人に1人が「ゲートキーパーという言葉聞いたことがある」状態となるよう普及啓発への取組を強化します。                                                                                | 福祉政策課            |    |
| <b>意思疎通支援者の養成</b><br>コミュニケーション支援が必要な障害者の意思疎通等を支援できる人材を確保するため、各種養成講座を開催します。                                                                                                                                  | 障害福祉課            |    |
| <b>柏市市民後見人の育成・活躍支援</b><br>柏市社会福祉協議会が設置する「かしわ権利擁護センター」において、市民後見人として地域で活躍できる人材を増やすことを目的に、市民後見人養成講座の実施や、研修後のフォローアップ、実施指導まで行い、専門職以外の担い手を育成します。                                                                  | 地域包括支援課<br>障害福祉課 |    |
| <b>子育て支援団体(支援者)の育成及びネットワーク活動支援</b><br>第三期柏市子ども・子育て支援事業計画(令和7年3月)に基づき、子育て支援をしたいと考えている方等に向け情報提供や各種研修を行い、子育て支援者を育成します。また、市民実行委員による子育て情報誌の作成や子どもの育ちや子育てに関するフォーラムの企画・運営を通して構築される、子育て当事者・子育て支援団体等のネットワーク活動を支援します。 | 子育て支援課           |    |
| <b>ボランティアセンターの運営</b><br>地域やボランティア活動への関心を高めるとともに、講座の実施や情報提供、活動支援を実施し、幅広い人材の育成と参加を促進します。                                                                                                                      | 柏市社会福祉協議会        |    |
| <b>地域いきいきセンターの運営</b><br>身近な地域でのボランティアコーディネートや新たな人材発掘等に取り組み、多様な人が地域の中で活躍できる体制づくりを進めます。                                                                                                                       | 柏市社会福祉協議会        |    |

<sup>27</sup> 市の養成研修を受講し、介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業のヘルパーとして、比較的軽度である要支援認定者及び事業対象者の自宅を訪問し、日常生活へのサポート（買い物、掃除、調理、洗濯など）を行います。

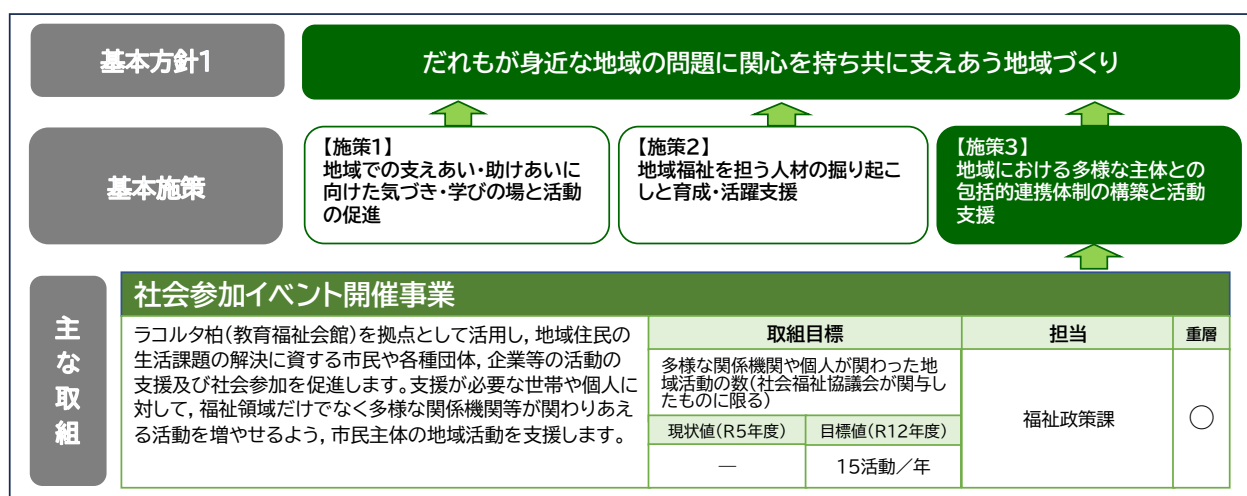
<sup>28</sup> 講座等を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと



### 基本施策3:地域における多様な主体との包括的連携体制の構築と活動支援

地域福祉の充実には、地域で暮らす上でさまざまな課題を抱えている人たちのニーズに対して、より柔軟な支援が求められており、このような支援体制は住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる基盤にもなります。そのためには、行政による公的支援に加え、地域住民やNPO、ボランティア、民間企業などの担い手による公的な制度に基づかないインフォーマルな支援が不可欠です。地域団体、市民、企業等との包括的な連携体制を構築し、地域福祉団体への活動支援や住民主体の地域活動を活性化させるための支援体制を整備します。

#### ■基本施策の実現に向けた主な取組



#### 【施策1】の推進に向けた共創型オーガナイズアクション

| 対象 | 目指す成果に向けて生み出したい変化の過程(プロセス)                                                                                                                                         |                                                                                                                                           |                                                             |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
|    | 気持ちの変化                                                                                                                                                             | 行動の変化                                                                                                                                     | 目指す成果                                                       |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動団体の取組内容に関心を持つ</li> <li>地域の活動に面白さを感じ、自分にもできることがあると感じる</li> <li>地域における自分の役割や可能性を認識する</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>学びや交流の機会となるような地域のイベントに参加する</li> <li>イベントで知った情報や既存の地域活動について家族や友人に紹介する</li> </ul>                    | 多様な主体が相互理解と協力関係を深めて活動し、市民の積極的な参加が促進されることで、地域を軸とした課題解決力が向上する |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の団体や企業同士での連携の必要性を感じ、地域活動に取り組む団体と知り合いたいと思う</li> <li>地域の課題の解決のために、関係機関と連携体制をつくりたいと思う</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>イベント等に参加して連携の相手を探す</li> <li>多様な主体が連携したイベントを企画し、地域団体や企業が市民の活動を後押しできる活動に取り組む</li> </ul>              |                                                             |
| 市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>市民、地域団体、企業など、立場や分野を越えた支援体制を構築したいと思う</li> <li>現状を踏まえた上で地域今後必要な連携の在り方を考え、関係部署で共有しようと思う</li> <li>多様な連携の場づくりを進めたいと思う</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>市民、地域団体、企業の支援体制の状況を把握し、互恵的な関係の構築を支援する</li> <li>地域福祉の関係機関が、他の関係機関との意見交換や情報共有などの交流の機会を設ける</li> </ul> |                                                             |



## ■基本施策の推進に向けた各課の取組

| 取組・内容                                                                                                                                                                | 担当        | 重層 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|
| <b>地域づくり推進事業</b><br>まちづくり活動に関する専門的人材である市民協働支援員や地域づくりコーディネーターを市内各所に派遣し、地域の課題解決の取組を支援します。また、そのための財政支援等の事業を展開していきます。地縁団体と他の活動団体の連携促進のため、橋渡しの役割を果たします。                   | 市民活動支援課   |    |
| <b>ふるさと運動事業(ふるさと協議会等の支援)</b><br>ふるさと協議会を活性化し、地域課題解決型の取組を支援します。また、地域づくりに参画する新たな人材の発掘と育成を進め、市民参加型の地域づくりの実現を目指します。                                                      | 市民活動支援課   |    |
| <b>町会等支援事業</b><br>転入手続きの際に、窓口で町会等加入促進のチラシを配付するなど、町会の活動の周知を行い、町会活動の活性化を支援します。<br>また、新たに町会・自治会・区等の会長に就任される方を対象とした町会等の運営や活動に関する勉強会を開催し、先進的な事業を行っている町会等の活動事例を共有する場を設けます。 | 市民活動支援課   |    |
| <b>地域見守りネットワーク事業</b><br>民間事業者等が地域住民と接する活動中に異変に気付いた際、通報してもらえるよう協定を締結し、必要に応じ適切な福祉サービスにつなげます。社会的孤立を未然に防止し、地域で安心した生活ができるよう、地域全体で見守りを行う取組を実施します。                          | 福祉政策課     |    |
| <b>障害者活動センター運営事業</b><br>障害者やボランティア団体の継続的な活動を支援するため、これらの団体が自主的に活動する拠点を確保するとともに、団体に所属しない障害者や地域住民との交流機会を創出します。                                                          | 障害福祉課     | ○  |
| <b>障害福祉関係団体への支援・ネットワーク</b><br>障害者やボランティア団体間のネットワークを形成し、本市や団体が実施する事業を協働して推進するとともに、団体の活動が広がりをみせるよう支援します。                                                               | 障害福祉課     |    |
| <b>当事者団体活動助成</b><br>障害者団体が実施する各種事業に助成を行い、事業の実施を支援します。                                                                                                                | 障害福祉課     |    |
| <b>地域いきいきセンターの運営</b><br>身近な地域の中で多様な団体等との包括的な連携体制の構築に取り組むとともに、住民主体活動の後方支援を実施します。                                                                                      | 柏市社会福祉協議会 |    |
| <b>ボランティアセンター事業の運営</b><br>ボランティア活動の相談やボランティアコーディネート、活動団体への助成金の交付、ボランティア活動の普及啓発、人材育成、ボランティア団体・当事者団体との連携・支援を行います。                                                      | 柏市社会福祉協議会 |    |
| <b>地区社会福祉協議会支援事業</b><br>各地区にCSWを配置し、地区社会福祉協議会を始めとした地域団体が実施する地域福祉活動に対し、効果的な福祉活動を支援します。                                                                                | 柏市社会福祉協議会 |    |

## 基本方針2:だれもが暮らしの問題を相談でき解決できる仕組みづくり

分野や対象にとらわれず、だれもが暮らしの問題について気軽に相談でき、多様な生活上の課題に応じて的確な支援が受けられ、解決につなげられる仕組みづくりを行います。また、地域の資源を効果的につなげるため、行政からの一方向だけの情報発信だけでなく、地域福祉のプラットフォーム<sup>29</sup>として市民との積極的な対話の場づくりを行いながら、市民や地域(町会等)、福祉関係者、行政との連携を図るとともに、庁内等連携会議により行政内の連携を図り、相談体制を拡充します。

### (1)市の現状・課題

- 健康・福祉情報の入手のしづらは前回調査より改善されてきているものの、複雑化・複合化した課題をどこに相談すればよいかわからないといったケースも増えています。市民に必要な正しい情報をわかりやすく適切に届け、アクセスの容易な支援体制を構築することが必要です。
- 「身近な相談相手」としては、家族が大多数を占めていますが、少子高齢化が加速する中で、社会的に孤立する人の増加が懸念されます。家族や友人といった近しい間柄以外の相談相手や相談機関とのつながりを持つためのきっかけづくりを行うとともに、情報や相談機関にアクセスしづらい社会的弱者にも配慮した仕組みづくりが必要です。
- 「だれもが暮らしの問題を相談でき解決できる仕組みづくり」をより推進していくには、分野にとらわれない相談窓口等の相談体制や、個別支援に対応できる仕組みの充実が求められます。日頃から地域との交流やつながりを持てる場の充実等を図ることで、「困ったときにすぐ相談できる」関係や環境を構築していく必要があります。

### (2)基本施策と施策展開の方向性

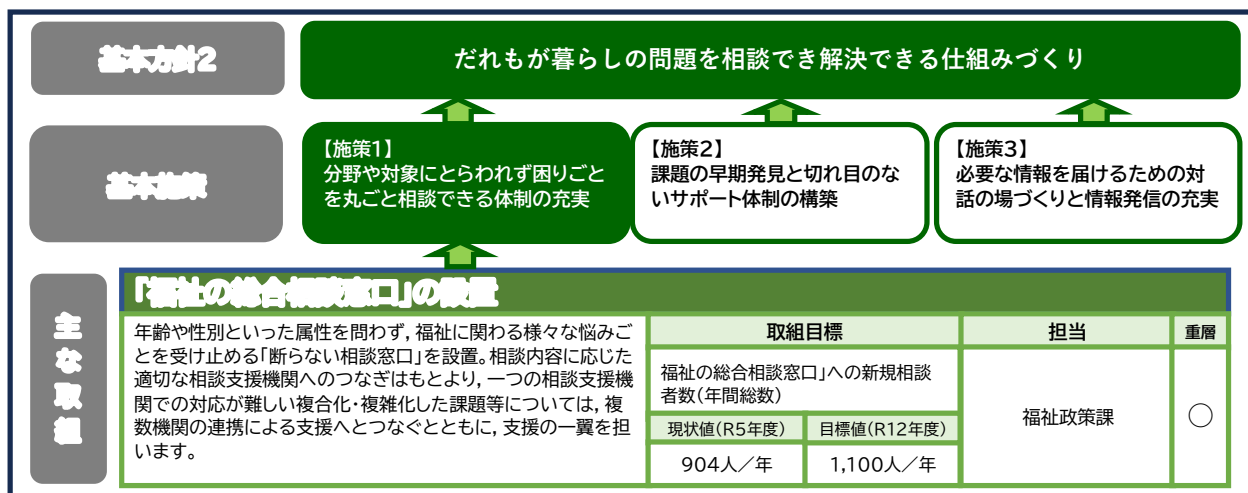
| 基本施策 |                               | 施策展開の方向性                                                                         |
|------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| ①    | 分野や対象にとらわれず困りごとを丸ごと相談できる体制の充実 | ▷福祉の総合相談窓口の機能強化<br>▷地域生活課題に取り組む関係者による分野横断的な連携支援体制の強化<br>▷福祉関係者などの相談支援スキル及び質の向上   |
| ②    | 課題の早期発見と切れ目のないサポート体制の構築       | ▷福祉サービスの充実と提供体制の構築<br>▷地域生活課題や住民の個別課題を発見・把握する仕組みの充実<br>▷地域生活課題や住民の個別課題を解決する活動の充実 |
| ③    | 必要な情報を届けるための対話の場づくりと情報発信の充実   | ▷地域との交流やつながりを持てる場や機会の充実<br>▷福祉情報のわかりやすい発信                                        |

<sup>29</sup> 住民同士の支えあい・助けあいや多様な主体の連携・協働を推進するために、お互いを「知り」、お互いが「つながり」、ともに「行動する」ことを実現していくための場

## 基本施策1:分野や対象にとらわれず困りごとを丸ごと相談できる体制の充実

市民が抱える複合的な課題を、丸ごと受け止めながら迅速な支援につなげていくために、関係者間の分野横断的な連携体制を整備し、福祉の総合相談窓口の体制を強化します。また、福祉関係者の相談支援スキルの向上を図り、市民が身近な場所で気軽に困りごとを相談できる環境づくりを進めます。

### ■基本施策の実現に向けた主な取組



### 【施策2】の推進に向けた共創型オーガナイズアクション

| 対象 | 目指す成果に向けて生み出したい変化の過程(プロセス)                                                                                                      |                                                                                                                                                     |                                                                                                                      |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 気持ちの変化                                                                                                                          | 行動の変化                                                                                                                                               | 目指す成果                                                                                                                |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"><li>福祉に関する相談先としてどのような窓口があるのか知りたいと思う</li><li>日常生活の中で抱えている不安や課題を相談してみようと思う</li></ul>            | <ul style="list-style-type: none"><li>市のホームページなどで地域生活課題や相談できる場所(福祉関係機関)を調べる</li><li>福祉関係機関に、気軽に相談できるようになる</li></ul>                                 | だれもが躊躇なく相談できるワンストップの相談体制が構築され、不安や悩みを抱えている人が、解消に向けて、さまざまな支援機関とつながることのできている。また、相談内容に応じて関係機関が横のつながりを構築し、チームとして機能するようになる |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"><li>困っている人に気付き、相談支援につないであげたいと思う</li><li>地域で相談ニーズのある人を早期発見できるようにしたいと思う</li></ul>               | <ul style="list-style-type: none"><li>地域生活課題や様々な福祉相談窓口(福祉関係機関)について調べるようになる</li><li>地域全体で相談ニーズのある人を気にかけるようになる</li><li>地域でだれもが気軽に相談できる場所を作る</li></ul> |                                                                                                                      |
| 市  | <ul style="list-style-type: none"><li>日頃から各関係者と情報交換や連携を深めることを意識しようと思う</li><li>適切な関係先につなげられるように、相談支援機関同士の連携体制を強化したいと思う</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>相談支援機関同士が知り合う場を提供する</li><li>断らない相談窓口として機能できるように、相談員を適正に配置するとともに、関係課と連携し機能する相談体制を作る</li></ul>                  |                                                                                                                      |

## ■基本施策の推進に向けた各課の取組

| 取組・内容                                                                                                                                                                          | 担当          | 重層 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----|
| <b>外国人相談窓口の運営</b><br>外国人アドバイザーによる、外国人住民が行政手続きを行う際の通訳等のサポートや、日常生活の困りごとに関する相談支援を行います。                                                                                            | 共生・交流推進センター |    |
| <b>男女共同参画推進のための相談事業</b><br>家庭や職場などでの女性の悩み事などに対して、専門の女性カウンセラーが相談に応じる「女性のこころと生き方相談」を実施し、関係機関と連携しながら支援します。                                                                        | 共生・交流推進センター |    |
| <b>消費生活相談事業</b><br>消費生活相談員による消費生活相談や、消費生活相談員に対する研修を実施します。全国消費生活情報ネットワークシステムへ消費生活相談内容の適正に報告します。                                                                                 | 消費生活センター    |    |
| <b>介護支援専門員支援事業</b><br>柏市介護支援専門員協議会と連携の上、地域包括支援センター単位で、地域包括ケア地区別研修会、事例検討会等の実施及び市域での主任介護支援専門員研修会を行い、介護支援専門員の資質向上と多職種・多機関と連携し、高齢者の自立支援・重度化防止を適切かつ効果的に実施できるネットワークづくりを行います。         | 地域包括支援課     |    |
| <b>高齢者の総合相談(地域包括支援センター)</b><br>地域包括支援センターの専門職が高齢者のさまざまな相談を受け、行政の関係部署、医療機関、介護サービス事業所、地域の関係機関と連携し、支援します。そのために、関係機関とのネットワーク構築や地域への啓発活動、支援の質向上のための研修等を行います。                        | 地域包括支援課     | ○  |
| <b>妊娠子育て相談</b><br>妊娠期から子育て期にわたるまでの相談支援を実施します。妊娠届出時に専門職による面談を実施し、支援の必要な妊婦には、関係機関との連携による支援を早期に実施します。                                                                             | 地域保健課       | ○  |
| <b>福祉の総合相談事業(悩み相談AIチャットシステム)</b><br>対面・電話・メールによる相談員への相談にハードルを感じる方に対し、AI相談チャットシステムを実施します。相談分野を問わず、AIがどのような悩みも受け止めるので、まずは心を軽くすることから始め、相談員への相談を希望する場合には、チャットシステムから相談員とコンタクトが取れます。 | 福祉政策課       | ○  |
| <b>自立支援協議会相談支援部会の運営支援</b><br>相談支援体制強化のため、基幹相談支援センター <sup>30</sup> を中心に相談支援専門員の支援スキル向上に資する研修会等の企画・運営を行い、ケアマネジメントに従事する質の高い相談支援人材についての養成・確保を行います。                                 | 障害福祉課       |    |
| <b>障害者の福祉に関する相談窓口(地域生活支援拠点)</b><br>地域の身近な障害福祉に関する相談窓口を設置し、さまざまな障害福祉に関する相談に応じます。また、緊急時を含め24時間365日対応できる体制とし、地域での生活の安心につなげます。                                                     | 障害福祉課       | ○  |
| <b>かしまるネット<sup>31</sup>(ビデオ通話相談)</b><br>各専門相談支援機関の窓口で、複合課題を抱える相談者をその場で他の専門相談支援機関へつなぎ、本人を含めた複数機関で同時に相談でき、相談者がたらい回しにならない相談体制を整えます。                                               | 生活支援課       | ○  |
| <b>地域生活支援センター事業(生活困窮者自立相談支援等)</b><br>生活困窮及び生活困窮に陥りそうな人からの相談に応じ、相談者が抱えている課題を解決するために支援計画を作成し、市内外のさまざまな制度の利用や関係機関との連携を行いながら、自立へ向けた伴走型の支援を行っています。                                  | 生活支援課       | ○  |

<sup>30</sup> 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者等からの一般的な相談支援のほか、地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援や自立支援協議会に関与した地域づくり業務を行うセンターのこと

<sup>31</sup> 市内各地にある福祉の一部専門相談機関の窓口で、各相談機関同士や市の生活支援課等とビデオ通話により相談ができるサービス



| 取組・内容                                                                                                                                                                              | 担当        | 重層 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|
| <b>利用者支援事業(子育て支援アドバイザー)</b><br>子ども及びその保護者や妊婦等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供等を行い、併せて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施・支援する利用者支援事業(子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の1つ)の基本型を行います。 | 子育て支援課    | ○  |
| <b>子どもに関する総合相談窓口の設置【(仮称)柏市こども若者相談センター】</b><br>(仮称)柏市こども・若者相談センター内で子どもに関するあらゆる相談に対応し、すべての子どもや家庭を取り残すことなく、妊娠、出生から子どもの自立まで、一貫した継続性のある、切れ目ない相談・支援体制の充実に図ります。                           | こども相談センター |    |
| <b>心配ごと相談事業</b><br>民生委員などが相談員となり、日常生活における身近な相談窓口として、さまざまな悩みごとや心配ごとを傾聴し、アドバイスや適切な窓口の案内を実施します。                                                                                       | 柏市社会福祉協議会 |    |
| <b>地域いきいきセンター運営</b><br>身近な福祉の総合相談窓口として分野を問わず相談を受け止め、専門機関への橋渡しや必要に応じた伴走支援を実施します。円滑な支援体制を築くため、関係機関との連携強化に取り組めます。                                                                     | 柏市社会福祉協議会 | ○  |

## コラム1

# 地域いきいきセンター ～身近な地域の相談窓口～

市内に11か所設置されている「地域いきいきセンター」は、柏市社会福祉協議会が運営する、地域住民にとって身近な福祉の相談窓口です。

個別のお困りごとだけでなく、地域の支え合いやボランティア活動に関することなど、分野を問わず幅広く相談を受け付けています。必要に応じて、専門機関への橋渡しや伴走支援を行い、地域住民の課題解決をサポートします。

また、重層的支援体制整備事業における「多機関協働事業者」として「福祉の総合相談」と連携し、複雑な課題を抱える要支援者に対応しています。具体的には、必要な支援内容を検討するための会議(重層的支援会議)を開催し、各支援機関との役割分担や支援の方向性を整理するなど、事例ごとの調整機能を担っています。

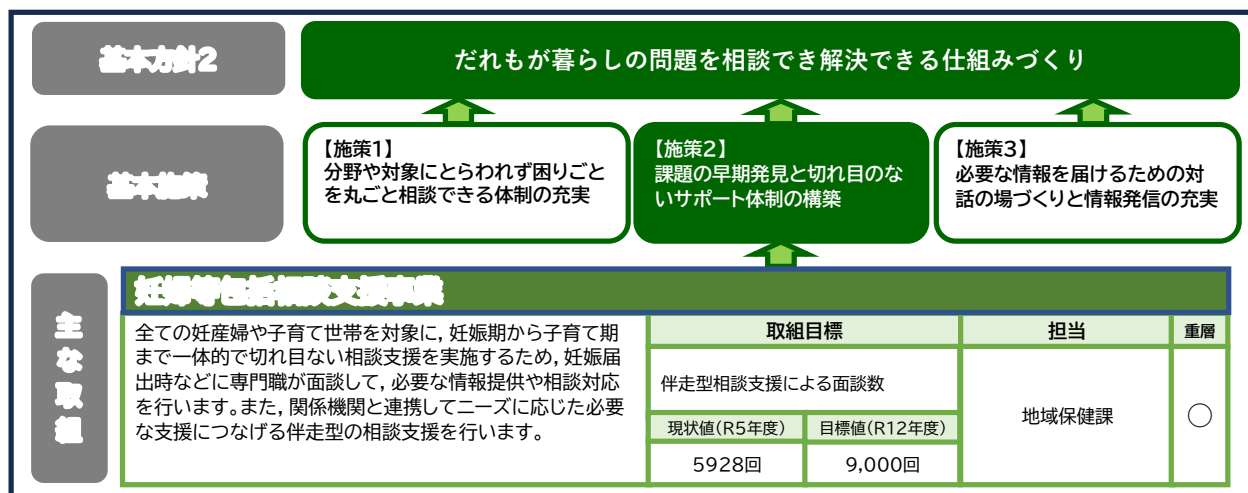




## 基本施策2:課題の早期発見と切れ目のないサポート体制の構築

地域と連携した見守り活動により、地域生活課題や市民の個別課題を発見・把握する仕組みづくりを行うとともに、庁内連携会議などを通じた行政内での連携体制を構築します。これにより、福祉サービスの充実と、切れ目のない支援体制を構築します。

### ■基本施策の実現に向けた主な取組



### 【施策2】の推進に向けた共創型オーガナイズアクション

| 対象 | 目指す成果に向けて生み出したい変化の過程(プロセス)                                                                                                                       |                                                                                                                                                       |                                                         |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
|    | 気持ちの変化                                                                                                                                           | 行動の変化                                                                                                                                                 | 目指す成果                                                   |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>市内にある妊娠、出産、子育てに関する相談先を知りたいと思う</li> <li>妊娠から子育てまでの不安や悩みを継続的に相談したいと思う</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠、出産、子育てに関する相談先としてどのような窓口があるか調べる</li> <li>妊娠時から子育て期まで、定期的に専門職へ相談する</li> </ul>                                 | 妊娠した時から、子育てが終わるまで不安や悩みを効果的に解決しながら、安心して自分にあつた育児ができるようになる |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>身近な妊産婦や子育て世帯の力になりたいと思う</li> <li>地域での見守りの必要性を感じる</li> </ul>                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>困っている妊産婦、子育て世帯がいたら、民生児童委員や市の窓口などの相談窓口につなぐ</li> <li>地域ごとにサポート体制を考えるようになる</li> </ul>                             |                                                         |
| 市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>必要な人が、いつでも気軽に相談でき、必要な支援機関につながりやすい環境にしたいと思う</li> <li>妊娠、出産、子育てに関する関係機関が一体となり、支援できる体制づくりを進めたいと思う</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠、出産、子育てに関するニーズの把握や、相談機関の情報を把握・整理し、情報共有や連携を積極的に行う</li> <li>地域や関係機関など、必要な支援につなげられるよう、連携・役割分担を図り支援する</li> </ul> |                                                         |

## ■基本施策の推進に向けた各課の取組

| 取組・内容                                                                                                                                                                                                                                   | 担当               | 重層 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|----|
| <b>高齢者の総合相談事業(地域包括支援センター)</b><br>地域包括支援センターの専門職が高齢者のさまざまな相談を受け、行政の関係部署や医療機関、介護サービス事業所、地域の関係機関と連携し、支援します。そのために、関係機関とのネットワーク構築や地域への啓発活動、支援の質向上のための研修等を行います。                                                                               | 地域包括支援課          | ○  |
| <b>柏市市民後見推進事業</b><br>成年後見制度の一環として、財産の管理や日々の生活を支援する市民後見人を養成・育成し、権利擁護体制への市民参画を推進します。                                                                                                                                                      | 地域包括支援課<br>障害福祉課 |    |
| <b>地域ケア会議の推進</b><br>高齢者が安心して生活できるように、多職種協働により、個別課題の解決や自立支援・重度化防止のためのケアマネジメントを推進していきます。また、これらを通して地域課題を把握し、地域関係者と情報共有や地域における対策を検討していきます。                                                                                                  | 地域包括支援課          | ○  |
| <b>在宅医療・介護連携推進事業</b><br>医療・介護の多職種連携を深め、在宅医療を中心とした地域医療体制の整備を推進するため、「在宅医療・介護多職種連携協議会」を設置し、多職種連携のルールづくりを行うとともに、医療・介護多職種連携のための情報共有システムの普及、多職種研修の企画運営、市民向けの在宅医療の普及啓発活動を行います。また、柏地域医療連携センターを地域医療の拠点として、在宅医療や介護に関する相談対応、在宅医療が必要な市民への調整支援を行います。 | 地域医療推進課          |    |
| <b>多機関協働事業(かしまる)の推進</b><br>複雑化・複合化した課題を持った世帯等に対し、課題の解きほぐしを行います。また、かしまる会議の開催に向けた必要な支援機関の選出、役割分担と支援の方向性の整理・調整、支援プランの作成、プランに基づくチーム支援の実施等を行います。                                                                                             | 福祉政策課            | ○  |
| <b>柏市民生委員・児童委員の活動支援</b><br>市民の身近な相談役、つなぎ役として地域で活動する民生委員・児童委員の活動を支援します。民生委員活動を周知し、欠員をできるだけなくすことで活動しやすい環境づくりに努めます。                                                                                                                        | 福祉政策課            |    |
| <b>再犯防止計画の策定・運用</b><br>市の実情に応じた再犯防止計画に基づき、犯罪をした人の社会復帰に向けた支援や地域全体での再犯防止に向けた取組体制について示すとともに、関係支援機関等との連携、協力関係づくりや活動を促進します。                                                                                                                  | 福祉政策課            |    |
| <b>就労支援業務委託(あ・えーるワークス)</b><br>ひきこもりをはじめとした、相談支援に繋がっていない世帯について、福祉の総合相談窓口などの相談支援機関との連携によりアウトリーチを行い、課題の更なる重篤化を防ぎます。<br>信頼関係構築後は、将来の就労を視野に入れて、まずは自宅を出てラコルタ柏2階にあるあ・えーるワークスへの定期的な通いを目指します。                                                    | 障害福祉課<br>福祉政策課   | ○  |
| <b>地域生活支援拠点の運営</b><br>障害者の相談・体験の機会、緊急の対応等、障害者の地域生活を一体的に支える地域生活支援拠点を中核とし、市内の関係事業者・医療機関・関係団体・機関等が有機的に結びつく「地域循環ネットワークシステム」の構築を目指します。                                                                                                       | 障害福祉課            |    |
| <b>就労準備支援事業</b><br>就労に向けた準備が整っていない生活困窮者及び生活保護受給者に対して、一般就労に向けた基礎的能力習得をサポートしながら、利用者に合わせて支援します。                                                                                                                                            | 生活支援課            |    |
| <b>利用者支援事業(子育て支援アドバイザー)</b><br>子ども及びその保護者や妊婦等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供等を行い、併せて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施・支援する利用者支援事業(子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の1つ)の基本型を行います。                                                      | 子育て支援課           | ○  |

|                                                                                                                                                          |           |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--|
| <b>子どもの家庭相談・支援体制の強化【(仮称)柏市こども・若者相談センター】</b><br>(仮称)柏市こども・若者相談センターで子どもに関するあらゆる相談に対応し、すべての子どもや家庭を取り残すことなく、妊娠、出産から子どもの自立まで、一貫して継続性のある、切れ目ない相談・支援体制の充実を図ります。 | こども相談センター |  |
| <b>福祉資金、生活福祉資金貸付事業</b><br>緊急一時的に経済的な課題を抱える低所得世帯や高齢者・障害者等が生活に必要な生活費や車両・福祉用具の購入、住宅改修などの福祉資金の貸付を行います。また、相談者が抱える複合的な福祉課題の整理や制度・専門相談機関へのつなぎ等、課題解決に向けて支援します。   | 柏市社会福祉協議会 |  |

## コラム2

# 民生委員・児童委員(主任児童委員) ～地域と行政の架け橋～

民生委員・児童委員及び主任児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員(地域福祉のボランティアまたは特別職の非常勤地方公務員)で、地域の福祉に熱意を持ち、社会の実情に精通した住民が選ばれて活動しています。

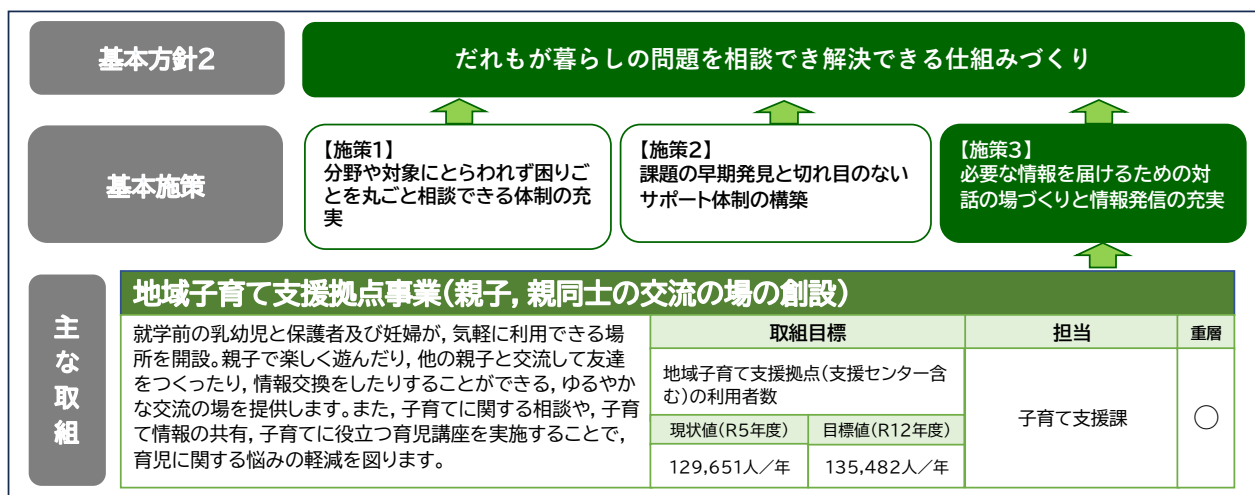
同じ地域で暮らす住民の一員として、住民からのさまざまな生活上の悩みや心配ごとに耳を傾け、必要な支援を受けられるようにする「つなぎ役」としての役割を担っています。また、地域住民の立場から、生活や福祉全般に関する相談や支援活動を行い、専門機関や行政と連携しながら地域福祉活動の推進を担っています。



## 基本施策3:必要な情報を届けるための対話の場づくりと情報発信の充実

市民の現状やニーズを適切に把握しながら、必要な情報が適切に届くようにするために、行政からの一方向だけの情報発信だけでなく、地域福祉のプラットフォームとして、市民との積極的な対話の場づくりを行うとともに、関係各部署が連携しながら情報発信の充実を図ります。

### ■基本施策の実現に向けた主な取組



### 【施策2】の推進に向けた共創型オーガナイズアクション

| 対象 | 目指す成果に向けて生み出したい変化の過程(プロセス)                                                                                                                  |                                                                                                                                                                          |  | 目指す成果                                                 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------|
|    | 気持ちの変化                                                                                                                                      | 行動の変化                                                                                                                                                                    |  |                                                       |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>ちょっとした悩みや、子育ての方法などについて、身近なだれかと話してみたいと思う</li> <li>気軽に相談できる場所があることを同じような悩みを抱える人に教えたいと思う</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>親子、親同士の交流の場に参加する</li> <li>知っている支援サービスや相談窓口の情報を家族や友人と共有するようになる</li> </ul>                                                          |  | 子育て中に悩みや不安感があっても、気軽に相談でき、さまざまな立場の人と交流をしながら、子育てを楽しめている |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>困っている妊産婦や子育て世帯を見かけたら、民生委員や市の窓口につなげようと思う</li> <li>孤立や不安を感じやすい子育て中の人のに対し、地域で出来るサポートを考えたいと思う</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の子育てサポーターの輪に加わる</li> <li>地域の中で、新たな子育て交流の場をつくる</li> <li>民間団体を含めた子育て支援の情報を積極的に届ける</li> </ul>                                      |  |                                                       |
| 市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>孤立しがちな子育て中の人の課題や支援ニーズを把握し、関係機関で共有したいと思う</li> <li>子育て中の人のつながり作りを支援したいと思う</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>孤立しがちな子育て中の人の課題やニーズを把握し、関係機関で共有する場を設ける</li> <li>市内の子育て支援情報が必要な人に届くように、相談ルートの周知や情報の届け方を工夫する</li> <li>子育て中の人が交流できる場を提供する</li> </ul> |  |                                                       |

## ■基本施策の推進に向けた各課の取組

| 取組・内容                                                                                                                                                                               | 担当             | 重層 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----|
| <b>災害情報発信事業</b><br>災害時には、ライフラインの損傷等が想定されることから、防災行政無線や SNS、ホームページ等の複数の情報伝達ツールを用いた積極的な情報発信に努めます。また、防災アプリを用いた情報発信等、情報伝達手段の拡充に努めます。                                                     | 防災安全課<br>広報広聴課 |    |
| <b>介護保険制度の適切な利用等についての周知啓発</b><br>介護保険制度の趣旨及び適切な利用の普及を図るため、市民向けパンフレット等の作成・配布、市民出前講座の実施等により、市民への制度説明を行います。                                                                            | 高齢者支援課         |    |
| <b>地域包括支援センターの周知</b><br>課題の早期発見のため、全世代に向け地域包括支援センターを周知していきます。                                                                                                                       | 地域包括支援課        |    |
| <b>柏市民健康づくり推進員</b><br>地域ぐるみの子育て支援活動や健康づくり活動を保健師等と一緒に実施します。                                                                                                                          | 地域保健課          |    |
| <b>社会参加イベント開催事業</b><br>ラコルタ柏(教育福祉会館)を拠点として活用し、地域住民の生活上の課題の解決に資する市民や各種団体、企業等の活動の支援及び社会参加の促進を図ります。既存の単独イベント開催をはじめ、テーマに沿って複数の地域団体や地域住民、企業等がイベントを共同開催し、団体同士の連携強化や関係性の構築がなされるような支援を進めます。 | 福祉政策課          | ○  |
| <b>地域活動コーディネート支援事業</b><br>「未来の柏市をこうしたい」という思いを実現するために、市民を主役として地域活動を行います。将来は、教育福祉会館や市内に開設されている地域いきいきセンターを拠点とし、ホームページや SNS を利用してメンバーや参加者を募るとともに、活動案内や報告をしながら、双方向で議論を進めます。              | 福祉政策課          | ○  |
| <b>自殺予防対策事業及びその事業に係る柏市相談窓口の周知啓発</b><br>インターネットで自殺等に関する検索をした人、児童生徒・その保護者、自死遺族等さまざまな属性の人に、メール・冊子・チラシ・動画等の手段で啓発を行います。また、困りごと別に相談先を案内する冊子「柏市相談窓口(地図付き)」を作成し、関係機関へ配布します。                 | 福祉政策課          |    |
| <b>意思疎通支援事業(手話通訳者・要約筆記者の派遣)</b><br>聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。                                                                    | 障害福祉課          |    |
| <b>障害に配慮した情報提供の充実</b><br>点字広報や声の広報の発行等を通じて、障害に配慮した情報発信ルートを確保するとともに、専門的情報提供に従事する人材育成を行います。                                                                                           | 障害福祉課          |    |



### 基本方針3:だれもが健康でいきいきと暮らせる地域づくり

子どもから高齢者まで、だれもが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるために、地域医療の充実を図るとともに、ライフステージや個人の心身の状態に合わせながら、予防の視点をより重視した健康づくりを推進します。また、「受け手」・「支え手」といった役割を固定することなく、その人に合った形で活躍できる場づくりを行いながら、地域住民と共に地域課題の解決につながる活動を推進し、地域での健康で自立した生活を支援していきます。

#### (1) 市の現状・課題

- 「健康だと感じている」人の割合は、第4期の中間評価時点より減少傾向にあります。新型コロナウイルスの感染拡大により、社会活動の低下やつながりが希薄化したことで、不安や悩みなどのストレスが増え、心身の不調を感じる人の割合が増加していることも影響していると考えられます。身体的な健康に加え、心理面や人とのつながりなどの社会面での健康づくりが重要です。
- 「だれもが健康でいきいきと暮せる地域づくり」をより推進していくためには、各種施策の推進において、「受け手」・「支え手」といった役割を固定することなく、市民一人ひとりが主体的に参画し、互いに連携しながら地域全体で健康づくりを支え、推進していくことができる環境づくりを行う必要があります。
- 本市の地域活動の充実度に対する市民の評価は比較的高く、社会参加のきっかけとして、地域の居場所の一つである「ラコルタ柏」の利用者も増えてきています。一方、市民アンケート調査では、地域活動以外の本市の地域福祉に関する取組は「充実していない」または「わからない」という回答が半数以上を占めています。市民の健康度を高めるためにも、市民ニーズを把握しながら、取組内容の周知を図り、必要な施策を充実・強化することが重要です。

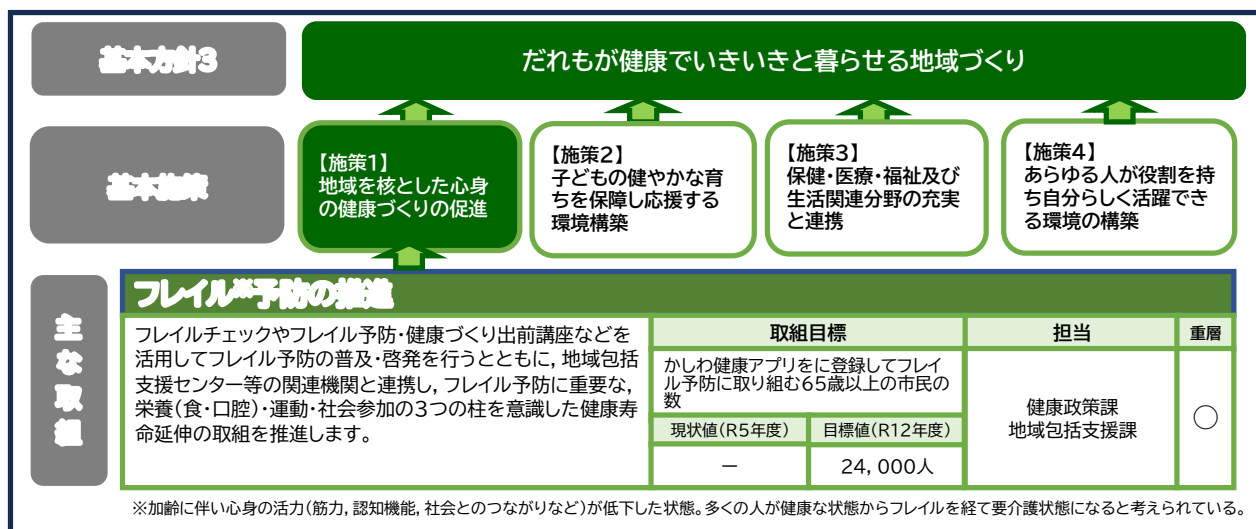
#### (2) 基本施策と施策展開の方向性

| 基本施策 |                            | 施策展開の方向性                                                         |
|------|----------------------------|------------------------------------------------------------------|
| ①    | 地域を核とした心身の健康づくりの促進         | ▷生きがい・やりがい生まれる社会参加や交流の促進<br>▷認知症への理解促進と支援体制の充実<br>▷心身の健康に関する普及啓発 |
| ②    | 子どもの健やかな育ちを保障し応援する環境構築     | ▷地域における子どもの居場所づくりの拡充<br>▷子ども生活・学習の支援<br>▷地域内での相互援助活動の活性化         |
| ③    | 保健・医療・福祉及び生活関連分野の充実と連携     | ▷医療や福祉の専門職と地域の連携強化<br>▷介護予防・見守り活動の充実                             |
| ④    | あらゆる人が役割を持ち自分らしく活躍できる環境の構築 | ▷孤立・孤独対策の強化<br>▷高齢者・障害者の社会参加の促進                                  |

## 基本施策1:地域を核とした心身の健康づくりの促進

ライフステージや個人の心身の状態に合わせながら市民の主体的な健康づくりを推進します。また、地域を核に社会参加や交流を促進し、身体的な健康に加え、心理面や人とのつながりなどの社会面での健康づくりを促進できるための環境づくりを行います。

### ■基本施策の実現に向けた主な取組



### 【施策3】の推進に向けた共創型オーガナイズアクション

| 対象 | 目指す成果に向けて生み出したい変化の過程（プロセス）                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                     |  | 目指す成果                                                         |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------------------|
|    | 気持ちの変化                                                                                                                                                                 | 行動の変化                                                                                                                                                               |  |                                                               |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>自身の健康維持に取り組みたいと思う</li> <li>将来に備えてフレイル予防の情報や具体的な実践方法を学びたいと思う</li> <li>フレイル予防活動に参加したいと思う</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>自分の健康習慣の振り返りや、健康状態を把握することを意識的に行うようになる</li> <li>フレイル予防など、健康増進につなげるために、生活習慣の見直しや地域活動に参加する</li> </ul>                           |  | フレイル予防の理解促進とフレイル予防を核とした地域づくりや地域活動が活性化し、要介護認定率が下がり、健康寿命が延伸している |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>フレイル予防等の地域活動への参加を促す活動をしたと思う</li> <li>生活環境や心身状態に合わせ、地域でできる多様な社会参加活動に取り組みたいと思う</li> </ul>                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域でフレイル予防の普及啓発活動を行う</li> <li>地域の中でできる社会参加活動を増やす</li> </ul>                                                                   |  |                                                               |
| 市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>心身の健康を向上させるため、フレイル予防などの予防活動を重視していく必要性を、関係者により一層理解してほしいと思う</li> <li>心身の健康における市の現状を把握するためのデータや、他地域の活動など、必要な情報を把握したいと思う</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>フレイル活動など予防活動に関して、市の現状を把握するデータや、他地域の活動など、必要な情報を集める</li> <li>市の現状や課題をふまえ、フレイル予防を中心に、予防活動を目的とした講座を関係各部署と連携しながら企画していく</li> </ul> |  |                                                               |

## ■基本施策の推進に向けた各課の取組

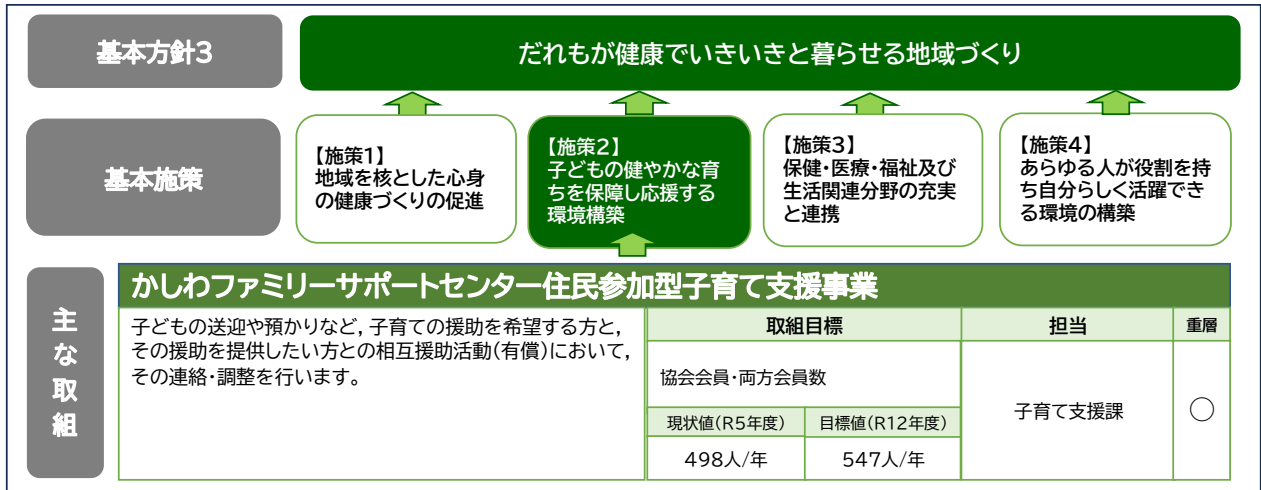
| 取組・内容                                                                                                                                                              | 担当                        | 重層 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----|
| <b>高齢者の就労・社会参加促進事業</b><br>高年齢者の雇用・社会参加機会の確保を促進する「柏市生涯現役促進協議会」へ参画し、同協議会事務局への支援等を行います。同協議会では、就労等の情報提供を行い、高齢者の生きがい及び就労を促進します。                                         | 健康政策課                     | ○  |
| <b>かしわ健康アプリ事業</b><br>市内に住民登録のある18歳以上を対象とした健康アプリを配信します。健康寿命延伸に資する活動や行動へのポイント付与や、アプリを介した情報発信等で健康意識の向上を目指します。                                                         | 健康政策課<br>地域包括支援課<br>健康増進課 | ○  |
| <b>認知症のひとと介護者の見守り体制の充実</b><br>地域包括支援センターへの認知症地域支援推進員の配置や「かしわオレンジSOSネットワーク <sup>32</sup> 」の推進、各種相談窓口との連携により、地域で暮らす認知症の人や介護者の日常生活を地域で見守り、孤立しないよう環境づくりを推進します。         | 地域包括支援課                   | ○  |
| <b>認知症理解の促進</b><br>市民や企業への認知症サポーター養成講座の実施やかしわ認知症対応ガイドブックの活用、認知機能簡易チェック(かしわもの忘れチェック)、SNS配信などにより認知症相談窓口を広く周知することで、認知症になっても安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進します。               | 地域包括支援課                   | ○  |
| <b>健康づくり普及啓発</b><br>多様な機会を捉えて、がんや生活習慣病の予防について、普及啓発を推進します。                                                                                                          | 健康増進課                     |    |
| <b>特定健康診査及び特定保健指導事業</b><br>40～74歳の柏市国民健康保険被保険者を対象に「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)」に着目した特定健康診査を実施し、健診結果に応じた医師や保健師、管理栄養士が行う生活習慣改善のサポートとして特定保健指導を実施することにより生活習慣病の発症及び重症化を予防します。 | 健康増進課                     |    |
| <b>自殺予防対策事業</b><br>事前予防を中心とし、普及啓発や人材育成、相談事業、遺族支援などを実施していきます。また、外部委員を含めた自殺予防対策連絡会議を開催し、施策の検証・評価、今後の自殺対策事業の方向性を検討し、推進します。                                            | 福祉政策課                     |    |

<sup>32</sup> 柏市及び柏警察署、その他関係機関・団体が一体となり、行方不明になった認知症高齢者及び若年性認知症者を早期に発見し生命・身体の安全を確保し、必要な援助につなげていくサービス

## 基本施策2:子どもの健やかな育ちを保障し応援する環境構築

子どもと保護者が心身の健康を維持・増進できるように、切れ目のないきめ細かな支援を充実していきます。また、地域における子どもの居場所づくりを拡充するとともに、地域内での相互援助活動の活性化を図ります。

### ■基本施策の実現に向けた主な取組



### 【施策3】の推進に向けた共創型オーガナイズアクション

| 対象 | 目指す成果に向けて生み出したい変化の過程(プロセス)                                                                                                                         |                                                                                                                                            |                                                               |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
|    | 気持ちの変化                                                                                                                                             | 行動の変化                                                                                                                                      | 目指す成果                                                         |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援に関する情報を知りたいと思う</li> <li>子育て支援のサービスを使ってみようと思う</li> </ul>                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援に関する情報を主体的に収集ようになる</li> <li>自分に合った子育て支援のサービスを選択し、利用登録などをする</li> </ul>                          | 子どもを中心として、子育てに多くの人が関わり、親の不安や負担が軽減され、親も子どもも安心して暮らせる地域づくりが進んでいる |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域で子育てを支える人材として関わりたいと思う</li> <li>子育て中の方のニーズなどを踏まえた上で、地域が一体となって、子どもを育てる取組をしていこうと思う</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域で子育てを支える人材として、サポーターなどの活動に参画する</li> <li>地域の中で住民同士の連携を深め、協力者を増やしていく</li> </ul>                      |                                                               |
| 市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域で子育て中の人のニーズや、現状のサービスにおける課題を把握し整理しようと思う</li> <li>支援の充実に向け、支援内容や体制、人材の確保について関係機関と継続的な検討をしていこうと思う</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>市民に事業を周知するための資料やチラシの作成、イベントを開催する</li> <li>支援の充実に向け、支援内容や体制整備、人材の確保について関係機関と継続的な検討の機会を設ける</li> </ul> |                                                               |

■基本施策の推進に向けた各課の取組

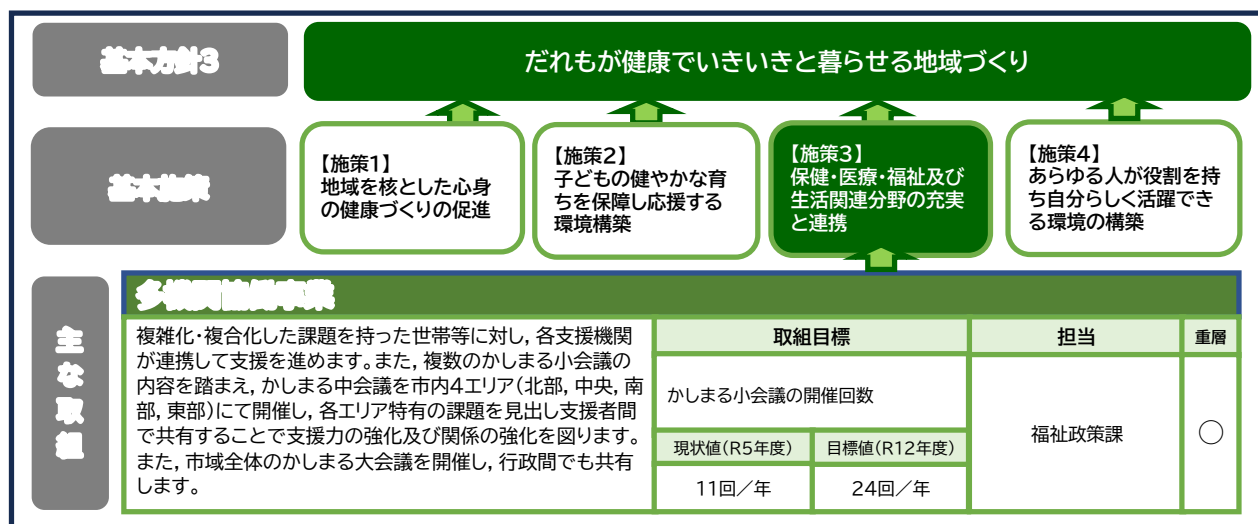
| 取組・内容                                                                                                                                                                                               | 担当        | 重層 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|
| <b>こどもの生活・学習支援</b><br>「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の中学2年生から高校生までを対象に、学習支援事業を実施します。特に中学生には、社会性を身に付けることに加え、高校受験に向けた学力向上を支援します。また、高校生には高校中退防止及び進路選択のきっかけ作りを行います。                                    | 生活支援課     |    |
| <b>地域子育て支援拠点事業(親子、親同士の交流の場の創設)</b><br>就学前の乳幼児と保護者及び妊婦が気軽に利用できる場所を開設します。親子で楽しく遊んだり、他の親子と交流して友達をつくったり、情報交換をしたりすることができる、ゆるやかな交流の場を提供しています。また、子育てに関する相談や、子育て情報の提供、子育てに役立つ育児講座を実施することで、育児に関する悩みの軽減を図ります。 | 子育て支援課    | ○  |
| <b>こどもの生活・学習支援</b><br>経済面や家庭環境などに左右されることなく、子どもたちが夢や目標をもつことができるように、小学4年生から中学2年生までを対象に学習会を開催しています。子どもたちの個性や特性に合った指導等を実施し、今後も生活習慣と基礎学力の向上を支援していきます。                                                    | こども福祉課    |    |
| <b>学用品支援事業</b><br>生計や養育等に課題を抱える世帯の児童及び生徒に対し、教育機関や相談支援機関と連携し、ランドセルなどの学用品を支給します。                                                                                                                      | 柏市社会福祉協議会 |    |



## 基本施策3:保健・医療・福祉及び生活関連分野の充実と連携

医療・介護・住まい・生活支援など、医療や福祉の専門職と地域との連携による支援体制を強化します。また、健康面で支援が必要な地域住民の早期発見や見守り活動の充実などにより、できる限り地域での自立した生活を支援するための環境づくりを行います。

### ■基本施策の実現に向けた主な取組



### 【施策3】の推進に向けた共創型オーガナイズアクション

| 対象 | 目指す成果に向けて生み出したい変化の過程(プロセス)                                                                                                                               |                                                                                                                                      |                                                                                   |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
|    | 気持ちの変化                                                                                                                                                   | 行動の変化                                                                                                                                | 目指す成果                                                                             |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活におけるちょっとした悩みや困りごとを相談しようと思う</li> <li>専門機関などを活用しながら、自身が抱えている課題を解決していこうと思う</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>悩みごとや困りごとを相談できる専門支援機関の窓口を探す</li> <li>支援サービスを活用しながら、自身が抱えている課題解決に向けた行動を起こす</li> </ul>          | 日常生活に課題を抱える市民が、保健・福祉等の適切な支援につながり、サービスを活用しながら、自身が抱えている課題を解決し、その人らしく地域で生活していくことができる |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活においてどのような悩みや課題を抱えている人があるのか、知ろうと思う</li> <li>課題を抱える人たちに対して、地域でできるサポートをしたいと思う</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活において悩みや課題を抱えている人の相談相手となり、必要に応じて相談機関につなげる</li> <li>地域の助けあい団体や見守り活動を増やす</li> </ul>          |                                                                                   |
| 市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域で連携できる支援機関だけでなく、活用できる地域資源を把握し、整理しようと思う</li> <li>多機関連携を促進するために、必要な情報や事例共有などの支援体制の在り方を庁内の関係各課と検討しようと思う</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>支援機関や地域の自主組織が連携できる体制を整える</li> <li>体制が効果的に機能できるように、積極的な情報提供などを行い、必要な支援がある場合はサポートを行う</li> </ul> |                                                                                   |

## ■基本施策の推進に向けた各課の取組

| 取組・内容                                                                                                                                                                                                                                    | 担当        | 重層 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|
| <b>がん対策</b><br>柏市民のためのがんサポートハンドブックを発行するとともに、ホームページを通じて種々の案内を行います。                                                                                                                                                                        | 健康政策課     |    |
| <b>認知症のひとと介護者の見守り体制の充実</b><br>地域包括支援センターへの認知症地域支援推進員の配置や、かしわオレンジSOSネットワークの推進、各種相談窓口との連携により、地域で暮らす認知症の人や介護者の日常生活を地域で見守り、孤立しないよう環境づくりを推進します。                                                                                               | 地域包括支援課   | ○  |
| <b>後期高齢者の健康診査やフレイルチェックを活用した介護予防</b><br>後期高齢者健康診査等で判明したフレイルハイリスク者へアプローチし、フレイル予防につなげるため、介護保険データや国保データベース(KDB)システム等を分析し、地域の健康課題に応じて支援します。                                                                                                   | 地域包括支援課   |    |
| <b>在宅医療・介護連携推進事業</b><br>医療・介護の多職種連携を深め、在宅医療を中心とした地域医療体制の整備を推進するため、「在宅医療・介護多職種連携協議会」を設置し、多職種連携のルールづくりを行うとともに、医療・介護多職種連携のための情報共有システムの普及、多職種研修の企画運営、市民向けの在宅医療の普及・啓発活動を行います。また、柏地域医療連携センターを地域医療の拠点として、在宅医療や介護に関する相談対応、在宅医療が必要な市民への調整支援を行います。 | 地域医療推進課   |    |
| <b>救急医療対策事業</b><br>小児救急をはじめとした救急医療の適切な体制確保に向け、医師会等関係団体と継続的に協議を行います。なお、必要な費用を本市が確保し、安定的な体制維持を図ります。                                                                                                                                        | 地域医療推進課   |    |
| <b>周産期<sup>33</sup>母子医療体制整備事業</b><br>NICU <sup>34</sup> を設置した「地域周産期母子医療センター」の認定を目指す医療機関に対して支援を行うことで、分娩リスクの高い妊婦や高度な新生児医療等に対応できる医療体制を整備します。                                                                                                | 地域医療推進課   |    |
| <b>喀痰(かくたん)吸引等の特定行為ができる障害福祉職員の育成</b><br>医療的ケアを必要とする子どもや障害者が安心して地域生活を送ることができるよう、喀痰吸引等の特定行為ができる障害福祉職員の養成を支援します。                                                                                                                            | 障害福祉課     |    |
| <b>家計改善支援</b><br>生活困窮者自立支援制度の一事業として家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計管理の手伝いをします。具体的には、家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援を行います。                                                                                                          | 生活支援課     |    |
| <b>住民参加型在宅福祉サービス事業(さわやかサービス事業)</b><br>住民参加型の会員制による有償在宅福祉サービスとして、生活支援・介護、産前産後、移動支援を行います。また、地域の助けあいサービスへのつなぎや支援、人材確保・育成などを行います。                                                                                                            | 柏市社会福祉協議会 | ○  |

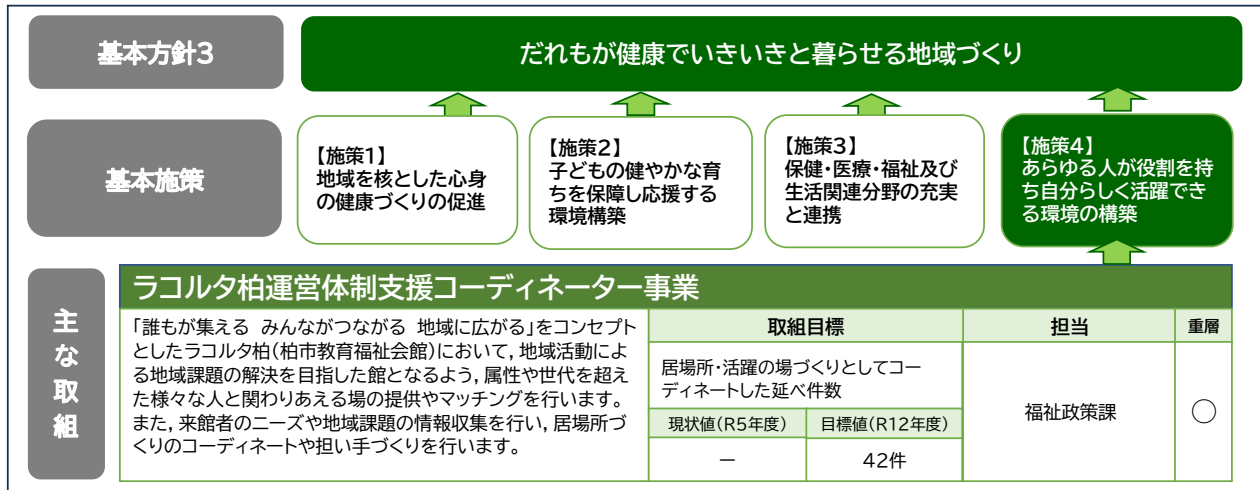
<sup>33</sup> 出産前後のことを指し、妊娠22週から生後7日までの期間

<sup>34</sup> 新生児集中治療管理室のことで、予定日より早く生まれた赤ちゃん（早産児）、体重が小さく生まれた赤ちゃん（低出生体重児）、または何らかの疾患のある赤ちゃんを集中的に治療・管理をする医療施設のこと。

## 基本施策4:あらゆる人が役割を持ち自分らしく活躍できる環境の構築

子どもから高齢者まで、また社会的弱者も含め、あらゆる人がその人に合った形で活躍できる環境づくりをすすめます。また、支え・支えられる関係が循環しながら、自分らしく活躍できる環境づくりを進めます。

### ■基本施策の実現に向けた主な取組



### 【施策3】の推進に向けた共創型オーガナイズアクション

| 対象 | 目指す成果に向けて生み出したい変化の過程(プロセス)                                                                                                               |                                                                                                                                                                  |                                                                                                      |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 気持ちの変化                                                                                                                                   | 行動の変化                                                                                                                                                            | 目指す成果                                                                                                |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>ラコルタ柏で何ができるのか知りたいと思う</li> <li>興味関心を持てる活動を探したいと思う</li> <li>活動に参加するだけでなく、活動してみたいと思う</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>ラコルタ柏に行き、コーディネーターに話しかけたり、市のホームページで調べたりしてみる</li> <li>自分が実施したい、活躍したい、得意と思っている活動を見える化できる</li> <li>主催者としてイベントを開催する</li> </ul> | ラコルタ柏において、属性に関わらず多くの市民や団体が、自分に合った活動を見つけて、活躍できる場となる。<br>また、ラコルタ柏だけでなく、暮らしている地域等で活動を広げ、地域の活動に関わる人材が増える |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>ラコルタ柏を使ってみたいと思う</li> <li>ラコルタ柏で住民参加や交流につながる機会をつくりたいと思う</li> <li>自分たちの地域でもイベントを開催したいと思う</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域イベントとして、ラコルタ柏のイベントを地域で周知し、参加してみる</li> <li>ラコルタ柏を使ってイベントを開催する</li> <li>地域の施設等で、イベントを企画するようになる</li> </ul>                 |                                                                                                      |
| 市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>来館者について地域課題を知りたい、把握しようと思う</li> </ul>                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>来訪者の活躍できるイベントの開催を手伝い、コーディネートができる</li> <li>来訪者のニーズの考察をする</li> <li>関係機関と人材のパイプ役を行う</li> </ul>                               |                                                                                                      |

## ■基本施策の推進に向けた各課の取組

| 取組・内容                                                                                                                                                                                                                   | 担当          | 重層 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----|
| <b>柏市国際交流センターの支援</b><br>市民主体の国際化推進拠点である「柏市国際交流センター(KCC)」を通じて、在住外国人への支援や多文化共生を推進します。                                                                                                                                     | 共生・交流推進センター |    |
| <b>柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の運用</b><br>「多様な生き方を認め合い 個性を生かせるまち柏」の実現を目指し、だれもが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう支援します。                                                                                                            | 共生・交流推進センター |    |
| <b>男女共同参画促進のための啓発事業の実施</b><br>男女共同参画センターにおいて、関心の持たれやすいテーマを取り入れながら、講座の開催や情報発信により、女性活躍や性の多様性などへの理解促進を図ります。                                                                                                                | 共生・交流推進センター |    |
| <b>高齢者の就労・社会参加促進事業</b><br>高齢者が生きがいを持って生活できるよう就労やボランティア活動、趣味活動、学習、健康づくり等の施策の情報を一元化して、高齢者に提供し、高齢者の就労・社会参加を促進します。同事業を推進するため、平成28(2016)年6月から柏市生涯現役促進協議会に参画・連携し、高齢者向けの仕事の開拓や高齢者の希望に応じたコーディネートの実施、セミナーの開拓、ウェブ上での情報提供等を行っています。 | 健康政策課       | ○  |
| <b>社会参加イベント開催事業</b><br>ラコルタ柏(教育福祉会館)を拠点として活用し、地域住民の生活上の課題の解決に資する市民や各種団体、企業等の活動の支援及び社会参加の促進を図ります。当初はイベントに参加する側だった方が、自身が主役となってイベントを企画・開催し、参加者を呼び込み、さらに同様の方が増えるようなサイクルができるよう支援します。                                         | 福祉政策課       | ○  |
| <b>障害理解啓発イベントの実施</b><br>障害者も自分らしく活躍するためには、地域における差別や偏見がなくなることが必要とされているため、12月の障害者週間に合わせて、障害理解啓発イベントを実施します。                                                                                                                | 障害福祉課       |    |
| <b>障害者の施設整備</b><br>居住系サービスは、地域生活移行の推進や介助を行う保護者の高齢化などにより、共同生活援助(グループホーム)へのニーズがさらに高まると予想し、見込み量を設定します。また、重度障害者に対する共同生活援助(グループホーム)について、施設の整備や支援者育成の支援等により、必要量の確保に努めます。                                                      | 障害福祉課       |    |
| <b>障害者就業・生活支援センター等との連携による就労相談事業</b><br>障害者就業・生活支援センターを中核とし、さまざまな関係機関と連携しながら就労と福祉の一体的な相談体制を構築し、定着支援までの一貫した就労支援を提供します。                                                                                                    | 障害福祉課       |    |
| <b>生活困窮者就労準備支援</b><br>一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、生活習慣形成のための指導・訓練(日常生活に関する支援)、就労の前段階としての必要な社会的能力の習得(社会自立に関する支援)、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の習得等の支援(就労自立に関する支援)の3段階で、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、1年間を基本として計画的かつ一貫して支援します。  | 生活支援課       |    |
| <b>こども食堂<sup>35</sup>の活動支援／食の支援</b><br>本市へ寄付を受けた食材を、市内のこども食堂など、子どもの居場所を提供する団体等へ配分することで、その活動を支援します。また、個人や企業などから、食材に限らず、紙皿や紙コップなどの使い捨て容器やキッチン用品、雑貨などの物資の提供も受け付け、こども食堂の活動につなげていきます。                                        | こども福祉課      |    |
| <b>地域いきいきセンターの運営</b><br>身近な福祉の相談窓口の機能を活かし、世代やその背景にかかわらず活躍したいと思う人の相談支援を実施し、活躍の機会につなげます。                                                                                                                                  | 柏市社会福祉協議会   | ○  |

<sup>35</sup> 地域のボランティアで運営されており、子どもたちがだれでも無料または低料金で食事をすることができたり、一緒に遊んだり、ボランティアが勉強を教えてくれたりする居場所



## 基本方針4:だれもが安全・安心に暮らせる地域づくり

地域特性や人々のつながりの特性を踏まえ、住民同士の支えあいや地域コミュニティの構築を支援し、住民の意識の醸成を図りながら地域での防災や災害時の対策を進めます。また、災害発生時に避難行動要支援者の安全・安心を確保する避難支援体制を構築し、防犯対策などの地域安全活動や再犯防止に向けた地域の支援環境づくりを推進します。さらに、虐待や成年後見制度等の権利擁護に関する理解を促進し、必要な時に適切な支援につなげることができる体制づくりを行い、だれもが尊重される地域づくりと安全・安心に暮らせるための環境づくりを進めます。

### (1)市の現状・課題

- 生活に安心を感じている市民の割合は計画策定時より増加傾向ですが、今後も市民が生活の安心感を持てるよう、高齢者や障害者、子ども(子育て世帯)が安心して暮らせる支援体制のさらなる強化が必要です。
- 地域防災や防犯の観点では、市民の意識の向上や正しい情報を迅速に把握していく必要があるため、教育や啓発活動及び情報発信を継続して行うとともに、地域住民同士のつながり強化など、地域のつながりの再構築や避難行動要支援者等の支援体制の充実が必要です。
- すべての人の人格を尊重し、その人が自分のことを自分で決め、自分らしく生きることが出来る地域社会の充実に向けて、支援施策の拡充を進めていく必要があります。

### (2)基本施策と施策展開の方向性

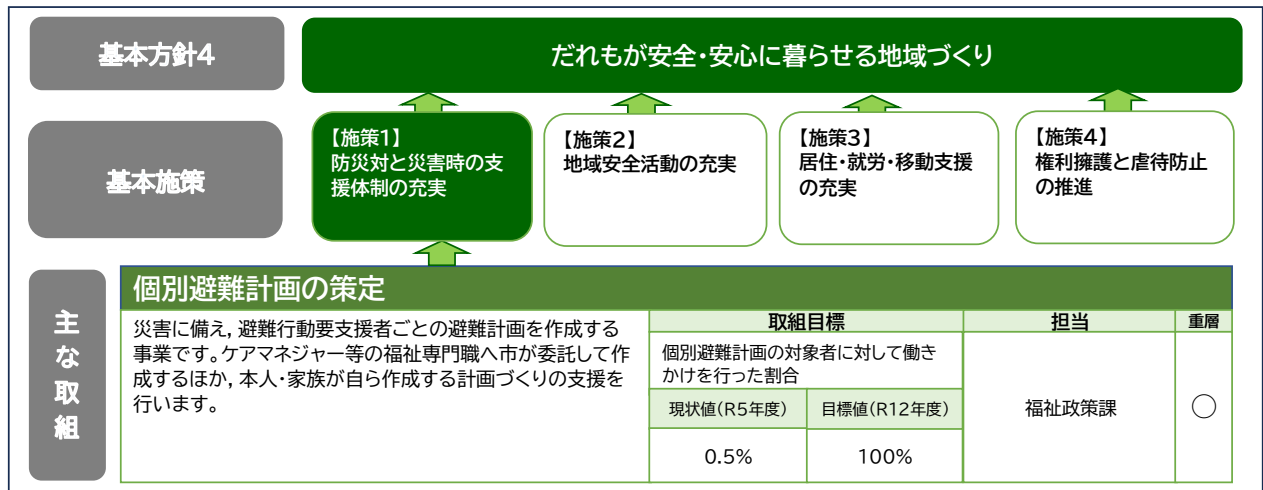
| 基本施策 |                  | 施策展開の方向性                                                                     |
|------|------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| ①    | 防災対策と災害時の支援体制の充実 | ▷地域における避難行動要支援者の支援体制の充実<br>▷災害時に備えた平時からの地域連携の強化<br>▷災害発生時のボランティアコーディネート機能の充実 |
| ②    | 地域安全活動の充実        | ▷防犯対策を意識した地域環境の整備<br>▷高齢者の在宅福祉サービスの充実<br>▷地域の防犯対策に関する意識醸成                    |
| ③    | 居住・就労・移動支援の充実    | ▷就労の機会創出<br>▷住宅確保要配慮者への「住まい」の支援<br>▷移動支援の充実                                  |
| ④    | 権利擁護と虐待防止の推進     | ▷虐待防止対策の推進<br>▷虐待の早期発見と迅速な対応<br>▷権利擁護支援の理解促進と利用促進                            |



## 基本施策1:防災対策と災害時の支援体制の充実

災害時に備えた平時からの地域連携を強化するとともに、災害発生時において要配慮者の安全・安心が確保できるように、避難支援体制の構築やボランティアコーディネート機能の充実を図ります。また、被災後も早期に的確な復興ができるように、事前の対策を講じていきます。

### ■基本施策の実現に向けた主な取組



### 【施策4】の推進に向けた共創型オーガナイズアクション

| 対象 | 目指す成果に向けて生み出したい変化の過程(プロセス)                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                   |  | 目指す成果                                                                        |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------|
|    | 気持ちの変化                                                                                                                                                   | 行動の変化                                                                                                                                                                             |  |                                                                              |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>普段から災害を意識し、災害を自分ごとと思う</li> <li>平常時においても災害に備え、防災用品や避難場所、避難経路などを確認しておこうと思う</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策に関する情報を収集したり、勉強会に参加するようになる</li> <li>日ごろから災害に対する備えを行い、自主的に避難計画を作成する</li> </ul>                                                          |  | 市民の災害への意識が高まり、日頃からの備えが強化される中で、多様な立場の人への理解と備えの必要性を考え、災害時に誰もが適切な行動を取れる状態になっている |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に支援が必要な人の状況などについて関心を持つようになる</li> <li>普段からの住民同士のつながりが大切だと思う</li> <li>地域で助け合える環境をつくりたいと思う</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域内で避難計画や訓練、防災に対する勉強会を開催する</li> <li>地域にはさまざまな立場の人がいることを理解し、日頃から「見守り」や「声かけ」をするようになる</li> <li>避難行動要支援者も含め、地域単位での避難方法を検討し、地域内で共有する</li> </ul> |  |                                                                              |
| 市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害に備え、住民同士のつながりの状況や、支援が必要な人の情報などを日頃から把握・整理できる体制を関係機関と進めたいと思う</li> <li>災害を自分ごとと捉えてもらうために、情報発信の工夫が必要だと思う</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と定期的に情報共有をする</li> <li>市民同士のつながりで避難行動要支援者への支援ができないケースを把握し、対策がとれるようになる</li> <li>広報啓発や学びの機会の充実を図る</li> </ul>                              |  |                                                                              |

## ■基本施策の推進に向けた各課の取組

| 取組・内容                                                                                                                                                                                                                                     | 担当        | 重層 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|
| <b>自主防災組織に関する事業</b><br>防災講習会や防災訓練への職員派遣や訓練に必要な各種資機材の貸出、防災推進員の育成(地域防災リーダー講習会の開催)、自主防災組織啓発用パンフレットの作成・配布を行います。                                                                                                                               | 防災安全課     |    |
| <b>町会等支援事業</b><br>自助力・共助力の強化を図る上では自主防災組織 <sup>36</sup> の活動が重要であるため、自主防災組織の設立に対し補助金を交付し、自主防災活動が活発に行われるよう支援します。交付は、町会等に対する補助金窓口を一本化し、市民活動支援課にて実施します。<br>また、新たに町会・自治会・区等の会長に就任する人を対象とした町会等の運営や活動に関する勉強会を開催し、先進的な事業を行っている町会等の活動事例を共有する場を設けます。 | 市民活動支援課   |    |
| <b>ふるさと協議会活動への支援</b><br>災害時の避難等を迅速に行うためには、平常時から近隣住民同士の協力が不可欠となります。そこで、平常時から地域の中のつながりがつくれるよう、ふるさと協議会の事業を支援します。また、避難所の運営など、ふるさと協議会の役割が拡大していることから、適切な情報提供やふるさと協議会同士の情報共有に努めます。                                                               | 市民活動支援課   |    |
| <b>防災福祉K-Net事業</b><br>避難行動要支援者のうち、地域の支援者への情報提供に同意した人の情報を平常時から提供することで、災害発生時や災害の発生が予想される時に安否確認や避難支援を地域の支援者と実施します。<br>登録者をとりまとめ、地域の支援者に情報提供を行うとともに、平常時からの支援体制構築などを支援します。                                                                     | 福祉政策課     |    |
| <b>ヘルプマーク・カードの配付</b><br>援助や配慮を必要としていることが外見からではわかりにくい人が、援助等を必要としていることを周囲に知らせるためのヘルプマーク及びヘルプカードを配付します。                                                                                                                                      | 障害福祉課     |    |
| <b>災害ボランティアセンター<sup>37</sup>の運営</b><br>平時から非常時の役割について行政や関係団体と調整し、災害ボランティアセンターの運営等の体制整備を図るとともに、住民や地域関係者とのネットワークを生かし、運営に携わるボランティアの育成を進めます。                                                                                                  | 柏市社会福祉協議会 |    |

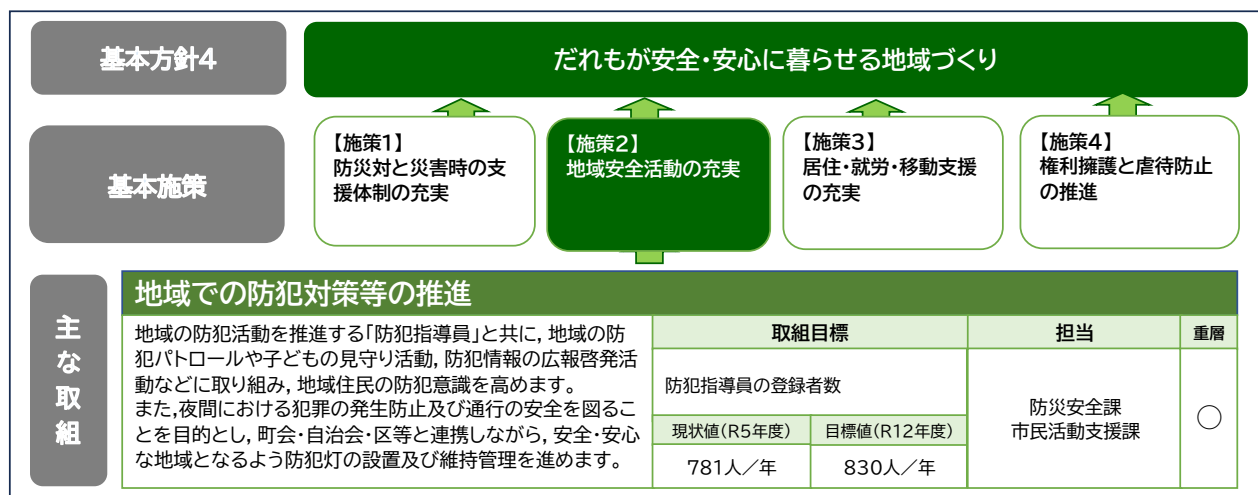
<sup>36</sup> 災害時に備え、災害を未然に防止し、又は被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織

<sup>37</sup> 災害発生時に設置される被災地のボランティア活動を円滑に行うための拠点のこと。被災地域の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、個人ボランティアや団体の受け入れやマッチングの調整を行う。

## 基本施策2:地域安全活動の充実

住民の防犯意識の向上に向けた普及啓発や、防犯対策を意識した地域環境の整備を進めます。また、地域と連携し、日頃から防犯の視点を持って見守り活動を行うことで、安全・安心な地域づくりを進めます。

### ■基本施策の実現に向けた主な取組



### 【施策4】の推進に向けた共創型オーガナイズアクション

| 対象 | 目指す成果に向けて生み出したい変化の過程(プロセス)                                                                                                                                   |                                                                                                                                                           |  | 目指す成果                                                                             |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------|
|    | 気持ちの変化                                                                                                                                                       | 行動の変化                                                                                                                                                     |  |                                                                                   |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者トラブルや事故、犯罪被害などを自分ごとと思う</li> <li>隣近所への声掛けや、町会の防犯活動に参加しようと思う</li> </ul>                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>日頃から自分でできる防犯対策を行う</li> <li>日頃から隣近所へ声掛けをしたり、町会の防犯活動などに参加したりする</li> </ul>                                            |  | 市民の防犯への意識が高まるとともに、防犯指導員を中心に、互いに声掛けなどを行いながら防犯活動が積極的に行われることで、地域住民が不安なく安心して暮らすことができる |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の犯罪状況や防犯対策の取組などの情報に関心を持つ</li> <li>地域の防犯パトロールや子どもの見守り活動、防犯情報の広報啓発活動に積極的に取り組もうと思う</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域内の防犯・安全面で気になることがあれば市などに情報提供する</li> <li>日頃から町会内で声を掛け合うようになる</li> <li>町会等の防犯活動を担う防犯指導員や協力する地域住民が増える</li> </ul>     |  |                                                                                   |
| 市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>市民一人ひとりの防犯意識を高めたいと思う</li> <li>町会と連携しながら必要な支援や役割分担を整理しようと思う</li> <li>防犯対策などに役立つ情報を収集し、市民や地域が役立てられるようにしようと思う</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>市民や町会に役立つような情報提供や啓発活動を行う</li> <li>町会の取り組み状況や、ニーズ・課題を把握しつつ、情報交換の機会を増やす</li> <li>町会活動を支援するため、財政面での支援を整備する</li> </ul> |  |                                                                                   |

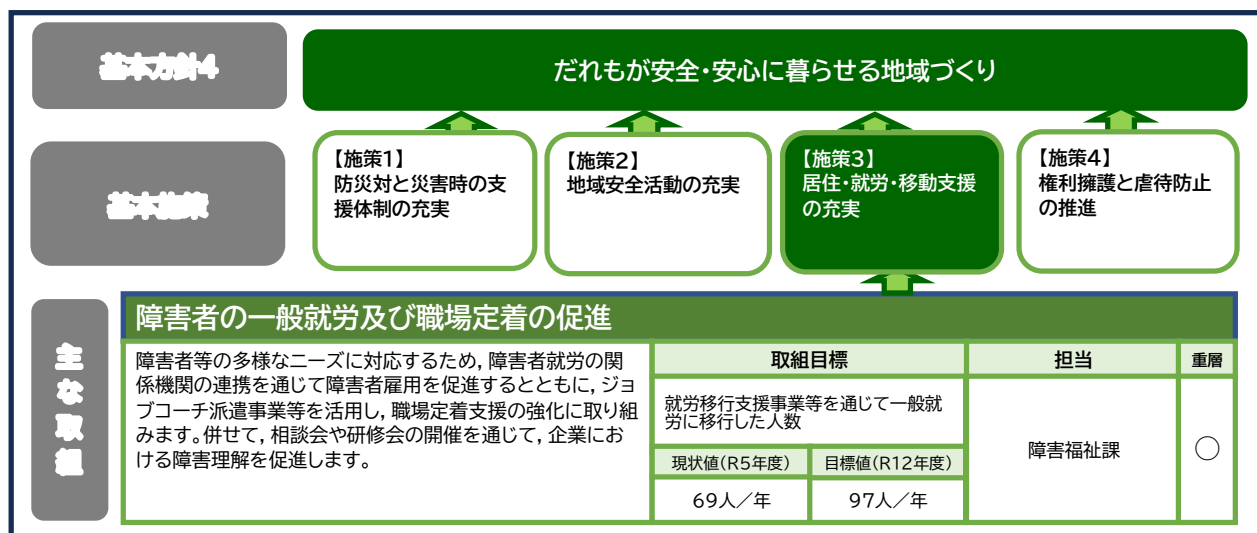
■基本施策の推進に向けた各課の取組

| 取組・内容                                                                                                                                                                               | 担当       | 重層 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|
| <b>犯罪が起こりにくいまちづくり事業</b><br>町会・自治会等による自主防犯活動が地域の防犯力として構築され、市内各地域においてきめの細かい防犯活動を展開するとともに、犯罪の抑止に配慮した公共空間の環境を整備することにより、犯罪が起こりにくいまちづくり（地域づくり）を推進していきます。                                  | 防災安全課    |    |
| <b>ふるさと運動事業（ふるさと協議会等の支援）</b><br>災害時の避難等を迅速に行うためには、平常時から近隣住民同士の協力が不可欠となります。そこで、平常時から地域の中のつながりがつくれるよう、ふるさと協議会の事業を支援します。また、避難所の運営など、ふるさと協議会の役割が拡大していることから、適切な情報提供やふるさと協議会同士の情報共有に努めます。 | 市民活動支援課  |    |
| <b>消費者教育事業</b><br>柏市消費者教育推進連絡会（教育委員会と連携）及び柏市消費者行政推進協議会を開催します。<br>柏市消費生活コーディネーター及び柏市消費生活サポーターが地域で行う活動を支援します。                                                                         | 消費生活センター |    |
| <b>消費生活相談事業</b><br>消費生活相談員による消費生活相談や、消費生活相談員に対する研修を実施します。全国消費生活情報ネットワークシステムへの消費生活相談内容の適正な報告をします。                                                                                    | 消費生活センター |    |
| <b>地域見守りネットワーク事業</b><br>民間事業者等が地域住民と接する活動中の異変に気付いた際に、通報してもらえるよう協定を締結し、必要に応じ適切な福祉サービスにつなげます。社会的孤立を未然に防止し、地域で安心した生活ができるよう、地域全体で見守りを行う取組を実施します。                                        | 福祉政策課    |    |

## 基本施策3:居住・就労・移動支援の充実

一人ひとりの特性や状況を考慮し、住宅確保要配慮者<sup>38</sup>への「住まい」の支援や、就労の機会創出及び移動手段の確保など、自立に向けた支援体制の充実を図ります。

### ■基本施策の実現に向けた主な取組



### 【施策4】の推進に向けた共創型オーガナイズアクション

| 対象     | 目指す成果に向けて生み出したい変化の過程(プロセス)                                                                                                                                     |                                                                                                                                       | 目指す成果                                                |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
|        | 気持ちの変化                                                                                                                                                         | 行動の変化                                                                                                                                 |                                                      |
| 市民     | <ul style="list-style-type: none"> <li>就労という形で社会とつながるきっかけが欲しいと思う</li> <li>自分にあった仕事を探したいと思う</li> </ul>                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者雇用に関する情報を自主的に集めるようになる</li> <li>就労移行支援事業を活用して、一般就労に向けた準備を行う</li> </ul>                       | 障害者が持てる能力を発揮し、地域の中で役割をもって自分らしくいきいきと、継続して働くことができる場がある |
| 地域(企業) | <ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある方の特性や、就労に関する現状・ニーズを理解しようと思う</li> <li>障害のある方を採用したい、一緒に働きたいと思う</li> </ul>                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>障害特性への理解を深め、相談会や勉強会を開催する</li> <li>ジョブコーチを活用して、職場定着に向けた環境づくりを行う</li> </ul>                      |                                                      |
| 市      | <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の就労に関する他用なニーズや、企業側の雇用に関するニーズを把握し、関係者間で共有していこうと思う</li> <li>障害者の就労に関する理解促進に向け、企業側で活用できる支援制度などの周知を強化していこうと思う</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者就労に関する事例や、支援体制について企業等への情報発信を充実していく</li> <li>就労を希望する方への相談会や、本人が安心して働ける制度や事例の共有を行う</li> </ul> |                                                      |

<sup>38</sup> 住宅確保に特に配慮を要する者として、住宅セーフティネット法に定められている以下のいずれかに当てはまる人のこと。(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している人、その他住宅の確保に特に配慮が必要な人)



## ■基本施策の推進に向けた各課の取組

| 取組・内容                                                                                                                                                                                  | 担当                      | 重層 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|----|
| <b>在宅福祉サービスの実施</b><br>高齢者が自宅で安心して生活するため、柏市独自の在宅福祉サービスとして9つの事業(※)を提供します。<br>※介護用品(紙おむつ)給付、緊急通報システム、配食サービス費助成、寝具(ふとん)乾燥消毒・丸洗い、訪問理髪費助成、送迎費助成、生活支援短期宿泊費助成、要介護高齢者等住宅改造費補助、福祉サービス利用援助事業利用料助成 | 高齢者支援課                  |    |
| <b>老人ホーム入所措置事業</b><br>65歳以上で日常生活はおおむね自立しているものの、環境上及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な人に対し、老人ホーム入所判定審査会での審議を経て、養護老人ホームへの入所措置を講じます。                                                                   | 地域包括支援課                 |    |
| <b>居住支援の在り方についての庁内検討の推進</b><br>民間賃貸住宅への入居が困難な住宅確保要配慮者が、円滑に民間賃貸住宅へ入居できるようにするため、関連団体と協力・連携し、入居支援から生活支援まで連続性のある支援体制の構築を検討します。                                                             | 福祉政策課<br>生活支援課<br>住宅政策課 |    |
| <b>就労準備支援事業</b><br>就労に向けた準備が整っていない生活困窮者及び生活保護受給者に対して、一般就労に向けた基礎的能力の習得をサポートしながら、利用者に合わせた支援を行います。                                                                                        | 生活支援課                   |    |
| <b>一時生活支援事業</b><br>住居を持たない人など、不安定な住居形態にある人に、緊急的に一定期間宿泊場所や衣食を提供します。その後の生活に向けて就労支援などのサポートを行い、自立を目指します。                                                                                   | 生活支援課                   |    |
| <b>住居確保給付金</b><br>離職、自営業の廃止または就労機会等の減少により、離職や廃業と同程度の状況となり経済的に困窮した人であって、かつ就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を失っている人、または失うおそれのある人を対象として、賃貸住宅の家賃(制限あり)を支給するとともに再就職に向けた支援を行います。                          | 生活支援課                   |    |
| <b>バリアフリー化設備等整備事業</b><br>利用者数の多い鉄道駅等について、転落防止効果の高いホームドアの整備を鉄道事業者要望していきます。また、バス事業者に対してノンステップバスの導入、タクシー事業者に対してUDタクシーの導入を促し、高齢者や障害者等が利用しやすい路線バスやタクシーを増やします。                               | 交通政策課                   |    |
| <b>バス乗り方教室</b><br>バス乗り方教室の開催、交通事業者等が主催するバリアフリーの大切さを学ぶ乗り物体験交流会を支援します。                                                                                                                   | 交通政策課                   |    |
| <b>地域の公共交通網の形成</b><br>路線バスや、乗合タクシー、デマンドタクシー <sup>39</sup> 等のコミュニティ交通の新設・再編を進め、より利便性の高い公共交通網を構築します。                                                                                     | 交通政策課                   |    |
| <b>福祉有償運送協議会の運営</b><br>一人では公共交通機関を利用できない要介護者、身体障害者等に対して、特定非営利法人等が行う福祉有償運送 <sup>40</sup> について、適正な運営に関する事項を審査します。                                                                        | 交通政策課<br>福祉政策課          |    |
| <b>バリアフリー道路特定事業</b><br>柏市バリアフリー基本構想で定められた重点整備地区内について、国のバリアフリーに関する構造基準に準拠した道路の整備を実施します。                                                                                                 | 道路整備課                   |    |
| <b>福祉資金、生活福祉資金貸付事業</b><br>緊急一時的に経済的な課題を抱える低所得世帯や高齢者・障害者等が生活に必要な生活費や車両・福祉用具の購入、住宅改修などの福祉資金の貸付を行います。また、相談者が抱える複合的な福祉課題の整理や制度・専門相談機関へのつなぎ等、課題解決に向けて支援します。                                 | 柏市社会福祉協議会               |    |

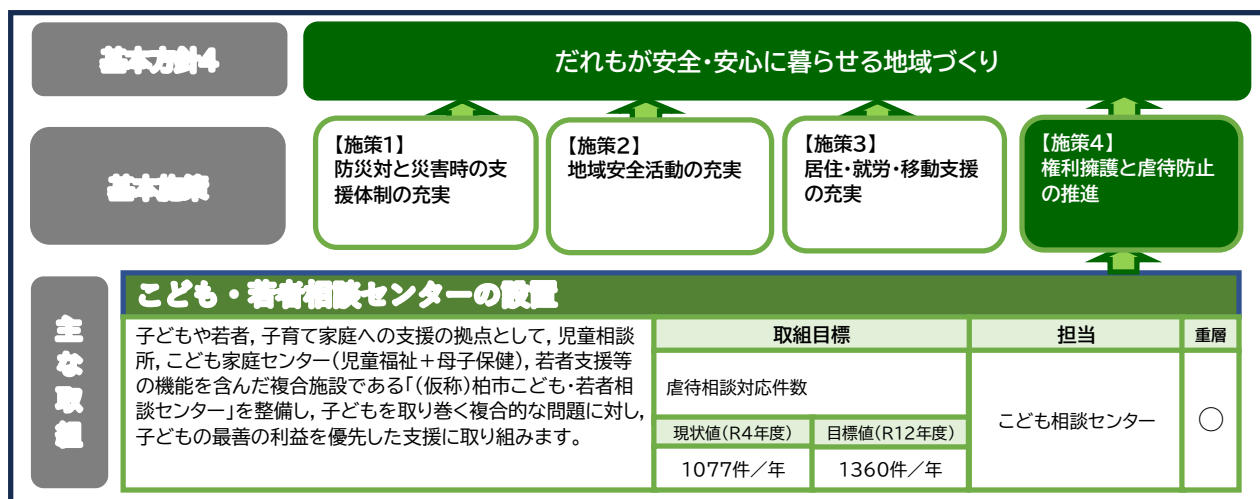
<sup>39</sup> 利用者の事前予約に応じる形で運行経路や運航スケジュールをそれに合わせて運行する地域公共交通のこと

<sup>40</sup> 社会福祉法人やNPO法人等が一人では公共交通機関を利用することが困難な身体障害者や要介護者等に運送を行う

## 基本施策4:権利擁護と虐待防止の推進

住民や関係機関の虐待防止・権利擁護についての理解を促進し、地域での見守りや支援体制を強化することで、虐待防止対策及び虐待の早期発見と迅速な対応を推進します。また、権利擁護支援の理解促進と必要な人が制度を利用できる支援体制づくりを行い、利用を促進します。

### ■基本施策の実現に向けた主な取組



### 【施策4】の推進に向けた共創型オーガナイズアクション

| 対象 | 目指す成果に向けて生み出したい変化の過程(プロセス)                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                 |  | 目指す成果                                                                    |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------------------------------------|
|    | 気持ちの変化                                                                                                                                                        | 行動の変化                                                                                                                                                                           |  |                                                                          |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て中の親やその子どもが、辛い時に悩みや困りごとを相談できる場所を知りたい・ほしいと思う</li> <li>同じような立場の人や近隣に住む人とつながる機会が欲しいと思う</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>悩みや困りごとを相談できる機関の情報を見るようになり、相談に行くようになる</li> <li>子ども向けのイベントや地域の交流の場に足を運ぶようになる</li> </ul>                                                   |  | すべての子どもを個人として尊重し、切れ目のない相談支援体制を構築することで、すべての子どもが安心して生活でき、心身ともに健やかに育つことができる |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや子育て世帯が抱えているニーズや課題を知りたいと思う</li> <li>子どもや子育て世帯に関する相談窓口を把握しようと思う</li> <li>地域でできるサポートを考えたいと思う</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや子育て世帯に日頃から声かけを行うようになる</li> <li>気になる子どもや子育て世帯に気づいた際に相談窓口相談したり、必要な時に相談先を紹介したりする</li> <li>地域内で子どもを意識した交流の場を設けるようになる</li> </ul>          |  |                                                                          |
| 市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の相談窓口に対する認知度や、支援ニーズを適宜把握し、関係者間で共有していこうと思う</li> <li>切れ目のない支援になるように、細目な情報共有や、本人および関係者からも相談しやすい体制づくりに努めようと思う</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の相談窓口が、悩みや困りごとを気軽に相談できる場となるように情報発信するとともに、職員の支援スキルの向上を図る</li> <li>それぞれの機能や強みを生かし、役割分担をしながら支援できるように、日頃から互いに相談し協力し合える関係と体制をつくる</li> </ul> |  |                                                                          |

## ■基本施策の推進に向けた各課の取組

| 取組・内容                                                                                                                                                                                                       | 担当                            | 重層 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|----|
| <b>男女共同参画推進のための相談事業</b><br>家庭や職場などでの女性の悩み事などに対して、専門の女性カウンセラーが相談に応じる「女性のこころと生き方相談」を実施し、関係機関と連携しながら支援します。                                                                                                     | 共生・交流推進センター                   |    |
| <b>高齢者緊急一時保護事業</b><br>養護者からの虐待により生命・身体に重大な危険が生じるおそれがある高齢者や身元不明等の高齢者に対し、一時的に保護する措置を講じます。                                                                                                                     | 地域包括支援課                       |    |
| <b>柏市権利擁護研修会</b><br>市内で主に在宅高齢者を支援している専門職を対象に、高齢者虐待の早期発見や予防、適切な対応について学ぶための研修会を開催します。                                                                                                                         | 地域包括支援課                       |    |
| <b>高齢者権利擁護ネットワーク事業</b><br>虐待や消費者被害等、高齢者の権利侵害の早期発見と適切な支援を目的に会議を開催し、関係機関等との連携を構築します。また、各関係機関における権利擁護啓発活動、各種講座の実施を推進します。                                                                                       | 地域包括支援課                       |    |
| <b>成年後見制度の利用促進</b><br>成年後見制度利用促進基本計画に基づき、かしわ福祉権利擁護センター内に成年後見制度の利用促進に係る中核機関を設置し、成年後見制度を必要とする人が安心して制度を利用できるよう地域で支える体制を構築します。<br>また、一次相談窓口である地域包括支援センターや地域生活支援拠点等への支援を通じて、普及啓発や相談支援、利用促進、後見人等支援、協議会運営等に取り組みます。 | 地域包括支援課<br>障害福祉課<br>柏市社会福祉協議会 |    |
| <b>市民後見人の育成支援</b><br>成年後見制度の一環として、財産の適切な管理や日々の生活を支援する市民後見人を養成・育成し、成年後見制度の充実を図ります。                                                                                                                           | 地域包括支援課<br>障害福祉課              |    |
| <b>障害者虐待防止センターの運営</b><br>障害者虐待防止センターを中心に関係機関が連携し、虐待相談・通報の受付、問題解決を行います。また、障害者虐待の防止並びに早期発見・早期介入を目指し、地域の障害福祉サービス事業所等に対し研修を実施します。                                                                               | 障害福祉課                         |    |
| <b>障害者虐待防止サポートチーム派遣事業</b><br>障害福祉サービス事業所等へ専門家等が出向き、障害者虐待防止に関する普及啓発や、事業所に合わせた虐待防止策の検討等を行うことにより、事業所の支援の質の向上や障害者虐待防止に取り組みます。                                                                                   | 障害福祉課                         |    |
| <b>東葛市町村障害者虐待防止担当者の連絡会議の開催</b><br>各市の障害者虐待防止担当者が出席し、現状の共有や事例検討等を通して、職員のスキルアップや連携強化を図ります。                                                                                                                    | 障害福祉課                         |    |
| <b>柏市権利擁護ネットワーク会議における障害者に関する専門部会の運営</b><br>障害者の権利擁護に関する機関を中心に会議を実施し、障害者虐待や権利擁護に関する課題を共有しながら、問題解決に向けた対応強化に取り組みます。                                                                                            | 障害福祉課                         |    |
| <b>障害者差別の解消及び理解啓発</b><br>障害を理由とする差別の解消を図るため、市民や地域、事業所、庁内などに対して啓発や研修を実施し、障害者差別解消法の周知と、障害者差別や合理的配慮の提供に関する理解啓発を行います。また、差別に関する相談窓口の設置や関係機関の連携強化により、障害者差別への対応体制を強化するとともに、合理的配慮の提供を促進します。                         | 障害福祉課                         |    |
| <b>家庭児童相談事業</b><br>子育ての不安や悩み、しつけ、児童虐待など18歳未満の児童と家庭の相談に応じます。                                                                                                                                                 | こども相談センター                     | ○  |
| <b>子ども短期入所事業(ショートステイ)</b><br>保護者が疾病、出産、看護、事故、育児疲れなどで一時的に養育が困難となったとき、虐待などの課題の有無に関わらず、満1歳以上18歳未満の児童を、宿泊又は日帰りで預かります。                                                                                           | こども相談センター                     |    |

| 取組・内容                                                                                                                                                                                                                | 担当        | 重層 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|
| <b>妊産婦等生活援助事業</b><br>身近に頼れる親族等が不在であることなどによって、家庭生活に支障が生じている妊産婦に対し、安心して出産やその後の生活について考えることのできる居場所(入所または通い)を提供し、食事やその他日常生活を営むために必要な支援のほか、出産前後の心理的ケアや保健指導、出産後の児童の養育に係る相談及び助言、必要な関係機関や支援につなぐなど、特定妊婦等の支援、重篤な児童虐待事案の予防を図ります。 | こども相談センター |    |
| <b>要保護児童<sup>41</sup>対策事業</b><br>児童虐待防止に向けた方針協議のための代表者会議、情報共有化のための実務者会議、要保護児童ケースの進行管理部会、個別ケース検討会議等を行い、児童虐待の発生予防、早期発見、支援に取り組みます。また、職員及び相談員の専門性強化のための研修を実施します。                                                         | こども相談センター |    |
| <b>児童相談所設置事業</b><br>児童相談所の設置に向けた検討・準備を進めるとともに、こども家庭センターや地域子育て支援拠点、若者支援等の機能も含めた複合施設「(仮称)柏市こども・若者相談センター」の整備を進めます。(令和8(2026)年度開設予定)                                                                                     | こども相談センター | ○  |
| <b>福祉サービス利用援助</b><br>高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人が自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する相談や日常的な金銭管理の援助等を行います。                                                                                                                     | 柏市社会福祉協議会 |    |

<sup>41</sup> 児童福祉法に基づいた、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる保護的支援を要する児童



## 2 施策の進捗評価(「結果指標」の設定)

施策の評価にあたっては、「基本施策別の基本施策と取組」に記載している「取組目標」の数値評価に加えて、基本方針ごとにアウトカム指標として「結果指標」を設定します。「結果指標」は、市民の福祉観、地域での関わりなどの実態を把握する市民アンケート調査を行い、進捗・評価を行います。

### (1) 基本方針1:だれもが身近な地域の問題に関心を持ち共に支えあう地域づくり

| 基本施策 |                                 | 評価項目                             | 基準値                          | 方向性                                                                                 |
|------|---------------------------------|----------------------------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 地域での支えあい、助けあいに向けた気づき・学びの場と活動の促進 | ① 地域福祉に関するボランティアや市民活動などに取り組んでいるか | ① ボランティアに取り組んだことがある<br>30.2% |  |
| 2    | 地域福祉を担う人材の掘り起こしと育成・活躍支援         | ② 地域での支えあいや助けあいに関心を持っているか        | ② 支えあいや助けあいに関心がある<br>74.5%   |                                                                                     |
| 3    | 地域における多様な主体との包括的連携体制の構築と活動支援    |                                  | (令和5年度時点)                    |                                                                                     |

### (2) 基本方針2:だれもが暮らしの問題を相談でき解決できる地域づくり

| 基本施策 |                               | 評価項目                            | 基準値                  | 方向性                                                                                   |
|------|-------------------------------|---------------------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 分野や対象にとらわれず困りごとを丸ごと相談できる体制の充実 | ① 柏市の健康や福祉に関する情報は、入手しやすいと思うか    | ① 入手しづらいと思う<br>19.8% |  |
| 2    | 課題の早期発見と切れ目のないサポート体制の構築       | ② 健康や福祉に関することで困ったときに、相談できる人がいるか | ② 相談できる人がいない<br>5.5% |                                                                                       |
| 3    | 必要な情報を届けるための対話の場づくりと情報発信の充実   |                                 | (令和5年度時点)            |                                                                                       |

### (3) 基本方針3:だれもが健康でいきいきと暮らせる地域づくり

| 基本施策 |                            | 評価項目                                                                 | 基準値                        | 方向性                                                                                                                                                                                |
|------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 地域を核とした心身の健康づくりの促進         | ① 健康だと感じているか<br><br>② 住んでいる地域は障害者や高齢者, 子育てをしている人にとって安心して生活できる環境だと思うか | ① 健康だと思う<br>76.0%          | <br><br> |
| 2    | 子どもの健やかな育ちを保障し応援する環境構築     |                                                                      | ② 安心して生活できる環境だと思う<br>64.7% |                                                                                                                                                                                    |
| 3    | 保健・医療・福祉及び生活関連分野の充実と連携     |                                                                      |                            |                                                                                                                                                                                    |
| 4    | あらゆる人が役割を持ち自分らしく活躍できる環境の構築 |                                                                      | (令和5年度時点)                  |                                                                                                                                                                                    |



#### (4) 基本方針4:だれもが安全・安心に暮らせる地域づくり

| 基本施策 |                  | 評価項目                                                   | 基準値                                                                         | 方向性                                                                                                                                                                            |
|------|------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 防災対策と災害時の支援体制の充実 | ① 地域の中で安心して生活できていると感じるか<br><br>② 災害が起きた時に支援をしてくれる人はいるか | ① 安心して生活できていると感じている<br>81.6%<br><br>② 支援してくれる人はいない<br>5.1%<br><br>(令和5年度時点) | <br><br> |
| 2    | 地域安全活動の充実        |                                                        |                                                                             |                                                                                                                                                                                |
| 3    | 居住・就労・移動支援の充実    |                                                        |                                                                             |                                                                                                                                                                                |
| 4    | 権利擁護と虐待防止の推進     |                                                        |                                                                             |                                                                                                                                                                                |

# 第 5 章

## その他関連計画

### 1 柏市再犯防止推進計画

#### 柏市再犯防止推進計画とは

##### 計画策定の背景

国や県、市において、刑法犯の検挙者の約5割が再犯者であり、再犯防止は極めて重要な課題となっています。平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、地方公共団体は国の再犯防止推進計画を考慮し、再犯防止に関する施策を定める努力義務を負うこととなりました。

本市もこれを受け、国及び県の再犯防止推進計画を踏まえ、地域の実情に応じた再犯防止推進計画を策定します。この計画では、犯罪をした人が再び罪を犯さず、地域の一員として円滑に社会復帰できるよう、適切な支援と受け入れ体制を整備し、再犯の防止を図ります。また、地域全体で再犯防止に取り組む体制の構築を目指します。

#### (1)国の動向

| 年度               | 法令・計画                        | 概要                                                                                       |
|------------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成28<br>(2016)年度 | 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行          | 基本理念と施策の基本事項を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにし、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進。                               |
| 平成29<br>(2017)年度 | 「再犯防止推進計画(平成30～令和4年度)」閣議決定   | 再犯の防止等に関する政府の施策を定めた初めての計画として、5つの基本方針と7つの重点課題、115の具体的施策を明示。                               |
| 令和元<br>(2019)年度  | 犯罪対策閣僚会議にて「再犯防止推進計画加速化プラン」決定 | 第一次計画の施策のうち、より重点的に取り組むべき課題への対応を促進するために策定。                                                |
| 令和4<br>(2022)年度  | 「第二次再犯防止推進計画(令和5～9年度)」閣議決定   | 第一次計画の基本方針を踏襲し、新たな方向性として、個々の対象者の主体性の尊重、それぞれが抱える課題に応じた息の長い支援、相談拠点や地域の支援ネットワーク拠点の構築について明示。 |

## (2) 県の動向

| 年度               | 法令・計画                       | 概要                                                                                                                                                                                    |
|------------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成30<br>(2018)年度 | 「千葉県地域再犯防止推進モデル事業(3か年事業)」実施 | 国の再犯防止推進計画を踏まえ、国と地方公共団体の協働により、地域における効果的な再犯防止対策のあり方を検討するためのモデル事業を実施し、犯罪をした人が出所後から地域生活を送るまでの支援のあり方について検討し、県の計画策定方針を決定。                                                                  |
| 令和3<br>(2021)年度  | 「千葉県再犯防止推進計画(令和3～令和7年度)」策定  | 県独自の取組として、「犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援体制の整備」を再犯防止推進計画の柱に位置付け。国との適切な役割分担のもと、地方公共団体が提供する住居や就労、保健福祉、教育等の各種行政サービスや民間団体による支援への円滑なつなぎ、フォローアップを行うなど、刑事司法関係機関のみならず、県、市町村、民間団体等が連携して再犯の防止に取り組む体制を構築。 |

## 計画の概要

### 計画の目的(方向性)

犯罪をした人の多くは、安定した仕事や住居の確保が困難であることや、年齢や障害、家族との関係などさまざまな課題を抱えています。これらの課題に対して、福祉、医療、教育、労働などの多分野での連携を強化し、個別のニーズに応じて支援します。

また、犯罪をした人が再犯せずに社会復帰するためには、地域の理解と協力が不可欠です。そのため、地域住民や企業、関係機関への啓発活動を進め、社会全体での再犯防止への理解を深め、取組を強化します。

### 計画の位置づけ

この再犯防止推進計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に規定する地方再犯防止推進計画を兼ねるものとし、福祉に関する様々な施策と関連することから、第5期柏市地域健康福祉計画に内包するものとして策定し、再犯防止に係る施策を推進します。

### 地域健康福祉計画との関係

第5期柏市地域健康福祉計画に示す地域健康福祉像「だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、共に、いきいきと暮らせるまち」の実現を、再犯防止推進の観点からより具体的に体系化したものです。

## 計画の体系

第5期柏市地域健康福祉計画が目指す地域健康福祉像の実現に向けて、重点方針とそれぞれの施策の方向性を決めました。

### ●重点方針1：社会における居場所の確保

就労支援、住居の確保を支援し、生活基盤を整えることで社会復帰を促進します。

| 施策                  | 所管部署                     | 取組概要                                                                                                             |
|---------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就労等の確保に向けた相談・支援等の充実 | 経済産業部<br>産業政策・スタートアップ推進課 | 市内商工団体に対し、協力雇用主の活動を周知し、就労の機会の確保につなげます。<br>15～49歳の保護観察対象者に対し、就職及び職業定着支援として、かしわ地域若者サポートステーションで就労支援を行います。           |
| 住居の確保               | 福祉部<br>生活支援課             | 生活保護申請時に無料低額宿泊所や宿所提供施設を紹介し、居住先の確保について助言及び支援を行います。<br>柏市地域生活支援センターで、更生保護施設への入居支援や必要に応じた生活保護申請による住居確保に向けての支援を行います。 |

### ●重点方針2：保健医療・福祉サービスの利用の促進等

保健医療・福祉サービスを必要する人が適切な支援を受けられるように、支援します。

| 施策            | 所管部署             | 取組概要                                                                                                                                                                          |
|---------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者又は障害者等への支援 | 健康医療部<br>地域包括支援課 | 地域包括支援センターと情報共有し、生活困窮者や住まいの確保、同居する子や孫の就労支援等の支援が必要な人については、柏市地域生活支援センターとも連携し、支援します。                                                                                             |
|               | 福祉部<br>障害福祉課     | 基幹相談支援センターや地域生活支援拠点、地域の指定相談支援事業所で、障害福祉サービスのコーディネート、手帳取得や専門機関（柏市地域生活支援センター等）へのつなぎなどを行います。<br>また、世帯に応じて、医療費の負担を軽減する自立支援医療（更生医療・精神通院等）や就労支援等の福祉サービスの利用につなげる等、障害者に対する様々な施策を実施します。 |
| 薬物依存を有する人への支援 | 健康医療部<br>保健予防課   | 専門医療機関や専門機関、自助グループの紹介を行い、薬物依存を有する人への支援を行います。                                                                                                                                  |

●重点方針3:非行の防止・学校等と連携した就学支援の実施

非行の未然防止や学校等と連携した立ち直り支援を行い、青少年の健全な育成を支援します。

| 施策                | 所管部署              | 取組概要                                                                                                     |
|-------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童生徒の非行未然防止       | 学校教育部<br>児童生徒課    | 市内小中学校で警察による非行防止の出前講座を実施し、児童生徒の健全な成長を支援します。                                                              |
| 学校等と連携した立ち直り支援    | 学校教育部<br>少年補導センター | 初回相談窓口として対応し、適切な相談機関につなぎ、非行からの立ち直りを支援します。<br>柏市少年補導委員連絡協議会と協力して、各中学校区パトロールで得た情報を学校等に提供し、非行からの立ち直りを支援します。 |
| 学校や地域社会等で再び学ための支援 | 学校教育部<br>児童生徒課    | 児童・生徒(対象は小中学生)の就学の継続のため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとともに支援します。                                               |

●重点方針4:犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

罪種ごとに認められる特徴や、犯罪の背景にある事情を把握し、個々に応じた効果的な支援を行います。

| 施策                  | 所管部署               | 取組概要                                                                                                                              |
|---------------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 少年・若年層に対する支援        | 学校教育部<br>少年補導センター  | 20代前半までを目安とした対象者の生活自立について境遇や意向を聞き取り、立ち直りに向け適切な相談窓口の情報提供を行います。                                                                     |
| 女性の抱える問題に応じた支援      | 企画部<br>共生・交流推進センター | 女性のこころと生き方相談において、女性を対象とした性犯罪、DVの被害に対する支援を行います。                                                                                    |
| その他犯罪をした人等の特性に応じた支援 | 健康医療部<br>地域包括支援課   | 高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の早期発見や虐待解消に向けた支援を行います。支援の際には、地域包括支援センターをはじめ、各専門機関と連携します。虐待が起きている困難な状況に着目し、被虐待者本人だけではなく、虐待に及んだ養護者を含めた視点で支援を行います。 |
|                     | こども部<br>こども相談センター  | 児童虐待をはじめ児童の養育環境が不十分である場合に、関係機関と連携し児童や家庭の支援を実施します。                                                                                 |



## ●重点方針5:民間協力者の活動の促進等

犯罪をした人等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。民間協力者の活動の支援を行うと同時に、より多くの民間協力者に再犯防止の取組に参画してもらえるよう、働きかけを行います。

| 施策          | 所管部署         | 取組概要                                                                                                                                                                                       |
|-------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 民間協力者の活動の促進 | 福祉部<br>福祉政策課 | <p>柏市内の保護司会や更生保護女性会に対して補助や会議室の確保などの活動支援を行います。</p> <p>柏地区更生保護サポートセンターを設置(令和2年3月から)、その他保護司活動に必要な場所を提供しています。</p> <p>7月の強調月間を中心に、社会を明るくする運動の啓発活動を行います。<br/>※社会を明るくする運動については更生保護団体等の紹介にも掲載。</p> |
| 広報・啓発活動の推進  | 福祉部<br>福祉政策課 | 保護司の担い手不足を解消するため、人事主管課と協力し、庁内向けに周知を行い、人材確保の支援を行います。                                                                                                                                        |

## 更生保護団体、取組の紹介

### ●保護司及び保護司会

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員ですが、給与は支給されません。保護司は、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、更生を促し、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。柏地区保護司会は柏市・我孫子市・流山市の3市から構成されており、令和6年4月1日時点で92名の保護司が活躍しています。

### ●更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。東葛飾地区更生保護女性会は柏市・我孫子市・流山市の3市から構成されており、令和6年4月1日時点で68名の会員が活躍しています。

### ●協力雇用主会

協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主です。柏市では60社の登録があります。(令和6年4月1日時点)柏地区更生保護協力雇用主会は柏市・我孫子市・流山市の3市から構成されています。

### ●社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪・非行の防止と犯罪・非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。本市では、この運動の強調月間である7月に広報啓発を行っています。また、その他のイベントや小中学生を対象とした作文コンテスト、保育園を対象としたぬりえの展示会を行っています。

## 2 柏市重層的支援体制整備事業実施計画

### 計画策定の背景

市町村における包括的な支援体制を構築するための手法として、令和3年4月に改正された社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」が創設され、本市では令和4年度から開始しています。

この事業は、「つながり続ける支援体制の構築」をコンセプトに、すべての地域住民を対象とし、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施し、人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものです。

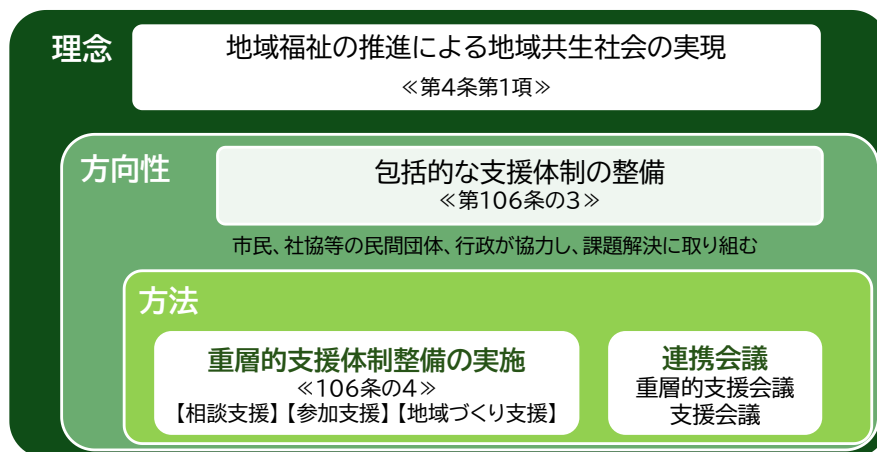
地域共生社会の実現には行政だけでなく、地域住民やNPO、ボランティアなど、多様な主体が連携し合うことが不可欠です。重層的支援体制整備事業は、連携を促進し、地域全体で支えあう仕組みを構築するための重要なステップとなります。

そのためには、市民や関係機関、地域の多様なステークホルダー間で事業の理念や目指すべき方向性を共有し、一人ひとりが地域の一員としての役割を再認識することが不可欠です。また、関係者間の意識の醸成は、単なる協力関係の構築を超え、地域全体が支援の主体となり、問題を共に解決する「共創」の姿勢を育むことが重要です。このような取組を通じて、柏市の「チーム支援」を築き、地域全体が持続可能で活力ある未来に向けて一丸となって取り組む基盤を確立するため、柏市重層的支援体制整備事業実施計画を策定します。

### 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5第1項に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するための事業提供体制に関する事項を定めるものです。

図表5-1 計画の位置づけ



## 柏市における重層的支援体制整備事業の方向性

生活上の課題が多様化する世帯などが全国的に増加する中、本市では令和3年1月に、相談支援業務をワンストップで行える相談窓口として、「福祉の総合相談窓口」を設置しました。切れ目のない相談支援に取り組むとともに、困難な課題にも対応できる体制を整備し、令和4年度から重層的支援体制整備事業を開始しました。

本市では、「重層的支援」を以下のように捉えています。

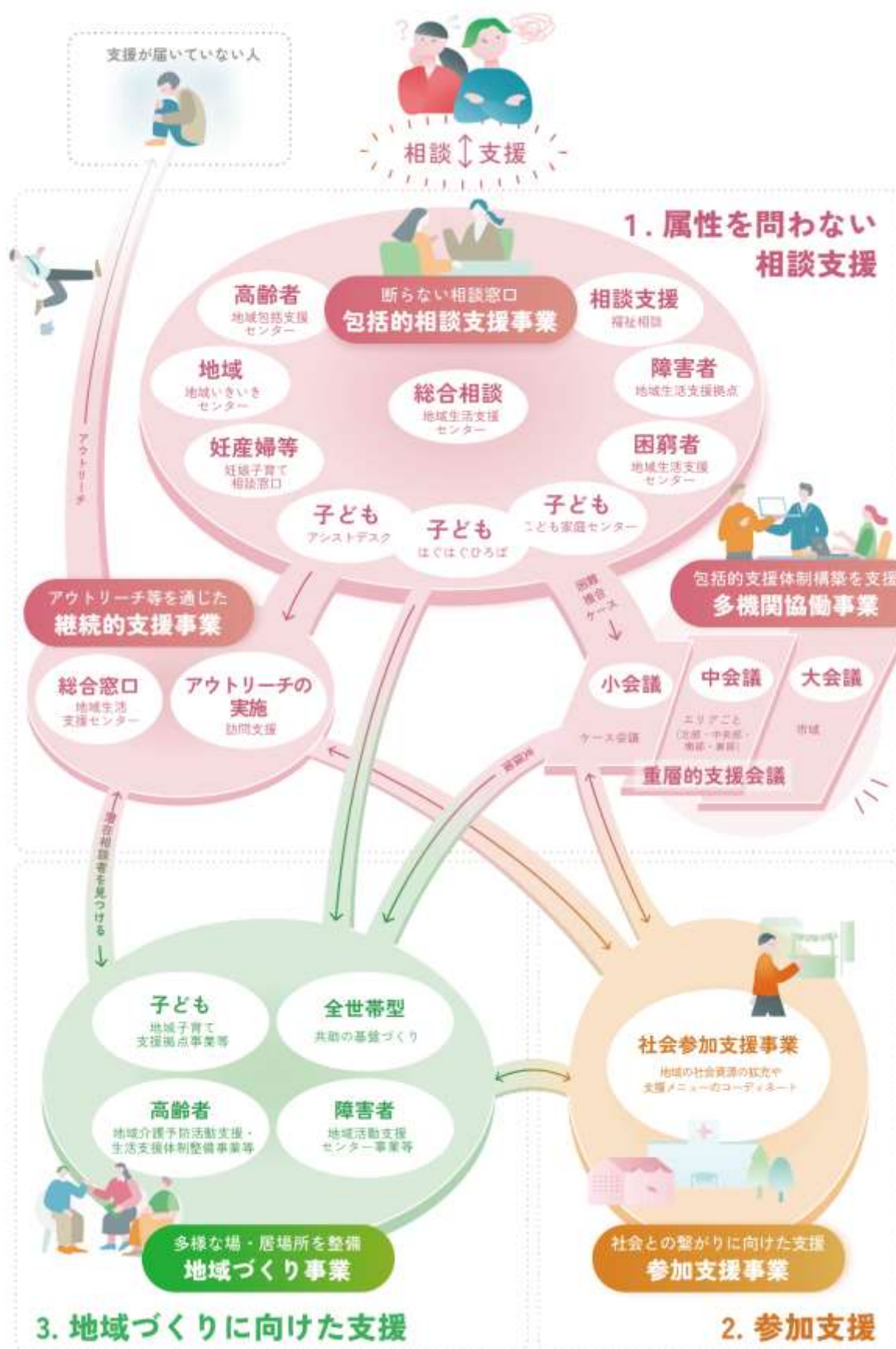
|                                  |                                                                       |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| i. 生活上の課題を含む「重層的」な課題             | 複合・複雑化した課題があるため、既存制度(高齢者・障害者・こどもなど)で考えるだけでなく、多面的に対応する。                |
| ii. 多様な人が関わりあう「重層的」な機関           | 全てを兼ね備えた支援機関はないため、ひとつの支援機関で抱えることなく、様々な機関(市民や地域も含めて)連携・協力できる体制で役割分担する。 |
| iii. 相談(入口)から地域生活(出口)までの「重層的」な支援 | の相談だけに留まらず、必要な支援機関につなげ、それぞれに寄り添った伴走支援までを一連の流れで実施する。                   |

これらを基本的な考え方とし、多機関協働事業者を主とした「One Team」による支援の実施を意識して具体的な取組を進めます。



また、支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。

< 柏市重層的支援体制整備事業の全体像(再掲) >





## 事業概要

本事業は、地域住民が抱える複合的・複雑化した生活上の課題を解決し、課題の悪化を防ぐための包括的な支援体制を整備するものです。

相談者の「属性を問わない相談支援」(包括的相談事業, 多機関協働事業, アウトリーチ等を通じた継続的支援事業), 「参加支援」(参加支援事業), 「地域づくり支援」(地域づくり事業)を中心に, これら3つの支援をより効果的かつ円滑に実施するため, 多機関協働やアウトリーチを通じた継続的支援を加えた5つの事業を一体的に推進します。

| 支援の種類              | 事業名・内容                                                                                         |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)属性を問わない<br>相談支援 | ①包括的相談支援事業                                                                                     |
|                    | ・属性や世代を問わず, 包括的に相談を受け止める<br>・相談支援機関間のネットワーク対応<br>・複合化・複雑化した課題を多機関協働事業へつなぐ                      |
|                    | ②多機関協働事業                                                                                       |
|                    | ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する<br>・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす<br>・支援関係機関の役割分担を図る                          |
|                    | ③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業                                                                            |
| (2)参加支援            | ・支援が届いていない人に支援を届ける<br>・関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な課題を抱える人を見つける<br>・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く |
|                    | 参加支援事業                                                                                         |
|                    | ・社会とのつながりを作るための支援を行う<br>・利用者ニーズを踏まえた丁寧なマッチングやオーダーメイドのメニューをつくる<br>・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う         |
| (3)地域づくりに<br>向けた支援 | 地域づくり事業                                                                                        |
|                    | ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保<br>・個別の活動や人のコーディネート<br>・他分野につながるプラットフォームの展開                            |



## 事業実施体制

### (1)属性を問わない相談支援の強化

#### ① 包括的相談支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

##### 目的

○地域における多様なニーズに応えるため、生活上のさまざまな課題を抱える方々に対して、総合的かつ一体的な支援を提供することを目的としています。介護、障がい、子ども、生活困窮等の支援が必要な方々が安心して生活できる環境を整えることを目指しています。

##### 取組内容

○各分野において実施されている相談支援の取組を一体的に実施し、相談者の属性、相談内容等に関わらず、市民からの相談を幅広く受け止めます。

○単独の相談支援機関では解決が難しい事例に対しても、複数の相談支援機関が連携を図り、分野横断的な相談支援体制を構築します。

##### イメージ



#### 実施体制(支援関係機関)

##### 【介護】地域包括支援センター

|       |                                                                                           |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支援機関名 | ▷地域包括支援センター(委託・12カ所)<br>柏北部, 柏北部第2, 北柏, 北柏第2, 柏西口, 柏西口第2, 柏東口, 柏東口第2, 光ヶ丘, 柏南部, 柏南部第2, 沼南 |
| 所管課   | 健康医療部地域包括支援課                                                                              |

##### 【障害】障害者相談支援事業

|       |                                                                                                   |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支援機関名 | ▷基幹相談支援センター(委託・2カ所)<br>地域生活支援拠点あおば, 地域生活支援拠点しょうなん<br>▷相談支援事業所(委託・2カ所)<br>地域生活拠点たんぽぽ, 地域生活拠点ぶるーむの風 |
| 所管課   | 福祉部障害福祉課                                                                                          |

## 【子育て】利用者支援事業

|       |                                                                                                                                                                                                                       |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支援機関名 | ▷基本型(委託・3カ所)<br>はぐはぐひろば柏たなか, はぐはぐひろば若柴(※), はぐはぐひろば沼南,<br>▷特定型(直営・1カ所)<br>保育アシストコール・アシストデスク<br>▷こども家庭センター型(直営・1カ所)<br>こども家庭センター(児童福祉機能, 母子保健機能)<br>▷妊婦等包括相談支援事業型 <sup>42</sup> (直営・4カ所)<br>柏市役所, TeToTe, ウエルネス柏, 沼南庁舎) |
| 所管課   | 基本型 <sup>43</sup> :こども部子育て支援課<br>特定型 <sup>44</sup> :こども部保育運営課<br>こども家庭センター型 <sup>45</sup> :こども部こども相談センター, 健康医療部地域保健課<br>妊婦等包括相談支援事業型:健康医療部地域保健課                                                                       |

※令和8年度末に再開予定

## 【生活困窮】生活困窮者自立相談支援事業

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 支援機関名 | ▷柏市地域生活支援センター(委託・1カ所) |
| 所管課   | 福祉部生活支援課              |

<sup>42</sup> 妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

<sup>43</sup> 子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。

<sup>44</sup> 待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援する。

<sup>45</sup> 旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全ての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

## ② 多機関協働事業(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

### 目的

○本事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行います。また、単独の相談支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、相談支援機関の役割分担や支援の方向性を定め、本事業に関わる関係者の円滑な連携を進めるとともに、本市における包括的な支援体制を構築できるよう支援することを目指します。

### 取組内容

○「福祉の総合相談窓口」では、属性を問わない課題を抱えた市民からの相談を伺います。また、相談支援機関のハブとしての機能も併せ持ち、「包括的相談支援機関」からの相談や相談内容に応じた適切な支援機関へのつなぎを行います。

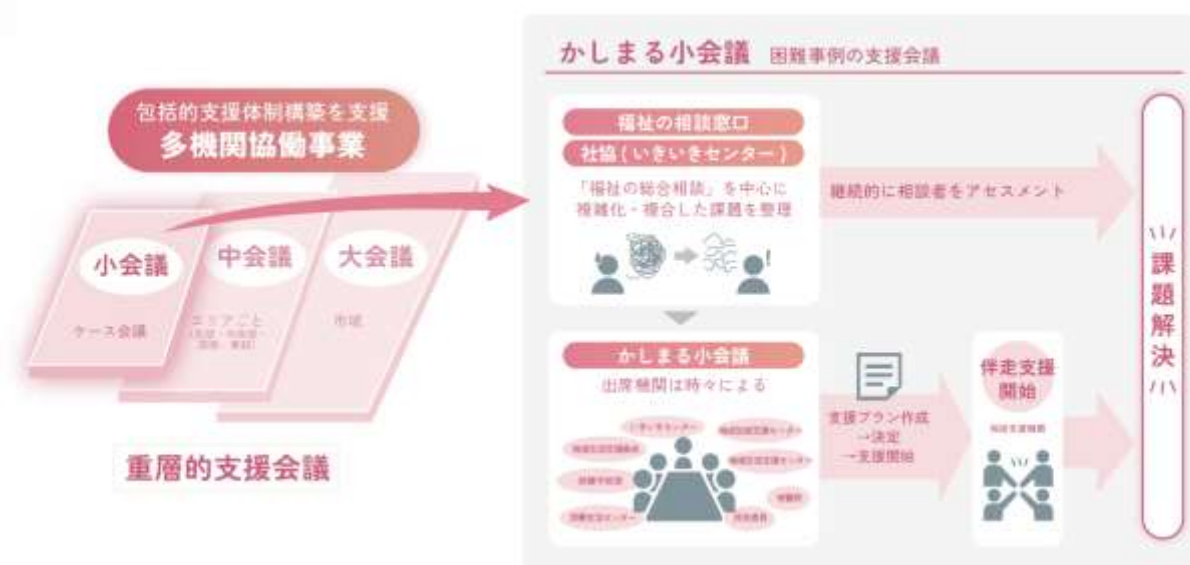
○「福祉の総合相談」において、「包括的相談支援機関」からつながれた複合化・複雑化した様々な課題のある事例に対して、課題の解きほぐしを行います。

○「地域いきいきセンター」が「福祉の総合相談」と連携し、各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理など、事例全体の調整機能の役割を果たします。

○困難事例に対して、「重層的支援会議小会議(かしまる小会議)」及び「支援会議」の主催者となり、支援プランの作成や支援プランの調整(決定や評価、終結)を行います。

○困難事例の共有や地域ごとの課題などを共有するため、4エリアごとに「重層的支援会議中会議(かしまる中会議)」を行い、支援者同士がスムーズに支援できるよう顔の見える関係をつくります。また、市全域で重層的支援体制整備事業の方針や取組を共有する「重層的支援会議大会議(かしまる大会議)」を開催します

### イメージ図





#### かしまる中会議 エリアごとの情報共有会議



市内を4つのエリアで、小会議にて議論された事例の共有や地域課題を話し合い、社会資源の充足状況の確認と新たな資源等の開発に向けた取組を検討します



#### かしまる大会議 市域全体の情報共有会議



中会議で検討した新たな社会課題や資源等の開発について、市全体（行政及び相談支援機関）が共有し、将来の制度の見直し等について検討します。

#### 実施体制

|     |                                                    |
|-----|----------------------------------------------------|
| 機関名 | ▷柏市社会福祉協議会 地域いきいきセンター(委託)<br>▷柏市地域生活支援センター(委託・1カ所) |
| 所管課 | 福祉部福祉政策課                                           |

### ③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第4号)

#### 目的

○長期にわたり、ひきこもり状態にあるなど、課題を抱えながらも自ら支援を求めることが困難な人や支援が届いていない人に、積極的な働きかけを行い、本人と関係性をつくることを目指します。

#### 取組内容

○支援機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握します。

○潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得たのち、当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくります。

#### イメージ図



#### 実施体制

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 支援機関名 | ▷障害者等社会参加・訪問支援事業(委託・1ヵ所) |
| 所管課   | 福祉部障害福祉課                 |



## (2)参加支援の強化

### ①参加支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

#### 目的

○既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人に対し、その本人にあった支援メニューを作成し、地域や社会とのつながりを作る支援を行います。

#### 取組内容

○既存の社会参加に向けた事業では対応できない人や、その世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとコーディネートし、マッチングを行います。

○既存の社会資源に働きかけたり、拡充を図ったりするなど、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューを作成します。

○マッチングした後、本人の希望に沿った支援が実施できているかについてフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

#### イメージ図



#### 実施体制

|     |                                                 |
|-----|-------------------------------------------------|
| 事業名 | ▷障害者等社会参加・訪問支援事業<br>▷社会参加支援事業                   |
| 所管課 | 福祉部障害福祉課(障害者等社会参加・訪問支援事業)<br>福祉部福祉政策課(社会参加支援事業) |

### (3)地域づくりに向けた支援の強化

#### ①地域づくり事業(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

##### 目的

○介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野ごとに行われている「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。

○属性に関わらず、地域住民を広く対象にすることで、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的とします。

##### 取組内容

○これまでの既存の拠点等を活かし、地域の課題に合わせた、世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくりを行います。

○地域において実施されている事業や活動などを把握し、多様な個別の活動や人のコーディネートを行います。

○地域づくりのプロセスの活性化や発展のため、多分野につながり、情報交換や協議を行うなど関係性を深めるための場(プラットフォーム)を設けます。

##### イメージ図



##### 実施体制

#### 【介護】地域介護予防活動支援事業

|      |                                                         |
|------|---------------------------------------------------------|
| 実施内容 | ▷かしわ健康アプリ事業<br>▷通いの場事業                                  |
| 主な内容 | 介護予防に資する団体活動や地域の通いの場などの住民主体の活動を支援し、健康意識の向上や健康寿命の延伸を目指す。 |
| 所管課  | 健康医療部健康政策課, 地域包括支援課,                                    |

【介護】生活支援体制整備事業

|      |                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------|
| 実施内容 | ▷生活支援コーディネーターの配置, 協議体の設置                                         |
| 主な内容 | 高齢者の支援ニーズと地域資源をマッチングするために, 地域資源の発掘・開発やネットワークを構築し, 多様な生活支援の充実を図る。 |
| 所管課  | 健康医療部健康政策課, 地域包括支援課                                              |

【障害】地域活動支援センター機能強化事業

|               |                                                                                                                          |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名<br>(事業所名) | ▷地域活動支援センター機能強化事業<br>(トライアングル, クローバ柏, たんぽぽセンター, スペース若柴, ピアセンターあかり)                                                       |
| 主な内容          | 地域活動支援センターの基礎的事業として, 障害者等を通わせ, 創作的活動又は生産活動の機会の提供, 社会との交流の促進等の事業を実施。また, 基礎的事業に加え, 専門職員の配置や機能訓練のサービスを実施する等し, センターの機能強化を図る。 |
| 所管課           | 福祉部障害福祉課                                                                                                                 |

【子育て】地域子育て支援拠点事業

|              |                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名<br>(拠点名) | ▷地域子育て支援拠点事業<br>(・はぐはぐひろば沼南, はぐはぐひろば柏たなか, はぐはぐひろば若柴<br>・しこだ児童センター, 豊四季台児童センター, 高柳児童センター, 南部こどもの広場<br>・保育園等に併設の子育て支援センター【こあら, Kids Square, おひさまクラブ, サンサンたいよう組, ひまわり, ゆうゆう, ペんぎん組, まことちゃん, 子育て玉手箱, ステップ, くるみサロン, あしびなあ, おいかけっこ, おやこのひろば【あ・そ・ぼ】, さっちゃん家】) |
| 主な内容         | 子育ての孤立の防止及び負担を軽減するため, 乳幼児親子が安心して集うことができる場を提供し, 親子同士の交流を通じた仲間づくりや, 子育て関連情報の提供, 子育ての悩み相談, 育児講座などを実施。                                                                                                                                                     |
| 所管課          | こども部子育て支援課, 保育運営課                                                                                                                                                                                                                                      |

【全世代】生活困窮者支援等のための地域づくり事業

|      |                                                                                                                                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名  | ▷教育福祉会館運営体制支援コーディネーター事業                                                                                                                                                |
| 主な内容 | 「誰もが集える みんながつながる 地域に広がる」をコンセプトとしたラコルタ柏(柏市教育福祉会館)において, 地域活動による地域課題の解決を目指した館となるよう, 属性や世代を超えた様々な人と関わりあえる場の提供やマッチングを行う。また, 来館者のニーズや地域課題の情報収集を行い, 居場所づくりのコーディネートや担い手づくりを実施。 |
| 所管課  | 福祉部福祉政策課                                                                                                                                                               |

## 連携体制の構築

柏市重層的支援体制整備事業は、属性を問わず支援を提供し、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など既存制度の一部事業を包括して実施するものです。かしまる大会議では、相談支援機関間及び相談支援機関と行政の事業認識の共有や方向性の確認を行っています。行政内部でも同様に事業認識の共有や方向性の確認が必要です。

そのため、関係部局や社会福祉法人柏市社会福祉協議会を構成員とした「地域共生社会の連携会議」を開催し、庁内連携や相談支援体制の強化、事業実施状況の共有を行います。

| 地域共生社会の連携会議 |                  |                                      |
|-------------|------------------|--------------------------------------|
| 運営主体        | 福祉政策課, 柏市社会福祉協議会 |                                      |
| 開催時期        | 年4回程度開催          |                                      |
| 参加関係者       | 福祉部              | 福祉政策課, 障害福祉課, 生活支援課                  |
|             | 健康医療部            | 健康政策課, 高齢者支援課, 地域包括支援課, 保健予防課, 地域保健課 |
|             | 市民生活部            | 市民活動支援課                              |
|             | こども部             | こども政策課, 子育て支援課, こども福祉課, こども相談センター    |
|             | 柏市社会福祉協議会        | 総務課, 地域福祉課, 相談支援課, 在宅サービス課           |

### < 「地域共生社会の連携会議」イメージ(再掲) >



# 参考資料

## 1 柏市健康福祉審議会条例

平成 19 年 12 月 26 日

条例第 46 号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本市における健康福祉の向上及び増進のための総合的な施策の推進に資するため、柏市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項(法第 12 条第 1 項に規定する児童福祉に関する事項を含む。)を調査審議する審議会その他の合議制の機関及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関とする。(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、児童福祉、精神障害者福祉その他の社会福祉に関する事項を調査審議すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、認定こども園法第 25 条に規定する事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、健康福祉に関する重要な事項を調査審議すること。
- (4) 健康福祉に関する重要な事項について市長に意見を述べること。(組織)

第 3条 審議会は、委員 35 人以内をもって組織する。

2 市長は、審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉事業に従事する者
- (3) 学識経験者
- (4) 本市の住民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者



(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員の任期は2年以内とし、当該臨時委員の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、当該臨時委員は解嘱されるものとする。

3 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。(会議)

第6条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 現に在任する委員の総数の4分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。(専門分科会)

第7条 審議会に、次に掲げる専門分科会を置く。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 障害者健康福祉専門分科会

(3) 児童健康福祉専門分科会

(4) 高齢者健康福祉専門分科会

(5) 地域健康福祉専門分科会

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める専門分科会

(民生委員審査専門分科会の所掌事務等)

第8条 民生委員審査専門分科会は、審議会の所掌事務のうち民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員は、市議会議員の選挙権を有する委員のうちから会長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、市議会議員のうちから指名される委員の数は、3人を超えてはならない。

3 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、会長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。4 第5条及び第6条の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この

場合において、同条第3及び第4項中「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

5 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。（民生委員審査専門分科会以外の専門分科会の所掌事務等）

第9条 次の各号に掲げる専門分科会は、審議会の所掌事務のうちそれぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 障害者健康福祉専門分科会身体障害者、知的障害者及び精神障害者の健康福祉に関する事項
- (2) 児童健康福祉専門分科会児童及び母子の健康福祉に関する事項並びに第2条第2号に規定する事項
- (3) 高齢者健康福祉専門分科会高齢者の健康福祉に関する事項
- (4) 地域健康福祉専門分科会地域における健康福祉に関する事項
- (5) 第7条第6号の規則で定める専門分科会 前条第1項及び前各号に規定する事項のほか、規則で定める事項

2 前項各号に掲げる専門分科会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 第5条及び第6条の規定は、第1項各号に掲げる専門分科会について準用する。

4 審議会は、第1項各号に掲げる専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。（審査部会）

第10条 障害者健康福祉専門分科会に、審査部会を置く。

2 審査部会は、障害者健康福祉専門分科会の所掌事務のうち次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師の指定に関する事項
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るものを除く。)の指定に関する事項

3 審査部会に属する委員及び臨時委員は、障害者健康福祉専門分科会に属する医師である委員及び臨時委員のうちから、会長が指名する。

4 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

5 第5条(第1項を除く。)及び第6条の規定は、審査部会について準用する。

6 審議会は、第2項各号に掲げる事項に関して市長から諮問を受けたときは、審査部会の決

議をもって審議会の決議とすることができる。(意見の聴取等)

第 11 条 審議会, 専門分科会及び審査部会(以下「審議会等」という。)は, 必要に応じて委員及び臨時委員以外の関係者に対し, 審議会等の会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き, 又は資料の提出を求めることができる。(社会福祉法等との関係)

第 12 条 民生委員審査専門分科会は, 法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会とする。

2 障害者健康福祉専門分科会は, 法第11条第1項に規定する身体障害者福祉専門分科会とする。

3 児童健康福祉専門分科会は, 法第12条第2項において読み替えて適用される法第11条第1項に規定する児童福祉専門分科会とする。

4 審査部会は, 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する審査部会とする。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項 は, 市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成20年4月1日から施行する。(柏市附属機関設置条例の一部改正)

2 柏市附属機関設置条例(平成8年柏市条例第6号)の一部を次のように改める。

別表市長の項柏市健康福祉審議会の目を削る。

附 則(平成25年条例第24号)

この条例は, 平成 25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第33号) この条例は, 平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第10号) この条例は, 公布の日から施行する。

## 2 柏市健康福祉審議会 地域健康福祉専門分科会

### (1) 委員名簿

(敬称略 五十音順)

| 氏名      | よみ       | 所属など                | 備考  |
|---------|----------|---------------------|-----|
| 阿 部 孝   | アベ タカシ   | 柏市ふるさと協議会連合会会長      |     |
| 新 井 祐 介 | アライ ユウスケ | 公募委員                |     |
| 岡 田 剛   | オカダ ツヨシ  | 柏市医師会理事             |     |
| 豊 田 宗 裕 | トヨダ ムネヒロ | 聖徳大学心理・福祉学部社会福祉学科教授 |     |
| 中 川 博   | ナカガワ ヒロシ | 社会福祉法人柏市社会福祉協議会会長   | 会長  |
| 二 瓶 陽 子 | ニハイ ヨウコ  | 柏市生涯現役促進協議会         |     |
| 山 名 恵 子 | ヤマナ ケイコ  | 柏市民生委員児童委員協議会会長     | 副会長 |

### (2) 開催概要

| 開催年月日                 | 主な審議事項                                                                                                                                      |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2023年(令和5年)<br>10月26日 | (1) 第4期柏市地域健康福祉計画の進捗確認について<br>(2) 第5期柏市地域健康福祉計画策定方針について                                                                                     |
| 2024年(令和6年)<br>2月22日  | (1) 柏市重層的支援体制整備事業(かしまる)の進捗状況について<br>(2) 第5期柏市地域健康福祉計画策定について                                                                                 |
| 2024年(令和6年)<br>6月27日  | (1) 「柏市の地域福祉を取り巻く現状と課題」について<br>(2) 「地域健康福祉像」と「基本方針」(案)について<br>(3) 「基本施策」(案)について                                                             |
| 2024年(令和6年)<br>8月29日  | (1) 第1章計画策定の趣旨とこれからの地域福祉の在り方について<br>(2) 第4章基本方針別の施策と取組の推進について                                                                               |
| 2024年(令和6年)<br>10月30日 | (1) 第1章 計画策定の趣旨とこれからの地域福祉の在り方について<br>(2) 第2章 柏市の地域福祉を取り巻く現状と課題について<br>(3) 第3章 計画の全体像について<br>(4) 第4章 基本方針別の施策と取組みの推進について<br>(5) その他の関連計画について |
| 2025年(令和7年)<br>1月29日  | (1) パブリックコメントの実施結果<br>(2) 第5期柏市地域健康福祉計画(資料編/詳細版)の確認<br>(3) 第5期柏市地域健康福祉計画(本編/ガイドブック版)の確認                                                     |

### 3 用語の説明

以下の用語については、各ページの脚注を参照ください。

| 行     | 用語                 | 項   | 用語                        | 項   |
|-------|--------------------|-----|---------------------------|-----|
| 【あ 行】 |                    |     |                           |     |
|       | NICU               | 77  |                           |     |
| 【か 行】 |                    |     |                           |     |
|       | かしまるネット            | 64  | かしわオレンジSOSネットワーク          | 73  |
|       | 柏市子ども会育成連絡協議会      | 32  | 柏市消費生活サポーター               | 56  |
|       | 柏市訪問型生活支援サポーター     | 59  | 基幹相談支援センター                | 64  |
|       | (利用者支援事業)基本型       | 102 | ゲートキーパー                   | 31  |
|       | 権利擁護               | 2   | (利用者支援事業)こども家庭センタ<br>ー型   | 102 |
|       | こども食堂              | 79  | こどもの貧困                    | 2   |
|       | コミュニティ・スクール        | 30  |                           |     |
| 【さ 行】 |                    |     |                           |     |
|       | 災害ボランティアセンター       | 82  | 再犯防止                      | 2   |
|       | サロン                | 31  | CSW                       | 57  |
|       | 自主防災組織             | 82  | 社会的孤立                     | 1   |
|       | 周産期                | 77  | 住宅確保要配慮者                  | 85  |
|       | 住民参加型在宅福祉サービス事業    | 57  | 生活困窮                      | 2   |
|       | 成年後見制度             | 29  |                           |     |
| 【た 行】 |                    |     |                           |     |
|       | ダブルケア              | 2   | 地域いきいきセンター                | 9   |
|       | 地域健康福祉             | 1   | 地域生活課題                    | 6   |
|       | 地域生活支援拠点等          | 9   | 地域包括ケアシステム                | 56  |
|       | 地域包括支援センター         | 9   | 地区社会福祉協議会                 | 57  |
|       | DV(ドメスティック・バイオレンス) | 25  | デマンドタクシー                  | 86  |
|       | (利用者支援事業)特定型       | 102 |                           |     |
| 【な 行】 |                    |     |                           |     |
|       | 認知症サポーター           | 59  | (利用者支援事業)妊婦等包括相談<br>支援事業型 | 102 |
| 【は 行】 |                    |     |                           |     |
|       | はぐはぐひろば            | 9   | 8050問題                    | 2   |
|       | ひきこもり              | 2   | 避難行動要支援者                  | 56  |
|       | 福祉有償運送             | 86  | プラットフォーム                  | 62  |
|       | ふるさと協議会            | 56  | フレイル                      | 72  |
|       | 保護司                | 33  |                           |     |
| 【ま 行】 |                    |     |                           |     |
|       | 民生委員・児童委員          | 30  |                           |     |
| 【や 行】 |                    |     |                           |     |
|       | ヤングケアラー            | 2   | 要保護児童                     | 89  |